

第1期中期目標期間業務実績報告書 (平成16年度～平成20年度)

平成21年6月



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

目 次

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（中期目標）	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと るべき措置（中期計画）	
2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価	
（1）大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）	
1）大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）	
① 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	2
② 評価体制の整備等	3
③ 評価の実施	6
④ 評価結果の検証等	8
2）短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）	
① 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	10
② 評価体制の整備等	12
③ 評価の実施	14
④ 評価結果の検証等	16
3）高等専門学校 ¹ の教育研究等の総合的状況に関する評価（高等専門学校機関別認証評価）	
① 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価	17
② 試行的評価の実施	19
③ 評価体制の整備等	21
④ 評価の実施	23
⑤ 評価結果の検証等	25
（2）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）	
① 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	28
② 評価体制の整備等	30
③ 評価の実施	33
④ 評価結果の検証等	37
⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	39
（3）国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価（国立大学法人等の教育研究評価）	
① 評価方法の開発	40
② 評価体制の整備等	43
③ 評価の実施	45
3 学位授与	
（1）単位積み上げ型による学士の学位授与について	
① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況	48
② 専攻区分の見直し及び改正	53
③ 審査組織の整備	56
④ 不合格者に対する不合格理由の通知	59
⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善	60
⑥ 電子申請システムの運用	62
⑦ 試験場の配置	66

⑧ 身体に障害のある者への特別措置	67
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査	70
⑩ 認定を受けた専攻科の水準維持についての審査	72
⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	75
⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査及び外部検証	77
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	
① 省庁大学校の教育課程の認定審査	79
② 認定を受けた教育課程の水準維持についての審査	83
③ 審査組織の整備	85
④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	87
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施	89
⑥ 省庁大学校修了者に対する学位授与に関する外部検証	93

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	
1) 調査研究プロジェクト	
① 大学評価の手法, 評価指標の研究開発	94
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究	99
③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究	104
④ 大学評価における情報技術 (IT) の活用研究	108
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究	112
2) 研究成果の公表等	117
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	
1) 調査研究プロジェクト	
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	121
ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究	
イ 機構での学位取得後, 1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究	
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	129
ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究	
イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究	
2) 研究成果の公表等	134

5 情報の収集, 整理, 提供

(1) 評価に関する情報の収集, 整理, 提供	
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集, 整理, 提供	
① 大学情報データベースシステムによる情報の提供	139
② 大学等から提供された情報の整理・分析	143
③ 評価担当者及び各大学等への情報の提供	144
④ 情報基盤の強化	145
⑤ 大学情報データベースシステムによる情報提供の充実	146
2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報, 評価に関する調査研究資料等の収集, 整理, 提供	
① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集, 整理, 提供	147

② 国内外の評価機関の情報の収集, 整理, 提供	149
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集, 整理, 提供	152
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集, 整理, 提供	153
⑤ 大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報の外国語による提供	154
(2) 学習の機会に関する情報の収集, 整理, 提供	
1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について	
① 科目等履修生制度に関する情報	156
② 認定専攻科に関する情報	158
③ 大学情報データベースシステムによる情報の活用	159
④ ウェブサイトによる情報提供の充実	160
6 その他上記に関連する業務	
(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	
① 国内の他の評価機関との連携・協力	161
② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築	163
③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築	167
(2) 広報活動の実施	
① 機構の活動等の積極的発信	169
② ウェブサイトのアクセス	174
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	
① 評価に関するシンポジウム等の開催	177
② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施	181
③ アンケート調査の実施	183
1 総合的事項	
(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等	185
(2) 自己点検・評価の実施	187
II 業務運営の効率化に関する事項 (中期目標)	191
1 業務運営の効率化 (中期計画)	
① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進	192
② ITの積極的な活用	194
③ ペーパーレス化の推進	194
④ 競争性を確保した効率的な調達	196
IV 財務内容の改善に関する事項 (中期目標)	197
III 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画 (中期計画)	200
IV 短期借入金の限度額 (中期計画)	204
V 重要な財産の処分等に関する計画 (中期計画)	205
VI 剰余金の使途 (中期計画)	206

V	その他業務運営に関する重要事項（中期目標）	207
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項（中期計画）	
	（1）人事に関する計画（VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項）	
	① 組織体制の整備及び職員の適正配置	207
	② 研修等の実施	210
	③ 教員採用の公募	213
	（2）人員に係る指標（VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項）	217

（別紙1）平成16～20年度 予算

（別紙2）平成16～20年度 収支計画

（別紙3）平成16～20年度 資金計画

（注）本実績報告書の章番号は番号順ではなく、中期目標・中期計画に準じている。なお、構成については、各事業年度実績報告書の掲載順に準じている。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

機構は、以下の各項に掲げる大学等の評価に関する業務を適切に実施することにより、

- ① 教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる
- ② 大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会にわかりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく
- ③ 第三者評価機関として大学の教育研究等の質を保証し、このことを通じて我が国の高等教育の国際的通用力の確保等に資することを目指し、もって我が国の高等教育機関の個性ある発展、教育研究水準の向上等に資する。また、評価業務の実施にあたっては、大学等関係者の意見を踏まえつつ、常により良い評価の仕組みの構築に向け、その改善に努めることが必要である。

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

国・公・私立大学からの求めに応じて、大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各大学の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した大学に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (1) 1)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）１）

① 大学からの求めに応じて、機構が定める大学評価基準に従って当該大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該大学が大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。

（１）大学機関別認証評価委員会の設置と検討状況

P.3 ②評価体制の整備等－（１）参照

（２）文部科学大臣からの大学の認証評価機関としての認証

P.3 ②評価体制の整備等－（２）参照

（３）評価の受付

P.6 ③評価の実施－（１），（２）参照

（４）評価体制の整備

P.4 ②評価体制の整備等－（４）参照

（５）評価の実施

P.7 ③評価の実施－（３）参照

（６）評価結果の検証等

P.8 ④評価結果の検証等 参照

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）１）

② 評価体制の整備等

平成１６年度に大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。

平成１６年度に文部科学大臣から大学の認証評価機関としての認証を受ける。

平成１６年度中に、ネットワークを利用した評価作業システムを構築する。

各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

（１）大学機関別認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

① 大学機関別認証評価委員会の設置

平成15年11月に大学評価準備委員会を設置し、大学機関別認証評価の基本的方針及び大学評価基準について検討を行い、その結果を「大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「大学評価基準（案）」としてとりまとめ、大学団体等関係者にこれらに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。

平成16年度は、社会、経済、文化等の有識者からなる大学機関別認証評価委員会を4月に設置し、準備委員会における検討経過等を踏まえ、評価基準、評価方法等基本的事項及び具体的な認証評価の在り方について審議した。

なお、委員の任期が平成18年4月、平成20年4月にそれぞれ満了することに伴い、後任の委員を、運営委員会、評議員会の議を経て選考した。

② 評価基準及び評価方法等の決定

同委員会の下に検討チームを置き、大学評価基準及び評価方法等の検討を行った。

具体的には、「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」について平成12年度から平成15年度まで実施した試行的評価の経験や大学関係者等の意見を踏まえつつ、「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」について審議を重ねた後、正式に「大綱」「基準」として決定した。

また、評価方法等に関し、試行的評価の際に用いたマニュアルを参考に、大学が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者が必要とする「評価実施手引書」、訪問調査の際の準備事項等を記載した「訪問調査実施要項」を決定した。

（２）文部科学大臣からの大学の認証評価機関としての認証

平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に文部科学大臣から認証された。

（３）ネットワークを利用した評価作業システムの構築

評価作業においては、評価担当者等の負担軽減の観点から、評価プロセスの簡素化・効率化が不可欠と考え、試行的評価で利用した以下の2つのネットワーク関連システムを、平成17年度以降に実施する認証評価において引き続き利用するための見直しを行い、平成17年度にシステムの改善を図った。

① 意見照会票受信確認システム

大学等が意見の申立てを行う際に、ウェブサイトから意見申立書の様式ファイルをダウンロードし、作成したファイルを機構に送信することができるほか、機構側からも意見申立書の提出状況を確認することができるシステムである。

認証評価において、評価対象大学が多数に及んだ場合にも、このシステムの活用により評価作業の円滑な実施が可能となっている。

② メーリングリスト

評価作業を実施する際に、複数の評価担当者間でセキュリティに配慮しつつ、電子メールを使って情報交換・連絡を行うシステムである。

各評価担当者が、相互に十分なコミュニケーションを確保しつつ、効率的に評価作業にあたることで、このシステムの活用により可能となっている。

(4) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 評価における評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び意見申立審査会の設置

平成17年度に、大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する評価部会（平成17年度1部会、平成18、19年度10部会、平成20年度6部会）、財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を設置した。

また平成18年度に各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。平成19年度には、意見の申立てについて審議を行う意見申立審査会を設置した。

構成員は、評価部会及び財務専門部会は大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員、運営小委員会は各評価部会の部長等、意見申立審査会は専門委員とした。

なお、専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して推薦依頼を行い、対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家等を専門委員選考委員会及び運営委員会の議を経て選考している。

(5) 選択的評価事項の決定

機構が規定した11の評価基準のほか、平成18年度から希望する大学を対象とした選択的評価事項（「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」）を設定した。

これら2つの選択的評価事項については、平成17年5月9日の大学機関別認証評価委員会で評価方法等を審議し、実施大綱等の改訂案をとりまとめ、国立大学協会等の関係団体にこれに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。その後、関係団体からの意見を踏まえ、6月開催の委員会において決定した。

(6) 評価基準等の見直し

平成18年度は、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、国立大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。その際、自己評価実施要項及び評価実施手引書につい

ても併せて改訂を行った。

(7) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、研修会を実施した。

本研修会では、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いシミュレーションを行うなど具体的な事例説明等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）１）

③ 評価の実施

平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施する。

評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

(1) 評価の申請の受付

評価の受付にあたっては、機構の評価を受けることを検討している大学を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等についての説明を行うなど、機構への申請について検討を依頼した。

その結果、評価対象となった大学は、以下(2)のとおりである。

その他、以下①～③を実施した。

- ① 翌年度の認証評価のため、機構の実施する認証評価を受けていないの国公立大学に依頼文書を送付した。
- ② 各国公立大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。
- ③ 申請受付に先立って、認証評価に関する説明会を実施し、その周知に努めた。

(2) 評価対象大学（受付状況）

- 平成17年度評価対象大学：平成16年度受付（4校（国立2校、公立2校））

（国立）長岡技術科学大学，豊橋技術科学大学

（公立）公立ほこだて未来大学，大分県立看護科学大学

- 平成18年度評価対象大学：平成17年度受付（10校（国立7校、公立3校））

（国立）弘前大学，岩手大学，秋田大学，山形大学，東京農工大学，京都教育大学，徳島大学

（公立）奈良県立医科大学，沖縄県立芸術大学，沖縄県立看護大学

- 平成19年度評価対象大学：平成18年度受付（38校（国立37校、私立1校））

（国立）室蘭工業大学，旭川医科大学，北見工業大学，東北大学，福島大学，千葉大学，東京外国語大学，東京工業大学，一橋大学，横浜国立大学，新潟大学，上越教育大学，金沢大学，山梨大学，信州大学，岐阜大学，浜松医科大学，名古屋大学，愛知教育大学，三重大学，京都大学，大阪教育大学，兵庫教育大学，奈良女子大学，和歌山大学，鳥取大学，岡山大学，鳴門教育大学，愛媛大学，高知大学，九州大学，長崎大学，宮崎大学，鹿児島大学，鹿屋体育大学，総合研究大学院大学，北陸先端科学技術大学院大学

（私立）大妻女子大学

- 平成20年度評価対象大学：平成19年度受付（11校（国立4校、公立5校、私立2校））

（国立）宇都宮大学，東京海洋大学，京都工芸繊維大学，神戸大学

(公立) 国際教養大学, 神奈川県立保健福祉大学, 大阪市立大学, 尾道大学,
宮崎県立看護大学
(私立) 日本社会事業大学, 光産業創成大学院大学

○ 平成21年度評価対象大学：平成20年度受付（37校（国立27校，公立10校））

(国立) 北海道大学, 北海道教育大学, 小樽商科大学, 茨城大学, 群馬大学, 埼玉大学,
東京大学, 東京医科歯科大学, お茶の水女子大学, 電気通信大学, 福井大学,
静岡大学, 名古屋工業大学, 滋賀大学, 滋賀医科大学, 大阪大学, 奈良教育大学,
島根大学, 広島大学, 山口大学, 香川大学, 福岡教育大学, 九州工業大学,
佐賀大学, 熊本大学, 大分大学, 奈良先端科学技術大学院大学
(公立) 群馬県立女子大学, 前橋工科大学, 横浜市立大学, 富山県立大学, 京都府立大学,
大阪府立大学, 兵庫県立大学, 岡山県立大学, 高知女子大学, 北九州市立大学

(3) 評価の実施

1) 書面調査の実施

委員及び専門委員が、各対象大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会、財務専門部会で、それぞれの評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会をそれぞれ訪問調査実施前までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

なお、各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局からの委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、対象大学に対して書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項を中心に、2～3日間の日程で実施した。

なお、訪問調査を行う際、対象大学に対しては、訪問調査の4週間前までに訪問調査スケジュール及び視察を行う施設・設備等を通知するほか、3～4週間前までに訪問調査時の確認事項を送付するなど、対象大学との共通理解を図るよう努めた。

3) 評価結果の確定、公表

評価結果（原案）は、書面調査及び訪問調査を経て、各評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議を行い、各年度1月に意見の申立ての手続のため、各対象大学に通知した。その後、各年度3月開催の大学機関別認証評価委員会において、最終的な評価結果を確定し、各対象大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。なお、平成17年度から平成20年度に評価を実施した63大学に対しては、大学評価基準を満たしていたため、その結果を伝えるとともに、その優れた点や改善すべき点等を指摘した。

また、年度ごとに実施した評価結果を「大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載し、公表した。

なお、意見申立てのあった対象大学については、申立て内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）１）

④ 評価結果の検証等

評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

（１）検証の実施内容等

① 実施体制

平成18年度より前年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。なお、認証評価を実施した大学が平成17年度４校（短期大学２校）、平成18年度10校（短期大学が１校）、平成19年度38校（短期大学が２校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。

（２）検証の結果等

１）平成17年度に実施した認証評価の検証について

アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善、学習相談・助言の強化のためオフィスアワーを設定、などの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。

一方で、課題となる点として、

- ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと
- ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと

などが確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。

なお、これらの検証結果については、平成19年３月に「平成17年度に実施した大学機関別

認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。

当該報告書については、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付した。

2) 平成18, 19年度に実施した認証評価の検証について

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

3) 検証結果のとりまとめ

平成17, 18年度実施分の検証結果については、平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年3月に「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」、平成19年11月に「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてそれぞれとりまとめた。また、平成19年度実施分の検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。これらは機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。

なお、平成20年度において、17年度から19年度の経年データについて集計し、これらを基礎データとして活用できるようにした。

(3) 外部検証

P.189 1 - (2) - (2) ③外部有識者による検証 参照

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

国・公・私立短期大学の求めに応じて、短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該短期大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各短期大学の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した短期大学に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (1) 2)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (1) 2)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2 (1) 2)

- ① 短期大学からの求めに応じて、機構が定める短期大学評価基準に従って当該短期大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該短期大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。

(1) 短期大学機関別認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

P.12 ②評価体制の整備等－(1) 参照

(2) 文部科学大臣からの短期大学の認証評価機関としての認証

P.12 ②評価体制の整備等－(2) 参照

(3) 評価の受付

P.14 ③評価の実施－(1), (2) 参照

(4) 評価体制の整備

P.12 ②評価体制の整備等－(3) 参照

(5) 評価の実施

P.14 ③評価の実施－(3) 参照

(6) 評価結果の検証等

P.16 ④評価結果の検証等 参照

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2（1）2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2（1）2）

② 評価体制の整備等

平成16年度に短期大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。

平成16年度に文部科学大臣から短期大学の認証評価機関としての認証を受ける。

各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

（1）短期大学機関別認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

① 短期大学機関別認証評価委員会の設置

平成15年11月に短期大学評価準備委員会を設置し、短期大学機関別認証評価の基本的方針及び短期大学評価基準について検討を行い、その結果を「短期大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「短期大学評価基準（案）」としてとりまとめ、短期大学団体等関係者にこれらに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。

平成16年度は、社会、経済、文化等の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会を平成16年4月に設置し、準備委員会における検討経過等を踏まえ、評価基準、評価方法等基本的事項及び具体的な認証評価の在り方について審議した。

なお、委員の任期が平成18年4月、平成20年4月に満了することに伴い、後任の委員を、運営委員会、評議員会の議を経て選考した。

② 評価基準及び評価方法等の決定

同委員会においては、短期大学評価基準及び評価方法等の審議を行った。

「短期大学機関別認証評価実施大綱」及び「短期大学評価基準」については、それまでの短期大学評価準備委員会における策定作業を引き継ぎ、短期大学機関別認証評価委員会では平成12年度から平成15年度まで実施した試行的評価の経験や短期大学関係者等の意見を踏まえつつ、慎重に審議を重ねて決定した。

また、評価方法等に関し、試行的評価の際に用いたマニュアルを参考に、短期大学が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者が必要とする「評価実施手引書」、訪問調査の際の準備事項等を記載した「訪問調査実施要項」を決定した。

（2）文部科学大臣からの短期大学の認証評価機関としての認証

平成16年10月22日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年1月14日に文部科学大臣から認証された。

（3）評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 評価における評価部会及び財務専門部会の設置

短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる短期大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する評価部会及び財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を各1部会設置した。

また平成19年度は、意見の申立てについて審議を行う意見申立審査会を設置した。

構成員は、評価部会及び財務専門部会は短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員、意見申立審査会は専門委員とした。

なお、専門委員については、公私立短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して推薦依頼を行い、対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を専門委員選考委員会及び運営委員会の議を経て選考している。

(4) 選択的評価事項の決定

機構が規定した11の評価基準のほか、平成18年度から希望する短期大学を対象とした選択的評価事項「選択的評価事項A 研究活動の状況」、「選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設定した。

これら2つの選択的評価事項については、平成17年5月16日の短期大学機関別認証評価委員会で評価方法等を審議し、実施大綱等の改訂案をとりまとめ、全国公立短期大学協会等の関係団体にこれに対する意見照会（パブリックコメント）を行った。その後、関係団体からの意見を踏まえ、6月開催の委員会において決定した。

(5) 評価体制等の見直し

平成18年度は、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、全公立短期大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。その際、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

(6) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう研修会を実施した。

本研修会では、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いシミュレーションを行うなど具体的な事例説明等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）２）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）２）

③ 評価の実施

平成17年度から、短期大学からの申請に基づいて評価を実施する。

評価実施年度の前年に、各短期大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

（１）評価の申請の受付

評価の受付にあたっては、機構の評価を受けることを検討している短期大学を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等についての説明を行うなど、機構への申請について検討を依頼した。

その結果、評価対象となった短期大学は、以下（２）のとおりである。

その他、以下①～③を実施した。

- ① 翌年度の認証評価のため、機構の実施する認証評価を受けていないの公私立短期大学に依頼文書を送付した。
- ② 各公私立短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。
- ③ 申請受付に先立って、認証評価に関する説明会を実施し、その周知に努めた。

（２）評価対象短期大学（受付状況）

- 平成17年度評価対象短期大学：平成16年度受付（２校（公立２校））

（公立）新見公立短期大学，長野県短期大学

- 平成18年度評価対象短期大学：平成17年度受付（１校（公立１校））

（公立）川崎市立看護短期大学

- 平成19年度評価対象短期大学：平成18年度受付（２校（公立１校，私立１校））

（公立）山形県立米沢女子短期大学

（私立）大妻女子大学短期大学部

- 平成20年度評価対象短期大学：平成19年度受付（２校（公立２校））

（公立）秋田公立美術工芸短期大学，大月短期大学

- 平成21年度評価対象短期大学：平成20年度受付（１校（公立１校））

（公立）岐阜市立女子短期大学

（３）評価の実施

１）書面調査の実施

委員及び専門委員が、対象短期大学から提出された自己評価書及び根拠資料・データ等に

ついて、評価部会、財務専門部会で、それぞれの評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会をそれぞれ訪問調査実施前までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

なお、各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局からの委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、2～3日間の日程で訪問調査を実施した。

なお、訪問調査を行う際、対象短期大学対しては、訪問調査の4週間前までに訪問調査スケジュール及び視察を行う施設・設備等を通知するほか、3～4週間前までに訪問調査時の確認事項を送付するなど、対象短期大学との共通理解を図るように努めた。

3) 評価結果の確定、公表

評価結果（原案）は、書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議を行い、各年度1月に意見の申立ての手續のため、各対象短期大学に通知した。その後、2月（平成18、19年度は3月）開催の短期大学機関別認証評価委員会において、最終的な評価結果を確定し、当該短期大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。なお、平成17年度から平成20年度に評価を実施した7短期大学に対しては、その全てが短期大学評価基準を満たしていたため、その結果を伝えるとともに、その優れた点や改善すべき点等を指摘した。

また、年度ごとに実施した評価結果を「短期大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載し、公表した。

なお、意見申立てのあった対象短期大学については、申立て内容や、その対応についても記載した評価結果を対象短期大学に送付するとともに公表した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2（1）2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2（1）2）

④ 評価結果の検証等

評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

平成18年度より前年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施したが、対象が少数であったため、短期大学及び大学を併せて検証を行った。本中期計画の実施内容は P. 8 に記載。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

3) 高等専門学校等の教育研究等の総合的状況に関する評価

国・公・私立高等専門学校の求めに応じて、高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該高等専門学校及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各高等専門学校の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した高等専門学校に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (1) 3)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価

3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (1) 3)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2 (1) 3)

① 高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める高等専門学校評価基準に従って当該高等専門学校の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該高等専門学校の優れた点や改善すべき点等を指摘する。

(1) 高等専門学校機関別認証評価委員会の設置とその検討状況

P.19 ②試行的評価の実施 及び P.21 ③評価体制の整備等－(1) 参照

(2) 文部科学大臣からの高等専門学校の認証評価機関としての認証

P.21 ③評価体制の整備等－(2) 参照

(3) 評価体制の整備

P.21 ③評価体制の整備等－(3) 参照

(4) 評価の実施

P.24 ④評価の実施－(3) 参照

(5) 評価の受付

P.23 ④評価の実施－(1), (2) 参照

(6) 評価結果の検証

P.25 ⑤評価結果の検証等 参照

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）３）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）３）

② 試行的評価の実施

高等専門学校に対する評価方法の開発等に資するため、平成16年度に試行的評価を実施する。

（１）試行的評価の実施体制の整備

高等専門学校の評価については、機構の検討会議により平成15年8月にとりまとめられた「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕」において、「機構におけるこれまでの大学評価のノウハウが必ずしも生かすことができない部分があると思われることから、本格的な評価に先立ち試行を実施することが必要」と提言されたことを受け、高等専門学校の個性や特色を踏まえた評価を実施するための評価基準の作成及び評価方法の開発等に資することを目的として、試行的評価を実施した。この評価は、国公私立の高等専門学校の関係団体に協力を要請し、国立5校、公立1校、私立2校の計8校について実施した。

評価にあたっては、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、4つの評価部会を設置（1部会につき2校）した。各評価部会は、認証評価委員会委員のほか、高等専門学校や大学の教員、財務の専門家などによる専門委員で構成した。この際、評価対象校の学科構成等を考慮するとともに、各委員及び専門委員が自身と密接な関係にある対象校の評価には携わることをのまないよう配慮を行った。

このほか、部会相互間の調整を図ることなどを目的として、運営小委員会を設置した。

また、「認証評価（試行的評価）に関するQ&A」を作成するとともに、5月中旬から6月上旬にかけて試行的評価の対象校に訪問説明を行うなど、円滑な評価作業が可能となるよう配慮を行った。

（２）試行的評価の実施

① 書面調査の実施

書面調査では、平成16年7月末に評価対象の各高等専門学校から提出された自己評価書と根拠となる資料・データを基に、分析を行った。また、訪問調査実施前の9月から10月にかけては、各委員ごとの分析結果を踏まえ評価部会としての分析を行うため、各評価部会を2回開催し、意見の集約を行った。

特に、委員から事務局に寄せられた書面調査にあたっての疑問点等の問い合わせについて、委員全体で共有すべき点があった場合は、事務局から全委員に連絡を行い情報の共有を図るなどして、調査の円滑化を図った。

② 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして対象校の状況を調査するとともに、各対象校の教育の現場や施設設備の状況について視察することなどを目的として、平成16年10月中旬から11月中旬にかけて3日間の日程で実施した。

評価対象校に対しては、訪問調査開始の4週間前までに訪問調査のスケジュール及び視察する授業・施設、面談対象者の準備依頼を、訪問調査開始の2週間前までに書面調査段階の分析状況、訪問調査時の確認事項を送付した上で訪問調査を行った。

③ 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価報告書（原案）を決定し、意見の申立て手続のため各対象校に送付した。その後、同認証評価委員会は、申立てに対する対応を審議した上で、各対象校及びその設置者に対して評価報告書を送付した。

なお、試行的評価の評価対象校及び評価担当者への意見照会等を通じて明らかとなった課題等を取りまとめた「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）評価報告」を作成し、機構のウェブサイトに掲載するとともに、全高等専門学校を含む関係機関に送付した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）３）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）３）

③ 評価体制の整備等

試行的評価の状況を踏まえ、平成16年度に高等専門学校機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備評価基準及び評価方法等を決定する。

平成17年度までに文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を受ける。

各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

（１）評価体制の整備

① 高等専門学校機関別認証評価委員会等の設置

平成15年12月に社会、経済、文化等の有識者からなる高等専門学校評価準備委員会を設置し、平成16年3月まで試行的評価の実施体制や実施方法について検討した。

平成16年度には、社会、経済、文化等の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会を4月に設置し、準備委員会における検討経過等を踏まえ、評価基準、評価方法等基本的事項及び具体的な認証評価について審議した。

また、同委員会の下に、委員会の会議の議案を整理することなどを目的として運営小委員会を設置するとともに、評価の対象となる高等専門学校ごとの状況を調査するために評価部会を設置した。なお、委員の任期が平成18年4月、平成20年4月に満了することに伴い、後任の委員を、運営委員会、評議員会の議を経て選考した。

② 評価基準及び評価方法等の決定

同委員会においては、試行的評価の結果を踏まえ高等専門学校評価基準及び評価方法を決定するため、平成17年1月以降に運営小委員会、評価委員会を開催した。

具体的には、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」及び「高等専門学校評価基準」については、試行的評価を経験した高等専門学校の関係者や評価担当者に対しアンケート調査を実施し意見を聴取したほか、高等専門学校団体等関係者に意見照会（パブリックコメント）を行い、その意見を踏まえた上で決定した。

また、評価方法等についても、試行的評価の経験等を踏まえつつ、高等専門学校が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者が必要とする「評価実施手引書」、訪問調査を受ける際に準備事項等を整理した「訪問調査実施要項」を決定した。

（２）高等専門学校の認証評価機関としての認証の状況

平成17年3月30日に文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行い、平成17年7月12日に文部科学大臣から認証された。

（３）評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 評価部会、財務専門部会及び運営小委員会の設置

平成17年度に、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる高等専門学校の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結

果（原案）を作成する評価部会を3部会設置した。また、財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を1部会設置した。平成17年度以降、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。

構成員は、評価部会及び財務専門部会は高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員、運営小委員会は各評価部会の部会長等とした。

なお、専門委員については、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して推薦依頼を行い、対象高等専門学校の学科等の状況に応じて各分野の専門家を専門委員選考委員会及び運営委員会の議を経て選考した。

また、各評価部会に所属する一般科目を担当する専門委員の数を充実させるべきとの高等専門学校機関別認証評価委員会の意見を踏まえ、平成18年度からは各部会に3人（平成17年度は2人）を配置することにするなどの見直しを行った。

② 意見申立審査会の設置

平成19年5月、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価結果（原案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行う意見申立審査会を設置した。意見申立審査会は、専門委員で構成した。

（4）評価体制等の見直し

平成17年度以降、翌年度実施の評価に向け、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校機関別認証評価基準についてより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、高等専門学校等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

さらに平成19年度には、19年度実施の評価に向け、評価担当者用の「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析にあたっての留意点等について」について、より分かりやすい内容とし、評価担当者が活用できるよう改訂した。

なお、平成20年度は、翌年度実施の評価への申請校がないため、上記見直しは行っていない。

（5）評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が、認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、研修会を実施した。

本研修会では、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例等の説明が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

なお、20年度は評価担当者全員が既に機構の評価の経験者であること、また、評価作業等も19年度との大きな変更がないことから、一同に会しての研修会ではなく、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「各基準の分析にあたっての留意点」や「評価作業マニュアル」等を作成し、平成20年6月10日に書面にて配付した。また、不明な点等がある場合には、その都度、事務局への問い合わせができるような対応も行った。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）３）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）３）

④ 評価の実施

平成１７年度から、高等専門学校からの申請に基づいて評価を実施する。

評価実施年度の前年に、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該高等専門学校及び設置者に提供し並びに公表する。

(１) 評価の申請の受付

評価の受付にあたっては、機構の評価を受けることを検討している高等専門学校を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等についての説明を行うなど、機構への申請について検討を依頼した。

その結果、評価対象となった高等専門学校は、以下（２）のとおりである。

- ① 翌年度の認証評価のため、機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公私立高等専門学校に依頼文書を送付した。
- ② 各高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。
- ③ 申請受付に先立って、認証評価に関する説明会を実施し、その周知に努めた。

(２) 評価対象高等専門学校（受付状況）

- 平成17年度評価対象高等専門学校：平成17年度受付（18校（国立17校，私立1校））

(国立) 釧路工業高等専門学校，旭川工業高等専門学校，八戸工業高等専門学校，
宮城工業高等専門学校，仙台電波工業高等専門学校，茨城工業高等専門学校，
富山商船高等専門学校，福井工業高等専門学校，沼津工業高等専門学校，
鈴鹿工業高等専門学校，明石工業高等専門学校，和歌山工業高等専門学校，
広島商船高等専門学校，阿南工業高等専門学校，高知工業高等専門学校，
有明工業高等専門学校，都城工業高等専門学校
(私立) 金沢工業高等専門学校

- 平成18年度評価対象高等専門学校：平成17年度受付（18校（国立18校））

(国立) 一関工業高等専門学校，木更津工業高等専門学校，長野工業高等専門学校，
岐阜工業高等専門学校，鳥羽商船高等専門学校，舞鶴工業高等専門学校，
奈良工業高等専門学校，松江工業高等専門学校，呉工業高等専門学校，
徳山工業高等専門学校，宇部工業高等専門学校，弓削商船高等専門学校，
久留米工業高等専門学校，北九州工業高等専門学校，佐世保工業高等専門学校，
熊本電波工業高等専門学校，八代工業高等専門学校，鹿児島工業高等専門学校

- 平成19年度評価対象高等専門学校：平成18年度受付（20校（国立19校，私立1校））

(国立) 函館工業高等専門学校，苫小牧工業高等専門学校，秋田工業高等専門学校，
鶴岡工業高等専門学校，福島工業高等専門学校，小山工業高等専門学校，
群馬工業高等専門学校，東京工業高等専門学校，長岡工業高等専門学校，

富山工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校、
米子工業高等専門学校、津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校、
高松工業高等専門学校、詫間電波工業高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、
大分工業高等専門学校、
(私立) 近畿大学工業高等専門学校

- 平成20年度評価対象高等専門学校：平成19年度受付（2校（公立1校，私立1校））

(公立) 神戸市立工業高等専門学校
(私立) サレジオ工業高等専門学校

- 平成21年度評価対象高等専門学校：平成20年度受付（0校）

(3) 評価の実施

1) 書面調査の実施

委員及び専門委員が、各対象高等専門学校から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会、財務専門部会で、それぞれの評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会を訪問調査実施前までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、審議を行った。

なお、各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局からすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に2～3日間の日程で実施した。

なお、訪問調査を行う際、対象校に対しては、訪問調査の4週間前までに訪問調査スケジュール及び視察を行う施設・設備等を通知するほか、3～4週間前までに訪問調査時の確認事項を送付するなど、対象校との共通理解を図るよう努めた。

3) 評価結果の確定、公表

評価結果（原案）は、書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、各年度1月に意見の申立ての手続きのため、各対象校に通知した。その後、各年度3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において、最終的な評価結果を確定し、各対象高等専門学校及びその設置者に対して評価結果を通知した。なお、平成17年度から平成20年度に評価を実施した58高等専門学校に対しては、その全てが高等専門学校評価基準を満たしていたため、その結果を伝えるとともに、その優れた点や改善すべき点等を指摘した。

また、年度ごとに実施した評価結果を「高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載し、公表した。

なお、意見申立てのあった対象高等専門学校については、申立て内容や、その対応についても記載した評価結果を対象校に送付するとともに公表した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（１）３）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（１）３）

⑤ 評価結果の検証等

評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

（１）試行的評価の検証

１）検証の方針

平成16年度に認証評価（試行的評価）を受けた高等専門学校が評価結果を実際の教育研究活動等の改善に結びつけているかなど、評価の有効性、適切性について、アンケート調査及びインタビュー調査を通して多面的に調査した。

２）検証の内容等

① 実施体制

平成17年11月17日に評価研究部教員及び担当事務職員で構成した「認証評価に関する検討チーム」を設置した。検討チームは検証に係る調査の実施方法、調査内容を検討するとともに、調査結果の整理分析を行った。

② 検証の方法等

検証にあたっては、機構の評価方法への意見や対象高等専門学校における改善に向けた取組等を情報収集するため、平成16年度に認証評価（試行的評価）を実施した8高等専門学校のうち、平成17年度に認証評価（本評価）を実施した高等専門学校を除く4校の評価担当者に対し、平成18年2月にアンケート調査を、また3月にインタビュー調査を実施した。

なお、検証を行うにあたっては、平成16年度認証評価（試行的評価）直後に行ったアンケート調査及び自己評価担当者との懇談会で得られた内容を踏まえ実施した。

また、調査のとりまとめにあたっては、アンケート調査における9つの項目（「1. 評価基準及び観点について」、「2. 評価の方法及び内容について」、「3. 評価の作業量、スケジュール等 について」、「4. 評価全般について」、「5. 評価結果（評価報告書）について」、「6. 評価を受けたことによる効果・影響について」、「7. 評価結果の活用について」、「8. 評価の実施体制について」、「9. その他」）の5段階選択式回答、評価業務全般について気づいた点（良かった点、悪かった点など）や、評価を受けての感想、今後の認証評価に対しての意見についての自由記述回答、インタビュー調査における聴取内容を取りまとめた。

（２）検証の実施内容等

① 実施体制

試行的評価を受けた高等専門学校を対象として平成17年度に実施された調査を経て、平成18年度より前年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するた

め、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された過程については、可能なものから改善を図って行くことが必要であることから、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。

（３）検証の結果等

１）平成17年度に実施した認証評価の検証について

アンケート調査及びインタビュー調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、主要科目の常勤職員を採用し充実させた、シラバスの形式を統一し評価基準や評価方法について明確化した、などの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。一方で、課題となる点として、

- ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと
- ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと

などが確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。

２）平成18、19年度に実施した認証評価の検証について

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の３つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

３）検証結果のとりまとめ

平成17、18年度実施分の検証結果については、平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年3月に「平成17年度

に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」，平成19年11月に「平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。さらに，平成19年度実施分の検証結果については，平成21年1月に「平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。これらは機構のウェブサイトに掲載するとともに，対象校及び評価担当者に送付した。

なお，平成20年度において，17年度から19年度の経年データについて集計し，これらを基礎データとして活用できるようにした。

(4) 外部検証

P.189 1－(2)－(2) ③外部有識者による検証 参照

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

特に本中期目標期間においては、国・公・私立大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関する評価を適切に実施し、適格認定を行うことにより、法科大学院の教育研究活動の質の保証に資することとする。

また、評価の結果を当該大学及びその設置者に提供し、あわせて公表することにより、各法科大学院の教育研究等の質を保証するとともに、教育研究活動等の改善等に資する。

評価結果については、評価を実施した法科大学院に対する調査を実施し、その有効性等を確認する。

それらの調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において、評価の有効性、適切性等に関する総合的な検証を実施し、おおむね評価の目的が達成されているという評価を得る。

なお、法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (2)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (2)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2 (2)

- ① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、法科大学院評価基準を満たしている場合には適格認定を行うとともに、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を指摘する。

(1) 法科大学院認証評価委員会の設置と検討状況

P.30 ②評価体制の整備等－(1) 参照

(2) 文部科学大臣からの法科大学院の認証評価機関としての認証

P.31 ②評価体制の整備等－(2) 参照

(3) 評価の受付

P.33 ③評価の実施－(1), (2) 参照

(4) 評価体制の整備等

P.31 ②評価体制の整備等－(3) 参照

(5) 評価の実施

P.34 ③評価の実施－(3) 参照

(6) 年次報告書等の分析・調査の実施

P.35 ③評価の実施－(4) 参照

(7) 専門職大学院認証評価に関する検討会議

P.39 ⑤法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 参照

(8) 評価結果の検証等

P.37 ④評価結果の検証等 参照

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－２（２）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－２（２）

② 評価体制の整備等

平成16年度に法曹三者等をはじめとする有識者による法科大学院認証評価委員会(仮称)の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。平成16年度に文部科学大臣から法科大学院の認証評価機関としての認証を受ける。各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

(1) 法科大学院認証評価委員会の設置と評価基準等の検討状況

① 法科大学院認証評価委員会の設置

我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するような評価を実施するため、機構では平成15年2月に、法科大学院の認証評価に関する検討会議を設置し、法科大学院の認証評価の基本的方針、法科大学院評価基準及び評価方法等について検討を行い、その結果を「法科大学院評価基準要綱(案)」としてとりまとめ、大学団体等関係者にこれに対する意見照会(パブリックコメント)を行った。

平成16年度は、この検討会議における検討経過を踏まえ、法科大学院評価基準、評価方法等の法科大学院の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するための組織として、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者からなる法科大学院認証評価委員会を平成16年4月に設置した。なお、委員の任期が平成18年4月、平成20年4月に満了することに伴い、国公私立大学の関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化等各方面の有識者からなる後任の委員を、運営委員会、評議員会の議を経て選考した。

② 評価基準及び評価方法等の決定

平成16年4月に、前年度にとりまとめられた「法科大学院評価基準要綱(案)」について、意見照会(パブリックコメント)を行い、法科大学院関係者及び法曹関係者等に対して幅広く意見を求めた。

その後、法科大学院認証評価委員会において、法科大学院評価基準及び評価方法等を決定するため、平成16年10月までに4回の審議を行うとともに、委員会の会議の議案を整理するために運営連絡会議を4回開催した。(このほか、委員会等の審議に先立ち、機構内において法科大学院評価基準や評価方法等について議論を行うため、機構の教職員により度重なる検討を実施した。)

「法科大学院評価基準要綱」については、それまでの法科大学院の認証評価に関する検討会議における策定作業を引き継ぎ、試行的評価の経験や大学関係者等の意見を踏まえつつ、慎重に審議を重ねて決定した。

また、評価方法等についても整理を行い、大学が自己評価を実施するための「自己評価実施要項」、機構の評価担当者が評価を行うために必要となる「評価実施手引書」、対象大学が訪問調査を受ける際に準備及び対応していただく事項等を整理した「訪問調査実施要項」を決定した。この際、法科大学院の評価については、機関別認証評価と異なり、機

構が適格認定を行った法科大学院についてその質を継続的に保証していく観点から、年次報告書の提出を求めることなどについて工夫を行った。

なお、法科大学院認証評価に関する説明会を実施するとともに、随時各大学の要請に対応して各大学に出向いての説明、及び「法科大学院認証評価に関するQ&A」の機構のウェブサイトでの公開などにより、可能な限り情報提供を行い、機構の行う認証評価の周知徹底に努めた。

(2) 文部科学大臣からの法科大学院の認証評価機関としての認証

法科大学院評価基準要綱等を策定し、平成16年11月11日に文部科学大臣へ認証評価機関としての認証の申請を行い、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会において機構に対するヒアリングが実施されるなどの審議の結果、平成17年1月14日に専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。

(3) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 評価部会の設置

平成17年度から、法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価を実施し、評価報告書原案を作成することを目的として、法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会を設置した。(平成17年度に2部会、平成18年度に6部会、平成19年度に7部会、平成20年度に8部会設置。)また、各評価部会の評価内容等を調整するため、運営連絡会議を設置した。

さらに、平成19年度から、本評価の実施に伴い、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査、分析等を実施する教員組織調査専門部会1部会(法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成)を設置するとともに、評価結果(案)に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会1部会(法科大学院認証評価委員会専門委員で構成)を設置した。

このほか、平成20年度には、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院の追評価を行う追評価専門部会3部会(法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成)、平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び評価実施後の変更届の分析・調査を行う年次報告書等専門部会1部会(法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成)を設置した。

専門委員については、法科大学院を置く各国公私立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く候補者の推薦依頼を行い、専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、その後、運営委員会の議を経て任命した。

(4) 評価体制等の見直し

① 平成17年度

平成18年度評価に向け、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施

した。これにより得られた意見等を踏まえ、法科大学院評価基準要綱をより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、法科大学院等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

このほか、書面調査・訪問調査での評価内容・方法、自己評価書の記入方法等についての見直しを検討し、平成18年度以降の実施に係る一部の事項の取扱いについての見直しを図ることとした。

② 平成18年度

平成19年度実施の評価に向け、法科大学院評価基準要綱について、各法科大学院の現状を踏まえ一部の解釈指針について「望ましい。」とする条件を「努めていること。」とする条件等に改正するなど見直しを行い、法科大学院等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、「法科大学院認証評価に関するQ&A」を更新し、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、平成19年度から実施する本評価においては、教員組織（教員の資格と評価）に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会を設置し、教員の授業科目適合性の調査を行うことを平成18年9月28日開催の法科大学院認証評価委員会（第2回）において決定し、平成19年1月25日開催の同委員会（第3回）において、実施方法についてさらに検討し、調査に係る資料の作成方法や様式等を平成19年1月31日付で平成19年度評価対象大学に通知した。

③ 平成19年度

平成20年度実施の評価に向け、学校教育法等の改正に伴う法科大学院評価基準要綱の改訂を行うとともに、自己評価実施要項について教員組織調査及び追評価に係る事項の追加、並びに法科大学院年次報告書の様式の見直しなどの改訂を行った。

また、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、「法科大学院認証評価に関するQ&A」を更新し、機構のウェブサイトに掲載した。

④ 平成20年度

次の評価期間における法科大学院認証評価の実施に向け、評価基準、評価方法等の見直しを検討するため、法科大学院認証評価検討ワーキンググループを設置した。

また、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見や平成18年度から19年度に実施したアンケート調査結果等も踏まえ、平成21年度以降、上記ワーキンググループにおいて、評価基準、評価方法等の見直しを検討する予定である。

(5) 評価担当者に対する研修の実施

平成17年度から、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施した。

本研修では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2（2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2（2）

③ 評価の実施

各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成17年度から、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施する。

平成19年度から、大学からの申請に基づいて評価（本評価）を実施する。

評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

(1) 評価（本評価及び予備評価）の申請の受付

翌年度に実施する法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）のために、依頼文書等をすべての法科大学院を置く大学に送付した。

なお、受付に先立って、法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う認証評価についての周知に努めた。その結果、説明会に参加した法科大学院関係者より説明会後においても機構の評価基準及び評価の実施方法等について、電話、メール等による問い合わせや相談があった。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、法科大学院を置く各国公私立大学に対し認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施した。評価の受付にあたっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している大学を訪問し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な説明を行ったほか、平成18年度からは、法科大学院協会シンポジウム等機構外で行われる関連講演会等に積極的に参加することにより、機構の行う評価への理解に努めた。

(2) 評価対象法科大学院（受付状況等）

- 平成17年度評価対象法科大学院：平成16年度受付（4校（国立4校）、すべて予備評価）

（国立）一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、熊本大学

- 平成18年度評価対象法科大学院：平成17年度受付（13校（国立11校、私立2校）、すべて予備評価）

（国立）北海道大学、東北大学、千葉大学、東京大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、
大阪大学、神戸大学、広島大学、香川大学

（私立）専修大学、近畿大学

- 平成19年度評価対象法科大学院：平成18年度受付

（12校【本評価】国立7校、私立2校【予備評価】国立3校）

【本評価】

（国立）北海道大学、千葉大学、一橋大学、新潟大学、金沢大学、香川大学（愛媛大学）、
九州大学※、熊本大学

（私立）上智大学、専修大学、明治大学※

【予備評価】

(国立) 筑波大学, 信州大学, 静岡大学

※九州大学, 明治大学は申請取り下げのため未実施

- 平成20年度評価対象法科大学院：平成19年度受付（16校（国立9校，公立2校，私立5校））

【本評価】

(国立) 東北大学, 筑波大学※, 東京大学, 横浜国立大学, 信州大学※, 名古屋大学,
京都大学, 大阪大学, 神戸大学, 広島大学, 九州大学

(公立) 首都大学東京, 大阪市立大学

(私立) 学習院大学, 明治大学, 同志社大学, 近畿大学, 神戸学院大学

※筑波大学, 信州大学は申請取り下げのため未実施

- 平成20年度追評価対象法科大学院：平成20年度受付（3校（国立3校））

(国立) 北海道大学, 千葉大学, 一橋大学

- 平成21年度評価対象法科大学院：平成20年度受付（3校（国立3校））

(国立) 筑波大学, 信州大学, 静岡大学

(3) 評価の実施

(本評価及び予備評価について)

1) 書面調査の実施

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、評価部会において委員及び専門委員がそれぞれ10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。なお、平成19年度から実施の本評価においては、教員組織に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会による教員の授業科目適合性の調査を行った。

これらの分析結果を踏まえ、評価部会2回を訪問調査の実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象法科大学院の自己評価書とその根拠資料、データ等の分析にあたって、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡した。平成18年度からは専用の情報共有サーバ等を利用して、情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、対象法科大学院に対してそれぞれ2日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施にあたっては、対象法科大学院の特性に応じて、評価部会の委員及び専門委員に加え、機構の教職員若干名が同行した。

対象法科大学院に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象法科大学院と

の共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

3) 評価結果の確定、通知、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、1月に意見の申立て手続のため、各対象法科大学院を置く大学に通知した。その後、意見の申立てのあった法科大学院について、その内容について再度確認を行い、3月開催の法科大学院認証評価委員会で申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、本評価を実施した法科大学院のうち、法科大学院評価基準に適合していると認められた平成19年度5校、平成20年度14校に対して、適格認定を行い、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を記載した評価結果を通知した。なお、適格と認定されなかった法科大学院は、平成19年度は4校、平成20年度は2校であった。

平成19年度からは、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあったため、当該申立てに対する審議を行う意見申立審査専門部会を開催し、その審査結果を踏まえ3月開催の法科大学院認証評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、各対象法科大学院を置く大学に対して当該法科大学院の評価結果を通知した。

なお、意見の申立てのあった法科大学院については、申立ての内容や、その対応を記載した評価結果を送付した。

また、平成19年度から、法科大学院認証評価（本評価）については、評価結果を「法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

（追評価について）

平成20年度に平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を置く4大学のうち、3大学に対して追評価を行った。

1) 書面調査の実施

各対象法科大学院を置く大学から平成20年8月末に提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、追評価専門部会において1法科大学院あたり10人の委員及び専門委員がそれぞれ、本評価時に満たしていないと判断した基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。

これらの分析結果を踏まえ、追評価専門部会を9月に開催し、分析結果の整理等について慎重に審議を行った。

2) 評価結果の確定、通知、公表

書面調査を経て、追評価専門部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、1月に意見の申立て手続のため、各対象法科大学院を置く大学に通知した。その後、3月開催の法科大学院認証評価委員会で評価結果を確定し、3法科大学院すべてに対して先の評価と併せて適格認定を行い、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を記載した評価結果を通知した。

また、平成20年度の法科大学院認証評価（追評価）については、評価結果を「法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

（4）年次報告書等の分析・調査の実施

1) 書面調査の実施

平成20年6月末に平成19年度の本評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から届出のあった評価実施後の変更届について、年次報告書等専門部会において、1法科大学院あたり2人の委員又は専門委員がそれぞれ、教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項があるかどうかの判断を中心とした分析を行い、法科大学院認証評価委員会に報告した。

2) 評価結果への付記事項の確定・公表

年次報告書等専門部会による分析・調査を経て、法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項（案）を決定し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、平成21年1月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項を確定し、平成21年1月27日に当該法科大学院を置く大学に対して評価結果への付記事項を通知した。

また、評価結果への付記事項については、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」として機構のウェブサイトに掲載した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2（2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2（2）

④ 評価結果の検証等

評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついていかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。

（1）検証の実施内容等

① 実施体制

平成18年度より前年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。

② 検証の実施方法

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。

（2）検証の結果等

1）平成17年度に実施した認証評価の検証について

アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、休業期間中の開講科目、履修登録可能条件単位数の見直し、法律実務基礎科目のカリキュラムの体系化、授業内容の見直し、などの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。

一方で、課題となる点として、評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくことなどが確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。

2）平成18、19年度に実施した認証評価の検証について

この検証の結果、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目

的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・解釈指針の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会や地域からの理解、関係機関等の支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。

3) 検証結果のとりまとめ

平成17、18年度実施分の検証結果については、平成19年9月第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年3月に「平成17年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」、11月に「平成18年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」としてそれぞれとりまとめた。平成19年度実施分については、平成21年1月に「平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。これらは機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。

(3) 外部検証

P.189 1－(2)－(2) ③外部有識者による検証 参照

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2（2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2（2）

⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。

（1）専門職大学院認証評価に関する検討会議の設置

法科大学院以外の専門職大学院認証評価の評価基準及び評価方法等について検討することを目的として、専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者からなる「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を平成18年1月に設置した。

（2）専門職大学院認証評価に関する検討会議における審議状況

専門職大学院認証評価に関する検討会議を2回開催し、専門職大学院評価基準モデル案の整理等を行った。

評価基準の検討にあたっては、専門職大学院の教育研究活動の状況について、「専門職大学院の分野の種類にかかわらず共通的な事項」及び「分野固有の事項」の両面についての検討を行うこととした。特に「分野固有の事項」については、比較的多数の専門職大学院が設置されている3分野（ビジネス・MOT、会計、公共政策）を中心に、分野ごとの基準等について検討を行うこととし、検討会議メンバーのグループ分け等を行った。

（3）専門職大学院認証評価に関する検討会議における評価基準等の検討状況

平成18年度に、平成17年度に設置された「専門職大学院認証評価に関する検討会議」の下に、比較的多数の専門職大学院が設置されている「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3分野について分野別検討グループを設置し、各分野固有の事項について検討を行った。

上記、分野別検討グループの検討結果及び平成17年度中に検討を行った専門職大学院の分野の種類にかかわらず共通的な事項を基に、「専門職大学院の評価基準モデル（案）」をとりまとめ、これについて、平成18年8月下旬から9月下旬にかけて、専門職大学院を置く大学及び関係団体に対して、意見照会を行った。

この意見照会の結果を踏まえつつ、平成18年12月開催の検討会議において、「専門職大学院の評価基準モデル」を審議決定した。

（4）専門職大学院認証評価に関する検討会議における検討結果の公表

専門職大学院認証評価に関する検討会議において作成した「専門職大学院の評価基準モデル」については、専門職大学院の認証評価機関の創設を促すことを目的として、平成19年1月に専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表した。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から適切な評価を実施し、もって国立大学等の教育研究活動の水準の向上等に資する。

このため、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の状況を適切に評価するために必要な効果的な評価方法の開発及び評価体制の整備を行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (3)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2 (3)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2 (3)

① 評価方法の開発

国立大学教育研究評価委員会（仮称）を設置し、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法を開発する。

(1) 国立大学教育研究評価委員会の設置

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価に関する審議を行うため、平成16年度には、大学関係者及び経済界、マスコミ等、広く関係各界の有識者で構成する「国立大学教育研究評価委員会」を設置した。また、委員会の下に、評価方法及び実施体制等について論点整理等を行い、委員会における検討を効率的に進めるため、ワーキンググループを設置した。

平成17年度には、同委員会で引き続き審議するため、ワーキンググループの設置期間を平成17年度末まで延長した。

平成18年度には、第11回国立大学教育研究評価委員会（平成18年10月2日開催）において、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に作成を求める実績報告書の作成要領及び機構における教育研究評価の基本方針や基本的な内容・手順等を示した評価実施要項の原案をとりまとめることを目的としてワーキンググループを設置し、同委員会において審議した。

（2）国立大学教育研究評価委員会等における審議状況

1）平成16年度

国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを5回開催し、評価の基本的方針、評価方法等について論点を整理しつつ、検討を行った。

委員会では教育研究に係る評価の基本方針として、①中期目標の達成状況の評価、②教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価、③透明性・公平性を確保し、説明責任を果たす評価の3つ、評価の方法については①自己点検・評価に基づく評価、②評価単位、③評価対象、④評価の項目、⑤評価の表し方、⑥評価の時期、⑦意見の申立て、⑧確定した評価結果の提供・公表の8つ、評価の実施体制については、①評価組織、②評価者の2つに分けて検討を行った。

これらの検討内容は、国立大学法人等全体の評価を担当する文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供することができるように、3月までの審議状況を「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」として中間的に整理した。

なお、文部科学省国立大学法人評価委員会に対しては、平成16年10月22日に、それまでの論点整理の状況を機構長から説明した。

2）平成17年度

国立大学教育研究評価委員会を4回、同ワーキンググループを8回開催し、①平成17年3月に中間的に整理した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」で、引き続き検討を要するとされた事項について検討を行うとともに、②「教育研究の状況の評価については、中期目標の達成度に加えて、教育研究の水準に関する評価を行うことが必要である。また、中期目標期間終了時における状況のみならず、中期目標期間における質の向上度も踏まえた評価内容とすることも重要である」とする文部科学省国立大学法人評価委員会での審議を踏まえ、教育研究水準に関する評価や質の向上度を踏まえた評価の方法について検討するなど、教育研究評価の基本的方針、具体的な評価方法等の検討を行った。

なお、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（これまでの審議状況）」について、文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供することができるように、平成17年度に検討した内容を盛り込んだ「中間まとめ」を作成するべく審議を行った。（平成18年4月とりまとめ）

3）平成18年度

国立大学教育研究評価委員会を5回、同ワーキンググループを6回開催し、

① 文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供するため、これまでの国立大学教

育研究評価委員会において検討を行った教育研究評価の基本的な方向性等を平成18年4月に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（中間まとめ）」としてとりまとめた。

② 文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえ、評価を受ける国立大学法人及び大学共同利用機関法人だけでなく評価者の負担や評価スケジュールを考慮した教育研究水準及び質の向上度の具体的な評価方法や、中期目標の達成状況の具体的な評価方法等の検討を行い、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」を平成19年1月にとりまとめた。

③ 評価方法の検討にあたっては、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるよう、厳正なる自己評価を行うこととし、水準については、「関係者の期待に込んでいるか」という基準で判断するとともに、個々の研究業績については、「第三者による評価結果」や「客観的指標」等を基に判断するなど、客観的視点からの分析を行うこととした。

また、これらの審議状況については、機構のウェブサイトで公表した。

④ 上記でとりまとめた「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」について、文部科学省国立大学法人評価委員会へ報告するとともに、文部科学省が平成19年2月に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価実務担当者を対象として開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等で機構から説明を行った。

さらに、文部科学省国立大学法人評価委員会及び「国立大学法人評価実務担当者連絡会」等での意見を踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」の修正を行った。

4) 平成19年度

国立大学教育研究評価委員会を4回開催した。

① 平成19年4月6日開催の文部科学省国立大学法人評価委員会において了承された同委員会の「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要項」に合わせて平成18年度にとりまとめた「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」を修正し、「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」として確定させた。

② 上記「評価実施要項」を補足するものとして機構の評価担当者が評価を円滑に行えるよう、実際に評価を行う際に用いる「評価作業マニュアル」をとりまとめた。なお、審議の結果については、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、機構のウェブサイトで公表した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2（3）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2（3）

② 評価体制の整備等

評価実施に向けて、研究活動の調査・分析体制を含む必要な評価組織、業務体制を整備する。

また、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。

(1) 評価実施に向けての整備（平成18、19年度）

1) 平成18年度

文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に提出を求める基礎資料の内容について検討を行い、平成19年1月にとりまとめた「実績報告書作成要領（案）」の中で、教育・研究水準の分析にあたって根拠となると考えられる資料・データ例を示した。

これらの検討にあたっては、文部科学省が2月に開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等において、参加した国立大学法人関係者等から出された意見を踏まえて、「実績報告書作成要領（案）」への修正を行った。

2) 平成19年度

① 平成19年6月27日に開催した国立大学教育研究評価委員会において、「達成状況判定会議」、「現況分析部会」及び「研究業績判定組織」の区分に従い、具体的評価体制について検討を行った。

② 平成19年度に、国立大学教育研究評価委員会の下に国立大学法人等の評価を行う専門委員の選考を行う、専門委員選考委員会を設置した。

各関係団体から広く推薦を求め、平成19年9月4日開催の専門委員選考委員会において、推薦のあった中から、各評価組織（「達成状況判定会議」「現況分析部会」「研究業績判定組織」）への配置を念頭に置いた約700人の専門委員候補者の選考を行った。

③ 平成20年3月28日、研究業績判定組織を構成する評価担当者を対象とした「国立大学法人評価評価者研修会」を開催した。同研修会では、評価担当者が共通理解の下で評価を行えるよう、評価実施要項及び評価作業マニュアルに基づき、評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。

平成19年5月22日～6月13日の期間において、文部科学省との共催で全国7地区ごとに国立大学法人等の評価担当者を対象とした「中期目標期間の評価に関する説明会」を開催した。同説明会では、まず、文部科学省から、国立大学法人評価全体の概要及び業務運営・財務内容等の状況等の評価について説明があった後、機構からは、実績報告書作成要領に基づき、教育研究評価の実施にあたって必要となる資料・データ例等、実績報告書の作成方法等について説明を行った。

④ 平成20年1月10日、国立大学法人等の評価担当者を対象とした「国立大学法人評価における教育研究評価実績報告書作成のための実務担当者説明会」を開催した。同説明会では、機

構が実施する評価の実施体制・内容のほか、「実績報告書作成要領」の変更点や「実績報告書」作成にあたっての留意点について説明を行った。

- ⑤ 平成19年7月4日より、各国立大学法人等の協力の下、大学情報に関するデータの提供を受け、収集したデータを集計し、各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行った。

上記で整理・分析された情報を各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう、12月から各国立大学に提供を行った。

(2) 評価担当者の適切な配置（平成20年度）

国立大学教育研究評価委員会の下に設置した達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織のそれぞれの評価目的や評価対象を踏まえ、委員及び平成19年度に選考し決定した専門委員を配置した。

達成状況判定会議においては、中期目標の達成状況を分析するため、対象国立大学法人等の規模・構成に応じて、複数のチームで構成された8つのグループを編成し、国立大学教育研究評価委員会の委員14人及び専門委員171人をそれぞれのグループに配置した。

現況分析部会においては、文部科学省国立大学法人評価委員会が定めた1,415学部・研究科等を分析するため、分野別に10の学系部会を編成し、専門委員260人をそれぞれの学系部会に配置した。

研究業績水準判定組織においては、学部・研究科等の研究に関する現況分析に供する個々の研究業績水準（2万件）を判定するため、66の研究分野ごとに専門部会を編成し、専門委員344人をそれぞれの専門部会に配置した。

このほか、国立大学教育研究評価委員会がとりまとめた評価報告書（案）に対する国立大学法人等からの意見の申立てに対応するため、国立大学教育研究評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、委員4人及び専門委員4人を配置した。

(3) 評価担当者の研修の実施（平成20年度）

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、国立大学法人等の教育研究活動の評価目的、内容及び方法等について、平成20年4月17日及び5月26日に達成状況判定会議を構成する評価担当者に対する研修を、平成20年4月16日及び5月30日に現況分析部会を構成する評価担当者に対する研修を、それぞれ実施した。

研修会をそれぞれ2回開催することで評価担当者の便宜を図るとともに、達成状況の評価結果及び現況分析結果の具体的なイメージを示し書面調査の留意点を説明するなど、研修内容の工夫を図り、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－2（3）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－2（3）

③ 評価の実施

国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から評価を行う。

(1) 中期目標の達成状況の分析及び評価報告書（原案）の作成

1) 書面調査

平成20年6月末までに各国立大学法人等から提出された「中期目標の達成状況報告書」について、1国立大学法人等当たり6～10人の委員及び専門委員が、それぞれ各国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の達成状況の分析を行った。これらの分析結果を踏まえ、チーム会議を訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容等について慎重に審議を行い、分析結果を達成状況の評価結果（素案）としてとりまとめた。

2) 訪問調査

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、平成20年10月～12月にすべての国立大学法人等（90法人）に対し2日間の日程で実施した。訪問調査の実施にあたっては、国立大学法人等の規模・構成に応じて、1国立大学法人等当たり委員及び専門委員3～8人に加え、機構の教職員が同行した。なお、国立大学法人等に対しては、平成20年6月に訪問調査の日程を通知し、訪問調査の3週間前までに訪問調査スケジュール及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、国立大学法人等との連携を図りつつ訪問調査を行った。

3) 評価報告書原案の作成

書面調査及び訪問調査を経て、グループ会議において慎重に審議を行い、12月までに達成状況の評価結果（原案）をとりまとめた。さらに、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）を併せて、評価報告書（原案）を作成し、平成21年1月8日に開催した国立大学教育研究評価委員会に提出した。

(2) 学部・研究科等の現況の分析

平成20年6月末までに各国立大学法人等から提出された「学部・研究科等の現況調査表」（1,415学部・研究科等）について、部会では、各分野ごとに3～62人の専門委員が、それぞれの学部・研究科等の各分析項目の観点ごとに、学部・研究科の目的に照らし、想定する関係者の期待に応えているかという視点で教育及び研究の現況分析を行った。このうち研究の現況分析については、研究業績水準判定組織がとりまとめた個々の研究業績の研究水準判定結果を踏まえて分析した。

これらの分析結果を踏まえ、各学部の教育研究の水準及び質の向上度を判定し、分析及

び判定結果を整理するため部会を12月までに2回開催して慎重に審議を行い、現況分析結果（原案）としてとりまとめた上で、同月、達成状況判定会議に提出した。

（3）学部・研究科等の研究業績水準の判定

平成20年6月末までに各国立大学法人等から提出された達成状況報告書及び現況調査表の添付資料である「研究業績説明書」（約2万件）について、個々の研究業績説明書の専門分野に応じた専門委員2名が、それぞれの学問分野における当該研究業績の水準を判定した。これらの判定結果について、8月までに研究業績判定結果一覧としてとりまとめた上で、同月、達成状況判定会議及び現況分析部会に提出した。

（4）大学情報データベースによる情報提供

各国立大学法人等の協力の下、平成19年度に引き続いてデータの収集・蓄積、分析を行い、データ分析集等としてとりまとめ、平成20年7月及び平成21年1月に各国立大学法人等に提供した。また、6月に委員及び専門委員に印刷して送付するとともに、7月に大学情報データベースシステムからダウンロードすることで、中期目標の達成状況及び学部・研究科等の現況分析等において委員及び専門委員が客観的な基礎情報として活用できるようにした。

（5）評価報告書の決定及び公表

達成状況判定会議がとりまとめた評価報告書（原案）について、国立大学教育研究評価委員会において審議を行い、評価報告書（案）を決定し、平成21年1月13日に意見申立ての手続のため、すべての国立大学法人等に通知した。

その後、53国立大学法人等から評価報告書（案）に対する意見申立てがあったため、意見申立てに対する審議を行う意見申立審査会を平成21年2月10日に開催し、その審議結果を踏まえ平成21年2月19日開催の国立大学教育研究評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価報告書として決定し、同日、文部科学省国立大学法人評価委員会に対してその内容を報告した。

さらに、文部科学省国立大学法人評価委員会において、国立大学法人等の教育研究及び業務運営・財務状況等を含めた中期目標の達成状況等についての評価結果が決定され、平成21年3月26日に各国立大学法人等に通知された。

また、評価報告書については、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、機構から各国立大学法人等に対し、中期目標の項目ごとの達成状況の判定結果や現況分析結果における質の向上度の事例ごとの判定結果が次期中期目標・中期計画の策定作業に活用されるよう、判定結果の一覧を送付した。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 学位授与

機構が行う学位授与事業は、大学による学位授与とは別に、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等に寄与するという重要な役割を担っている。今後予想される申請者の多様化等に対応し、次に掲げる業務を適切に実施する。

- ① 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準じる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして機構が認定する短期大学及び高等専門学校の専攻科において一定の単位を修得する等文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対する学士の学位授与（以下「単位積み上げ型による学士の学位授与」という。）
- ② 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程（以下「省庁大学校」という。）で、大学又は大学院に相当する教育を行うものとして機構が認定する課程を修了した者に対する学士、修士又は博士の学位授与（以下「省庁大学校修了者に対する学位授与」という。）

（1）単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を行うことにより、各専攻分野の学士としての水準を有していると認められる者に対して、着実かつ適切に学士の学位を授与する。

また、機構が授与する学士の学位の水準を確保するため、申請者が修得する単位については、専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するものであるよう配慮する。

- ② 申請者等に対する利便性の向上を図る。
- ③ 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかどうかの審査を行い、認定することによって、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、認定された専攻科の教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持し続けているか5年ごとに審査を行うとともに、その審査結果に基づく改善状況を的確に把握することにより機構が授与する学位の水準を確保する。
- ④ 単位積み上げ型による学士の学位授与業務について、外部の有識者からなる検証組織において、授与された学士の水準が適正かを含め、学位授与業務が上記の役割に照らして適切に実施されているかどうかについて総合的な検証を実施し、おおむね学位授与の目的が達成されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）

〔中期計画〕 Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 学位授与

（1）単位積み上げ型による学士の学位授与について

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）①

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

① 毎年度2回、4月期と10月期に申請受付を行う。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

短期大学・高等専門学校卒業等者等の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度、4月期と10月期の2回、申請の受付、審査を行い、申請後6月以内に学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請者から、学位記を申請者本人に送付する直接送付に加え、在学機関を通じて受け取ることができる機関送付を新たに設けた。

また、平成18年度まで、3月に専攻科を修了する見込みである者に対し、前年10月期の申請を可能とする見込申請を実施していたが、平成19年度からは、9月に専攻科を修了する見込みである者に対応し、4月期の見込申請も可能とした。

（1）申請の受付

① 申請受付期間

申請書類については、その重要性にかんがみ、書留で郵送することを求めている。申請書類到着後、直ちに郵便局の配達証の書留番号と申請書類の書留番号との照合を行った。

受付期間は、次のとおり、4月期申請及び10月期申請とも7日間とし、全国一律に公平性を確保するため、受付期間最終日までの消印を有効とした。

なお、平成20年度4月期申請から、インターネットを利用した「電子申請」を開始した。電子申請に係るデータ入力の間は、申請者の便宜のため、4月期申請については3月中旬から、10月期申請については9月中旬から受け付けることとし、ネットワーク障害等によりデータを送信できなくなった場合に郵送申請で申請を行うことができるよう、書類送付の受付期間の2日前までとした。

・ 4 月期申請

電子申請に係るデータ入力： 3 月 17 日～ 4 月 5 日（平成 20 年度）

3 月 16 日～ 4 月 5 日（平成 21 年度）

（最終日は 17 時までに送信完了）

書類送付： 4 月 1 日～ 4 月 7 日（最終日は当日消印有効）

・ 10 月期申請

電子申請に係るデータ入力： 9 月 15 日～ 10 月 5 日（平成 20 年度，平成 21 年度）

（最終日は 17 時までに送信完了）

書類送付： 10 月 1 日～ 10 月 7 日（最終日は当日消印有効）

また、申請者の便宜のため、従来は郵便為替で払い込むこととしていた学位審査手数料を、平成 16 年度から、郵便局又は銀行等の金融機関で払い込めるように変更した。

② 申請書類到着通知

申請書類を開封後、申請者に「到着お知らせはがき」を発送し、申請書類が無事に到着したかどうかという申請者の不安を解消した。

③ 申請書類の内容の検査

申請書類開封後、直ちに内容の検査を行う。検査項目は非常に多岐にわたるため、「開封・書類確認」、「基礎資格確認」、「基本基準・専攻基準確認」、「学習成果確認」、「修得単位照合」、「不備処理」の 6 段階に分け、各段階で正確性に重点をおいた検査を行った。

④ 不備書類の処理・申請書類の受理

申請書類に不備又は不明な点のあった申請者には、電話等で連絡を取り、内容の確認又は不足書類の追加請求を行った。申請受付期間の終了後、一連の検査を経て、不備又は不明な点を解消し、毎年度次表のとおり申請書類の受理数を確定した。

これらの作業と並行して、試験場の設定、試験問題の作成、審査・判定資料の作成等に係る基礎データを作成するため、申請者データの入力作業を業務委託により行った。

○ 申請書類の到着数・受理数

（単位：件）

	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
		4 月期	10 月期		4 月期	10 月期		4 月期	10 月期
到着数	2,758	458	2,300	2,759	466	2,293	2,819	457	2,362
不備処理数	438	153	285	518	137	381	416	141	275
受理数 (確定日)	2,732	443	2,289	2,738	451	2,287	2,790	445	2,345
		4/16	10/22		4/15	10/21		5/9	11/2
	平成 19 年度			平成 20 年度					
		4 月期	10 月期		4 月期	10 月期			
到着数	2,815	453	2,362	2,976	466	2,510			
不備処理数	358	94	264	275	110	165			
受理数 (確定日)	2,795	444	2,351	2,955	457	2,498			
		5/14	11/5		5/16	10/24			

(2) 審査

① 修得単位の審査

学位審査会の下に専攻の区分ごとに設置される専門委員会・部会において、申請のあった専攻区分ごとに、次表のとおり会議を開催し、各申請者の修得単位の審査を行った。この修得単位の審査は、各申請者が単位を修得した個別の履修科目について、各大学のシラバス等を基に、それぞれ「専門科目の単位」、「関連科目の単位」、「専攻に係る単位以外の単位」のいずれかに分類し、申請者の修得単位が機構が定める基準を満たしているかを判定するものである。

なお、分類を行った科目については、同じ科目が申請された場合に再度審査する必要がないように、また、分類が不一致とならないようにデータベース化しており、毎年度入力し、平成20年度末で35,281件を検索できるように管理している。

○ 専門委員会・部会開催数（回）

	申請時期	開催月	開催期間	開催数(回)
16 年度	4月期	5月	平成16年5月18日(火)～5月28日(金)	9
		7月	平成16年7月5日(月)～7月23日(金)	29
	10月期	11月	平成16年11月10日(水)～11月30日(火)	24
		1月	平成17年1月13日(木)～1月31日(月)	29
17 年度	4月期	5月	平成17年5月17日(火)～5月27日(金)	6
		7月	平成17年7月4日(月)～7月22日(金)	28
	10月期	11月	平成17年11月10日(木)～11月30日(水)	23
		1月	平成18年1月13日(金)～1月31日(火)	26
18 年度	4月期	5月	平成18年5月18日(木)～5月31日(水)	6
		7月	平成18年7月10日(月)～7月28日(金)	31
	10月期	11月	平成18年11月13日(月)～11月30日(木)	19
		1月	平成19年1月15日(月)～2月2日(金)	31
19 年度	4月期	5月	平成19年5月23日(水)～5月29日(火)	7
		7月	平成19年7月9日(月)～7月27日(金)	30
	10月期	11月	平成19年11月12日(月)～11月30日(金)	22
		1月	平成20年1月11日(金)～1月31日(木)	32
20 年度	4月期	5月	平成20年5月15日(木)～5月29日(木)	6
		7月	平成20年7月7日(月)～7月25日(金)	36
	10月期	11月	平成20年11月11日(火)～11月28日(金)	22
		1月	平成21年1月13日(火)～1月30日(金)	35

② 学修成果・試験の審査

提出された学修成果（レポート、演奏・創作、作品）に基づいて個々の申請者の専攻の区分や学修成果のテーマに即した小論文試験及び面接試験を、次のとおり全国4か所〔北海道地区・東京地区・大阪地区・福岡地区〕で実施した。

試験実施後、専門委員会・部会を開催し、学修成果と試験の結果をあわせて、各申請者が当該専攻に係る学士の水準の学力を有していると認められるか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学習成果の内容が申請者の学力として定着しているか）の審査を行った。

○ 試験日

	申請時期	試験種	試験日
16 年度	4月期	小論文・面接	平成16年6月13日（日）
	10月期	面接	平成16年12月12日（日）
		小論文	平成16年12月19日（日）
17 年度	4月期	小論文・面接	平成17年6月12日（日）
	10月期	面接	平成17年12月11日（日）
		小論文	平成17年12月18日（日）
18 年度	4月期	小論文・面接	平成18年6月18日（日）
	10月期	面接	平成18年12月10日（日）
		小論文	平成18年12月17日（日）
19 年度	4月期	小論文・面接	平成19年6月17日（日）
	10月期	面接	平成19年12月9日（日）
		小論文	平成19年12月16日（日）
20 年度	4月期	小論文・面接	平成20年6月15日（日）及び21日（土） ※6月21日は受験場の特別措置によるもので 東京地区のみ
	10月期	面接	平成20年12月7日（日）
		小論文	平成20年12月14日（日）及び13日（土） ※12月13日は受験場の特別措置によるもので 東京地区のみ

(3) 判定及び学位の授与

上記の審査結果を踏まえ、各専門委員会・部会において判定案をとりまとめ、4月期申請については8月、10月期申請については2月に学位審査会を開催し、合否の判定を行い、合格と判定された場合、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請者から、学位記を申請者本人に送付する直接送付に加え、在学する機関を通じて受け取ることができる機関送付ができることとし、これまでよりも早期に学位記を送付するための体制を整備した。この結果、多くの短期大学及び高等専門学校認定専攻科修了者が本制度を利用し、在学機関の修了式等において学位記を受け取った。

○ 学士の学位の授与について

	合格者数	学位記の在学機関を通じた受け取り				
		申請時期	短期大学		高等専門学校	
			学校数	人数	学校数	人数
16年度	2,503					
17年度	2,535					
18年度	2,579	10月	84校中26校	297	60校中36校	719
19年度	2,574	4月	なし	345	5校中3校	855
		10月	64校中25校		60校中39校	
20年度	2,723	4月	なし	309	5校中1校	918
		10月	62校中27校		60校中38校	

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）①

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。

申請者に係る修得単位の審査は、各専攻の区分に共通的な基準と専攻の区分ごとの基準のそれぞれに則して行われており、平成4年度に「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」で審査基準が定められて以来、適宜、専攻の区分の追加及び見直しを図ってきた。

(1) 専攻の区分の追加及び専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準の改正

[平成16年度]

機構による学位授与制度が発足して10年以上が経過する中で、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するために、平成14年度の学位審査会で改正の必要があると決定された19専攻区分中の11専攻区分について修得単位の審査の基準を改正した。

○ 平成16年度に基準を改正した11専攻区分

専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分
文 学	英語・英米文学	経営学	経営学	栄養学	栄養学
文 学	宗教学	理 学	数学・情報系	工 学	電気電子工学
文 学	神学	理 学	生物学系	工 学	応用化学
商 学	商学	鍼灸学	鍼灸学		

[平成17年度]

平成17年度は、8専攻区分について基準を改正するとともに、社会科学と工学の複合領域に対応するため、新たに「社会システム工学」の1専攻区分を追加した。

なお、専攻基準の改正以外に、教育学、比較文化、地域研究、国際関係、科学技術研究の5専攻区分について、申請者がより理解しやすいように、次のとおり、基準表の表記を変更した。

- ① 教育学の科目区分「教科教育に関する科目」については、申請者自身の学習ではなく、学習者に対して専門性を高める指導を行うための内容であることから、「教科に関する指導を目的とする内容であること」の記述を追加した。
- ② 比較文化、地域研究、国際関係、科学技術研究の科目区分「地域研究」については、その地域に関する研究であって、いわゆる英語やドイツ語等の通常の語学は認めないことから、「各地域の言語に関する科目を除く」の記述を追加した。

○ 平成17年度に基準を改正した8専攻区分

専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分	専攻分野	専攻区分
文学	国語国文学	保健衛生学	作業療法学	工学	材料工学
文学	哲学	工学	情報工学	体育学	体育学
社会学	社会福祉学	工学	生物工学		

[平成18年度]

平成18年度は、専攻区分「音楽」の基準について、関連科目に「美術に関する科目」を追加するとともに、「専門科目の例」に「ポップス」、「舞踊」等の例示科目を追加した。これらの改正は、当該科目の取扱いを変更するものではなく、あくまで申請者が科目を分類しやすいように明示したものであり、この改正によって申請者が不利益を被るものではないため、特に周知期間を設けずに平成19年度から適用することとした。

また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加した。ただし、申請者に対する新たな専攻分野・専攻区分の周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、申請受付は平成20年度4月期からとした。

[平成19年度]

平成19年度は、次の一部改正を行った。なお、③の専攻の区分「教育学」については、法律の改正に伴う名称の変更であり、それ以外の一部改正については、申請者が授業科目を分類しやすいように明示したものであるが、いずれも当該授業科目の取扱いを変更するものではなく、この改正によって申請者が不利益を被るものではないため、周知期間を設けずに平成20年度から適用することとした。

- ① 専攻の区分「音楽」の専門科目「演奏に関する科目」の「専門科目の例」に「スコアリーダーディング」を追加した。
- ② 専攻の区分「理学療法学」の専門科目「基礎・研究理学療法学に関する科目」の「専門科目の例」に「生命と倫理」を追加した。
- ③ 専攻の区分「教育学」の専門科目「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に変更した。
- ④ 専攻の区分「美術」の専門科目「美術教育に関する科目」を「美術教育・アートマネジメントに関する科目」に変更し、「専門科目の例」に「博物館学」と「アートマネジメント」を追加した。

また、平成19年度は、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに次の専攻分野・専攻の区分を設定した。

- ① 平成19年度から、専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」を新たに設定した。
- ② 平成20年度から、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定するよう規則を改正した。

- ③ 平成18年度から薬剤師養成のための薬学教育が4年制から6年制に変更されたことに伴い、専攻分野「薬学」・専攻の区分「薬学」は平成21年度をもって廃止し、新たに4年制の薬学教育に相当する専攻分野「薬科学」・専攻の区分「薬科学」を設定するよう規則を改正した。ただし、申請者に対する新たな専攻分野・専攻の区分の周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、平成20年度から周知を開始し、専攻の区分「視能矯正学」については申請受付を平成21年度4月期から、専攻の区分「薬科学」については平成22年度4月期からとした。

[平成20年度]

平成20年度は、「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」について、次のとおり一部改正を行った。

なお、①から③については、申請者が授業科目を分類しやすいように明示したものであるが、いずれも当該授業科目の取扱いを変更するものではなく、この改正によって申請者が不利益を被るものではないため、周知期間を設けずに平成21年度から適用することとした。また、④については、周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、平成21年度から周知を開始し、平成23年度4月期から適用することとした。

- ① 専攻の区分「鍼灸学」の専門科目【A群】「鍼灸臨床実習に関する科目」を【A群】「鍼灸臨床・実習に関する科目」に変更し、関連科目「統合医療・補完代替医療に関する科目」を追加した。
- ② 専攻の区分「音楽」の関連科目「教育学に関する科目」を追加し、表記の順番を改めた。
- ③ 専攻の区分「社会科学」の専門科目【B群】「社会科学に関する基礎的かつ総合的な科目」の「専門科目の例」に「社会科学の基礎」、「社会科学総合研究」、「社会科学特殊講義」、「環境社会科学」、「環境社会論」及び「現代文明論」を追加し、表記の順番を改めた。
- ④ 専攻の区分「芸術工学」の専門科目【A群】「デザインの基礎となる工学に関する科目」を【A群】「芸術工学の基礎となる科目」に変更し、【A群】「インターフェースデザインに関する科目」及び【B群】「インターフェースデザインに関する実験・実習科目」を追加し、表記の順番を改めた。また、【A群】「インターフェースデザインに関する科目」及び【B群】「インターフェースデザインに関する実験・実習科目」の「専門科目の例」を追加したほか、「専門科目の例」を大幅に変更した。

(2) 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準の改正に対する周知

申請予定者は、各専攻に共通な基準と専攻の区分ごとの基準に基づき学修を重ねるため、専攻分野・専攻の区分の追加や変更については、申請者が不利益を被ることがないように、機構のウェブサイト、「新しい学士への途」、「機構の概要」等により、必要に応じて周知期間を設けてから申請受付を開始するなどの措置をとっている。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）①

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

（1）学位審査会

毎年度、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置し、平成16年度から平成18年度までは年4回、平成19年度及び平成20年度は年5回開催し、審査を行った。

（2）専門委員会・部会

学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に係る教育課程・教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置し、5月、7月、11月、1月に開催して審査を行った。

専門委員は、任期1年で、毎年度、申請者数や専門委員の分野間のバランス、認定等の審査を行う専攻科の教員組織の構成等を勘案し選考していたが、安定的な確保等を図るため、平成18年度より、任期を2年とした。

なお、小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図るため、専門委員会・部会ごとの専門委員数について、平成18年度の専門委員の選考にあたっては、機械工学部会、電気電子工学部会及び土木工学部会において増員し、逆に申請者数が少ない専門委員会・部会においては委員数を減員し、平成19年度の専門委員にあたっては、看護学部会、機械工学部会、土木工学部会及び建築学部会において増員し、平成20年度の専門委員に専攻にあたっては、教育学専門委員会、電気電子工学部会及び情報工学部会において増員した。さらに、平成21年度の専門委員の選考にあたっては、数学・情報系部会、物理・地学系部会、機械工学部会及び電気電子工学部会において増員した。

また、新たな専攻分野・専攻区分を追加した場合には、専門委員会・部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。

○専門委員会・部会について

年度	委員数 () はうち単位積み上げ型			会議開催数					新設等
	専門	臨時専門	計	5月	7月	11月	1月	計	
16	278	30	308	9	29	24	29	91	社会システム工学部会（工学・芸術工学専門委員会）
17	280	47	327	6	28	23	26	83	
18	281	28	309	6	31	19	31	87	総合理学部会（理学専門委員会）
19	349 (298)	53 (26)	402 (324)	7	30	22	32	91	口腔保健学専門委員会 口腔保健衛生学部会（口腔保健学専門委員会）
20	353 (302)	45 (20)	398 (322)	6	36	22	35	99	視能矯正学部会（看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会）

(3) 委員会開催数

学位審査会は、平成16年度から平成18年度までは年4回、平成19年度及び平成20年度は年5回開催した。各年度、次表のような開催パターンで開催し、審査を行った。

○学位審査会の開催パターン

	開催時期	主な審議事項
第1回	5月	4月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託 認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の審査の付託
第2回	8月	第1回で付託された事項についての審議 認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託 認定課程に係る教育の実施状況等の審査の付託
第3回	11月	10月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託 短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査の付託
第4回	2月	第2回及び第3回で付託された事項についての審議 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査の付託
第5回	3月	第4回で付託された事項についての審議

専門委員会・部会は、原則として、学修成果・試験の審査も併せて申請時期ごとに2回開催しているが、専攻の区分ごとの申請者数等によっては、適正な審査が担保されることを前提に申請時期ごとに1回のみで開催とし、業務の効率化を図っている。各年度、次表のような開催パターンで専門委員会・部会を開催し、審査を行った。

○ 専門委員会・部会の通常の実催パターン

審査内容	1回目	2回目	3回目	4回目
申請者に係る 審査	4月期修得単位の 審査	4月期学修成果・試験 の審査及び総合判定	10月期修得単位の 審査	10月期学修成果・試験 の審査及び総合判定
専攻科の認定 等	—	—	教員組織等の審査	教員組織等の補正審査

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）②

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

④ 平成17年度より、学位授与の審査における不合格者に対し、当該不合格者の今後の学修に資する等の観点から、より丁寧にな不合格の理由を明らかにするなど、その理由を申請者へ伝える方策の改善を図る。

（1）現状

学修成果（レポート）・試験の結果が「不可」である場合には、次の4種類の不可判定理由から一つを選んで申請者に通知している。

- イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。
- ロ 学修成果の内容が水準に達していない。
- ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
- ニ 試験を受けていない。

このうち、不可判定理由が「イ」又は「ロ」の場合には、再申請する際に、学修成果の書き直しが必要となるが、平成16年度以前は、不合格者にとって直すべき点が明確でなかった。

そこで、平成16年度に、このような不合格者に伝えるべき内容について専門委員会・部会において検討し、試行を行った結果、学位授与申請者のための手引書である「新しい学士への途」の申請にあたって留意すべき事項として記載している①学修成果のテーマ、②学修成果の内容、③学修成果の書き方に係る項目の中から選択することが適切であるとの結論を得た。平成17年度4月期申請で再度試行を行い、一部修正の上、平成17年度10月期申請から、不可判定理由が「イ」又は「ロ」で不可となった申請者に学修成果書き直しのための留意事項を伝えている。

なお平成19年度から、現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知等では申請者に学位審査会や専門委員会・部会の判定の意図が伝わらないと考えられる場合で、同様の理由により概ね2回不合格となった者には、必要に応じて別途理由を伝えることを可能としている。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）②

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑤ 申請者等の利便性を図るため、本機構が行う学位授与制度や申請方法等について、積極的にわかりやすく情報提供を行う。

（1）基本的な考え方・改善状況

学位を授与するにあたっては、機構が行う学位授与制度の十分な周知・理解が不可欠であるとともに、具体的な申請方法等が申請者にとって分かりやすいものであることが重要である。このため、「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」において、機構の学位授与の仕組み、基礎資格、修得すべき単位数といった申請要件について詳しく紹介するとともに、申請受付期間、学修成果等の必要書類、試験といった具体的な事項についても具体例を示しながら解説している。これらの書類については、申請者の利便性にかんがみ、また、広く一般に理解されるよう、毎年度印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにしている。

これらの書類については、申請者等からの質問・要望も参考に、より理解しやすいように毎年度改善を次のとおり行っている。

（平成16～20年度の改善点）

- ① 学修成果の提出に関して、より分かりやすいように表記方法を修正した。
- ② 学修成果を作品で提出する場合の提出形態の例示の種類を追加した。
- ③ よくある質問や申請書の不備又は不明な点に基づき、FAQ（Q&A）の項目を追加した。
- ④ 専攻分野と専攻区分の関係について、より分かりやすいように表を用いて説明した。
- ⑤ 専攻基準の基準表による科目分類の方法について、より分かりやすいように表記方法を修正した。
- ⑥ 制度の概要説明を充実させた。
- ⑦ 全面的に用字用語について見直しを行った。
- ⑧ 専攻の区分ごとに、当該専攻の区分に係る学習の意味付けを行ってもらうため、当該専攻の区分で求める学習内容、単位修得要件を設定する理由等を記述した。
- ⑨ 平成20年度4月期申請から導入した「電子申請」についての申請の流れ等をよりわかりやすく記載した。
- ⑩ 「電子申請」及び「郵送申請」の具体的な申請方法等をより詳しく掲載した。

(2) 配付先・配付部数等

- ① 「新しい学士への途」(平成16, 17年度は10,900部。平成18, 19年度は12,000部, 平成20年度は14,000部)及び「学位授与申請書類」(平成16年度は6,300部。平成17年度は6,500部。平成18, 19年度は7,500部, 平成20年度は9,000部)を作成し, 2月下旬から個人請求者, 短期大学・高等専門学校等に配付している。
- ② これらの書類は, 機構のウェブサイトに掲載し, 閲覧及びダウンロードできるようにした。

なお, 平成21年度版の書類から, 資料請求の対応を業務委託し, 電話やインターネットによる資料請求を可能とした。これにより, 資料請求者の利便性ととも, 機構の業務の効率化を図った。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）②

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑥ 平成20年度までにできるだけ速やかに、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。

(1) 「電子申請システム」の進捗状況

これまで学位授与申請は、郵送による申請のみであったが、平成20年度4月期申請からはインターネットを利用した電子申請による申請も受け付けることとし、平成16年度から段階をおって準備を進めてきた。平成16年度には、電子申請システムのプロトタイプを構築し、平成17年度には、このプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。平成18年度には、プロトタイプを基に本システムを構築し、平成19年度には、仮運用による試行テストを重ね、システムの内容について検証することにより万全の体制を整えた。平成20年度に「電子申請システム」が運用開始となり、平成20年度4月期申請から、インターネットを利用した「電子申請」を可能とした。

この「①電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「②科目審査支援システム」や「③試験問題作成支援システム」との連携させることにより、申請から学位授与までの一連の業務のシステム化がなされた。

○ 学位授与業務支援システム

システム名		概要
①	電子申請システム (平成20年度運用開始)	(ウェブ入力部分) 申請者がウェブサイトを利用して申請することを可能とするシステム
		(データベース部分) 申請内容を電子情報として蓄積するシステム
②	科目審査支援システム (平成19年度運用開始)	申告された修得単位と単位の要件の対応を電子情報として蓄積し、審査時の利用に供するシステム
③	試験問題作成支援システム (平成18年度運用開始)	専門委員による試験問題の担当割付、作成及び機構への送付をウェブサイト上で可能とするシステム

(2) 「電子申請システム」による申請状況

平成20年度に「電子申請システム」による申請を行った申請者は4月期には91人、10月期は603人であった。全申請者におけるシステムの利用率は次表に示すとおり23.4%であった。

○ 平成20年度における電子申請利用者数

	4月期	10月期	計
申請数	457	2,510	2,967
電子申請	91	603	694
郵送申請	366	1,907	2,273
電子申請利用率	19.9%	24.0%	23.4%

(3) 効果

① 「電子申請システム」

「電子申請システム」が運用されることにより、ウェブサイト画面上で各種入力支援機能(プルダウンメニューや単位数の自動計算等)を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、誤記入が減少するなどの利点がある。

また、これまでは、申請書類に記載されている申請者個人のデータや申請者が大学等で修得した単位等の各種の膨大な申請データは職員が入力していたが、この電子申請システムを利用すると、申請データを申請者自身がウェブサイトを通じて入力することとなるため(図1参照)、データを入力するための労力が軽減できるとともに、関係経費が削減できる。

(図1 申請者情報入力画面)

学位授与電子申請システム 独立行政法人 大学評価・学位授与機構

小平 字 様 単位修得状況等申告書(平成20年度4月期申請) ヘルプ? ログアウト

PDF出力

申請者情報入力
学歴入力
単位入力
総括表・確認
送信完了

申請者情報入力 学歴入力に進む

★と表示されている項目は必ず記入してください

パスワード (初めてログインする場合は必ず変更してください) [▼パスワード変更](#)

申請情報

申請年月日 ★ 平成20年 10 月 1 日

基礎資格を有する者の区分 ★ 日 高等専門学校を卒業した方【第1区分】 選択

専攻科修了見込みでの申請 短期大学・高等専門学校の認定専攻科を修了見込みで申請する方

再申請 再申請

専攻分野の名称 ★ 工学

専攻の区分 ★ 機械工学

受験希望地区 ★ 大阪地区

申請者情報

氏名(漢字) ★ 姓 小平 名 学 (旧姓) △△

氏名(カナ) ★ セイ コザイラ ヌイ マナブ (全角カナ)

性別 ★ 男 女

生年月日 ★ 昭和 61 年 5 月 1 日

本籍 ★ 大阪府

(住所)郵便番号 ★ 185 - 0022 (半角数字) 住所検索
※郵便番号を入力後ボタンを押下することで住所が表示されます

都道府県 ★ 東京都

市区町村丁目・番地 ★ 国分寺市東元町

団地・館・号室・方等 △△アパート○○号室

電話番号 ★ (必ずとも1つ入力) 入力制: 00-0000-0000等

自宅 000-0000-0000 内線 昼 夜

携帯 000-0000-0000 昼 夜

勤務先 00-0000-0000 内線 昼 夜

通学先 内線 昼 夜

FAX

メールアドレス ★ 000@0000000.ne.jp

メールアドレス(確認) ★ 000@0000000.ne.jp

その他情報

納付書No. ★ 1900502

入金日 平成20年 4 月 1 日

学修成果

テーマ名 ★ 太陽電池の特性試験

キーワード科目 ★ 熱力学Ⅰ
熱力学Ⅱ

学歴入力に進む

② 「科目審査支援システム」

「科目審査支援システム」の導入によって、データベースとの照合、科目審査表の作成、審査後の単位計算・データベースへの登録等の作業の大半が自動化されるため、大幅に労力が軽減される。

(図2 科目審査支援システム)

学校名	学部名称	科目名	科目区分	授業の方法	単位数	概要	備考
東京大学	教養学部	メディアリテラシー	社会科学	講義	2		
東京大学	教養学部	国際関係史	国際関係	講義	2		
東京大学	教養学部	国際社会学	国際関係	講義	2		
東京大学	法学部	国際法	国際関係	講義	4		
東京大学	教養学部	法Ⅰ	法学	講義	2		
東京大学	教養学部	法Ⅱ	法学	講義	2		
東京大学	法学部	憲法第1部	法学	講義	4		
東京大学	法学部	憲法第2部	法学	講義	2		
東京大学	法学部	裁判法	法学	講義	2		
東京大学	法学部	特別講義ヨーロッパ	法学	講義	2		
東京大学	法学部	日本近代法史	法学	講義	2		
東京大学	法学部	法学史	法学	講義	2		
東京大学	法学部	法社会学	法学	講義	4		
東京大学	法学部	法社会学実習	法学	実習	2		
東京大学	法学部	民法第1部	法学	講義	4		
東京大学	法学部	民法第2部	法学	講義	4		
東京大学	教養学部	政治Ⅰ	政治学	講義	2		
東京大学	教養学部	政治Ⅱ	政治学	講義	2		
東京大学	教養学部	日本の政治	政治学	講義	2		
東京大学	法学部	ヨーロッパ政治史	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	行政学	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治過程論	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治学	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治学史	政治学	講義	4		
東京大学	教養学部	特別講義現代東	政治学	講義	2		
東京大学	教養学部	経済学概論	経済学	講義	2		
東京大学	法学部	近代経済学	経済学	講義	4		
東京大学	教養学部	コンピュータ編C/G2	社会科学に	講義	2		
京大	教養学部	産業社会学概論	社会科学に	講義	2		
京大	教養学部	都市社会学の発展	社会科学に	講義	2		
京大	教養学部	実動社会学概論	社会科学に	講義	2		
京大	教養学部	比較社会学	比較文化	講義	2		

③ 「試験問題作成支援システム」

「試験問題作成支援システム」の導入によって、専門委員が試験問題を作成する際のセキュリティが強化でき、また、数式や上付き・下付き文字、イタリック体等の特殊文字の入力を可能にするなどの機能強化を図ることができる。さらに、これまで別々に管理されていた当該システムに係る各種データベースの一元化も図ることができる。

(図3 試験問題作成支援システム)

試験問題修正画面 - Microsoft Internet Explorer

アドレス http://192.168.0.26/ssad/php/Examination.php?mode=modify&window_mode=2&app_num=22366

管理番号 10619002 受験番号 氏名 甲斐者 専攻分野 農学 専攻区分 農学

学籍成果 (ユーザー) 一時保存

問題1
引用・参照の有無 有 無 ※学籍成果の文章を引用又は参照した場合は「有」、それ以外「無」をチェックしてください。
該当ページ 参照・参照の有無が有の場合は該当ページ数を記入してください。
添付 ファイル コメント ファイル追加 ファイル削除

本文 Text形式 Word形式

問題2
引用・参照の有無 有 無 ※学籍成果の文章を引用又は参照した場合は「有」、それ以外「無」をチェックしてください。
該当ページ 参照・参照の有無が有の場合は該当ページ数を記入してください。
添付 ファイル コメント ファイル追加 ファイル削除

本文 Text形式 Word形式

ページが表示されました

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）②

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑦ 小論文試験の会場を1カ所以上増設する。

平成4年10月に学位授与に係る最初の試験が東京地区1カ所で開催された。平成5年度からは4月期と10月期の2回試験が実施され、小論文試験については、東京地区に加え、新たに大阪地区でも実施された。その後、平成14年度10月期からは福岡地区に試験場を設置した。平成14年度から、申請者の利便と経済的負担の軽減を考慮して、試験場の増設を検討してきた。その結果、全国的な試験場の配置、申請者の現住所を考慮し、平成16年度4月期申請から、従来の3地区（東京地区、大阪地区、福岡地区）に加え、新たに北海道地区（札幌）に試験場を設置した。

平成17～20年度においても、試験場増設等の必要性について、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断している。

○ 小論文試験対象者で北海道在住の申請者数等一覧

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
北海道在住の申請者数(前年度比)	87人(+19人)	107人(+20人)	98人(△9人)	122人(+24人)
北海道在住の受験者数	—	—	—	118人
北海道在住で北海道地区試験場での受験率	—	—	—	96.7%

○ 試験地区別申請者数等一覧

試験地区	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期
北海道地区	27	109	11	158	17	134	16	139	24	167
東京地区	241	1,073	258	1,065	216	1,038	235	971	231	1,105
大阪地区	125	645	122	671	172	733	127	775	137	792
福岡地区	43	444	49	383	56	435	59	452	57	421
合計	436	2,271	440	2,277	461	2,340	437	2,337	449	2,485

北海道地区の試験場は、道庁所在地であり交通の便もよい札幌で開催することとし、北海道大学の協力を得て、北海道大学札幌キャンパス工学研究科・工学部を試験会場に設定した。この試験会場は、札幌駅から地下鉄で一駅のところに位置し、交通の利便性が特に良かった。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）②

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、障害等の種類、程度に応じ手話通訳や点字といった受験上の特別措置を講じる。

(1) 受験上の特別措置

学位授与審査の一環として実施する試験においては、身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。

受験上の特別措置の具体的な内容については、試験の公平性及び公正な試験の実施に配慮しつつ、「身体に障害のある学士の学位授与申請者に対して行う特別措置に関する取扱要領」に基づき決定している。また、受験上の特別措置を決定する上で不明な点等が生じた場合には、「調査研究協力者」として委嘱している当該障害の専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

なお、受験上の特別措置を希望する申請者には、その対応に時間を要することもあるため、申請前に申し出るよう求めているが、申請後、あるいは試験直前の申出に対しても、可能な限り申請者の希望にそえるよう対処している。

また、近年、精神的な理由等により、受験上の特別措置が必要な申請者もおり、このような者に対しても、審査の上、受験上の特別措置を講じている。

○ 受験上の特別措置の実施状況

	特別措置者数	障害等の種類	主な措置内容
平成16年度4月期 (小論文)	1	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長（1.5倍） ・音声ソフト内蔵パソコンの持参使用 ・フロッピーディスクによる解答の提出 ・別室の設定
平成16年度10月期 (小論文)	1	循環器疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・試験室内への内服薬及び飲料水の携行・摂取・試験室の座席を出入口近くに設定
平成17年度10月期 (面接) (小論文)	1 1	聴覚障害 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・質問等を一部口話で対応 ・質問等を行う際、口を大きく、はっきりと動かして対応 ・別日程・別会場（高等専門学校）の設定 ・試験会場への車での入構 ・試験室入口までの介護者の同伴 ・車椅子の持参使用 ・特性機の準備 ・解答の際のボールペン・ペンホルダーの使用及び二重線での修正 ・パソコンによる解答

(小論文)	1	利き腕骨折	・別室の設定
平成18年度4月期 (面接)	1	視覚障害	・試験場への乗用車での入構 ・受験者控室までの付添者の同伴 ・作品・資料等の展示の際の補助
平成18年度10月期 (小論文)	1 1 1	鎖骨(左)骨折 蕁麻疹 低血糖	・文鎮の貸与, 使用許可 ・監督者が塗り薬を確認後, 試験時間中に使用することを許可 ・試験時間中に糖分(アメ)の摂取を許可
平成17年度10月期 (面接)	1	聴覚障害	・質問等を一部口話で対応 ・質問等を行う際, 口を大きく, はっきりと動かして対応
(小論文)	1	肢体不自由	・別日程・別会場(高等専門学校)の設定 ・試験場への乗用車での入構 ・試験室入口までの介護者の同伴 ・車椅子の持参使用 ・特性機の準備 ・解答の際のボールペン・ペンホルダーの使用及び二重線での修正 ・パソコンによる解答
(小論文)	1	利き腕骨折	・別室の設定
平成18年度4月期 (面接)	1	視覚障害	・試験場への乗用車での入構 ・受験者控室までの付添者の同伴 ・作品・資料等の展示の際の補助
平成18年度10月期 (小論文)	1 1 1	鎖骨(左)骨折 蕁麻疹 低血糖	・文鎮の貸与, 使用許可 ・監督者が塗り薬を確認後, 試験時間中に使用することを許可 ・試験時間中に糖分(アメ)の摂取を許可
平成19年度10月期 (面接)	1	聴覚障害	・質問が聞こえやすいように面接委員との距離を1m程度に設定 ・場合により筆談で対応
(小論文)	1	アキレス腱断裂	・車椅子の持参使用 ・試験室入口までの介添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
平成20年度4月期 (小論文)	1	四肢体幹機能障害	・試験時間の延長(1.5倍)及び試験時間の別設定 試験時間: 14時30分から135分間(ただし, 1時間程度ごとに15分間程度の休憩を認め, その休憩時間については試験時

			<p>間に含めない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が準備したパソコンでの解答 ・試験室の別設定 ・車いすの持参使用 ・機構が準備したベッドの休憩時間における使用 ・介助者の試験室外までの付添い及び試験室を除く構内における待機 ・介助者の試験室内への入室及び介助（機構が必要と認める場合に限る。） <p>(当日措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷物を置く机の使用 ・扇風機の使用 ・座席を出入口付近にし、広めの椅子を用意 ・座布団（2枚）の準備・使用
	1	妊娠中 (当日欠席)	
	1	岩手・宮城内 陸地震	<ul style="list-style-type: none"> ・試験日の別設定：平成20年6月21日（土）・試験時間の別設定：13時30分から15時00分
平成20年度10月期 (小論文)	1	両下肢機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の持参使用 ・最後部の座席設定
	1	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長（1.5倍）及び試験日時の別設定 試験日時：平成20年12月13日（土） 10時00分から12時15分 ・スクリーンリーダーの入ったパソコンの持参使用 ・MS Wordによる出題・解答
	1	両下肢機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・試験場への乗用車（タクシー）での入構 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・車椅子の持参使用
	1	両下肢機能障害及び体幹機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・試験場への乗用車での入構 ・車椅子の持参使用 ・午後の部の小論文試験の受験
	1	両上肢機能障害及び両下肢機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長（1.5倍）及び試験時間の別設定 試験時間：10時15分から12時30分 ・試験場への乗用車での入講 ・車椅子の持参使用

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）③

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出を受けて、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

機構の学位授与制度においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができることとなっている。

翌年度からの専攻科の認定を希望する短期大学又は高等専門学校の専攻科から認定の申出を受け、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるか等）を行った。その結果、認定となった場合、設置者に通知した。

（1）認定の申出に係る事前相談

専攻科の認定の申出を予定する短期大学及び高等専門学校の参考となるよう、専攻科の認定の申出に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「専攻科認定申出書類作成の手引き」を作成し配付した。

また、認定の申出を予定する対象校に対して、1校当たり平均2、3回の事前相談に応じて、提出書類の作成の詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、申請の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度から、専攻科認定の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

（2）認定申出及び認定の再審査の受付

9月30日の締切日までに、翌年度からの認定を希望する専攻科を置く短期大学及び高等専門学校から認定の申出を受理した。

特に、平成20年度には、学則等の変更により教育課程等に重要な変更が生じると認められた短期大学及び高等専門学校の認定専攻科2専攻（2校）並びに平成18年度に実施した教育の実施状況等の審査の際に提出された書類に不備のあった短期大学の認定専攻科1専攻（1校）について、認定の再審査を行うものと通知し、書類の届出を受理した。

その際、申出書又は届出書に加えて各専攻科の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

（3）認定審査及び認定の再審査

認定の申出及び再審査の書類の届出を受けて、第3回学位審査会において、機構長から学位審査会に対して認定申出専攻科及び再審査対象専攻科の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、各認定申出専攻科及び再審査対象専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を

行う専門委員会を指定した。

特に平成16年度は、産業システム工学専攻、経営情報工学専攻といった複合領域を教育する専攻科から認定申出があった。このため、このような学際的な領域に対応できる部会を新たに設ける必要があると判断し、工学・芸術工学専門委員会に社会システム工学部会を設置して、これらの専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行うこととした。

(4) 専門委員会での審査

① 第3回学位審査会での決定を受けて、専門委員会を開催し、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づき、認定申出専攻科及び再審査対象専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

平成16年度には、審査の経緯の伝達を受けた専攻科のうち1専攻（1校）から、認定申出を取り下げるとの申出があり、これを受け付けた。

② 認定申出専攻科及び再審査対象専攻科による提出書類の補正の後、専門委員会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

なお、平成20年度には、再審査対象専攻科のうち、教育の実施状況等の書類に不備があった短期大学の認定専攻科1専攻（1校）については、平成20年度末をもって当該専攻を廃止するとの届出が1月下旬に提出されたことから、専門委員会・部会での審査は途中で打ち切ることとし、この結果を学位審査会に報告した。

(5) 認定の可否の通知

第4回学位審査会における審査の結果、認定となった場合、設置者に通知した。

○認定の申出～認定

年度	認定申出		第3回学位審査会 (審査の付託)	専門委員会 (審査(補正前))	専門委員会 (審査(補正後))	第4回学位審査会 (認定)	認定数
	短期大学	高等専門学校					
16	8専攻 (7校)	13専攻 (8校)	11/9	11/9～11/30	1/13～1/30	2/10	20専攻 (14校)
17	4専攻 (4校)	1専攻 (1校)	11/8	11/10～11/30	1/13～1/30	2/10	5専攻 (5校)
18	6専攻 (4校)	1専攻 (1校)	11/10	11/13～11/30	1/15～2/2	2/16	7専攻 (5校)
19	5専攻 (5校)	0専攻 (0校)	11/9	11/12～11/30	1/11～1/31	2/13	5専攻 (5校)
20	4専攻 (4校)	2専攻 (2校)	11/10	11/11～11/28	1/13～1/28	2/13	6専攻 (6校)

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）③

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑩ 認定された専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

機構の学位授与制度においては、短期大学又は高等専門学校認定専攻科の質の保証を確保するため、認定した専攻科に対しては、5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっている。専攻科の認定を行った短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科に対して、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象を「適」と判定した場合、設置者に通知した。

（1）教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象の専攻科の参考となるよう、教育の実施状況等の審査に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「教育の実施状況等の審査に関する書類作成の手引」を作成し、配付した。

また、審査対象校に対して、1校当たり平均2、3回の郵送等による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度からは、教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。

（2）教育の実施状況等の審査

機構の定めるところにより、教育の実施状況等の審査の対象となる専攻科に通知を行い、5月末までに対象専攻科から関係書類を受け付けた。この関係書類の提出を受けて、さらに、専攻科の授業科目を担当する専任教員が専攻科の認定時又は教育の実施状況等の審査時から原則として半数以上が変更していると認められた短期大学及び高等専門学校に対して、専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書）の提出を求める通知を8月に行い、10月末までに所定の書類の提出を受けた。

第2回学位審査会において、機構長から学位審査会に対して教育の実施状況等の適否の審査が付託され、学位審査会では、各認定専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

（3）専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、専門委員会・部会を開催し、専任教員の個人審査を含め教員組織等の審査を行った。この審査の過程で意見等があった場合には、このことを当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

提出書類の補正の後、専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び専任教員の個人審査も含めた教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

なお、平成18年度から、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果(教育課程の審査結果及び教員組織の審査結果)をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用し、審査事務の省力化を図っている。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会において審査の結果、「適」と判定した場合、設置者に通知した。

○審査の通知～認定

年 度	対象 審査 年度	審査対象				第2回 学位 審査会 (審査の 付託)	専門 委員会 審査 (補正前)	専門 委員会 審査 (補正後)	第4回 学位 審査会 (認定)	認定数
		短期大学		高等専門学校						
			うち 教員審査		うち 教員審査					
16	平成6 平成11	18専攻 (14校)	6専攻 (6校)	15専攻 (6校)	15専攻 (6校)	8/24	11/9 ~11/30	1/13 ~1/31	2/10 ※	33専攻 (20校)
17	平成7 平成12	31専攻 (23校)	11専攻 (8校)	24専攻 (10校)	12専攻 (6校)	8/23	11/10 ~11/30	1/13 ~1/31	2/10	55専攻 (33校)
18	平成3 平成8 平成13	15専攻 (15校)	7専攻 (7校)	23専攻 (10校)	17専攻 (7校)	8/25	11/13 ~11/30	1/15 ~2/2	2/16	38専攻 (25校)
19	平成4 平成9 平成14	25専攻 (22校)	14専攻 (12校)	22専攻 (9校)	12専攻 (6校)	8/27	11/12 ~11/30	1/11 ~1/31	2/13	47専攻 (31校)
20	平成5 平成10 平成15	20専攻 (16校)	6専攻 (4校)	27専攻 (13校)	8専攻 (5校)	8/27	11/11 ~11/28	1/13 ~1/30	2/13	47専攻 (29校)

※平成16年度は平成17年2月14日付けで設置者に通知。平成17年度以降は認定と同日付で通知。

(5) 教育の実施状況等の審査の予告

教育の実施状況等の審査対象となる短期大学及び高等専門学校の認定された専攻科の設置者に対して、審査前年度の9月末に、機構長から審査実施予告の通知を行った。

(6) 関連規則の改正

平成19年度には、認定専攻科に対する教育の実施状況等の審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正(平成21年度からの適用)するとともに、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随

時再審査を行うことができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）している。

さらに、現在、認定専攻科の授業科目を担当する専任教員について前審査から原則として半数以上が変更されたと認められる場合に提出することとなっている「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」のうち「教育研究業績書」について、認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、兼任教員（非常勤講師）はその提出を省略することができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）している。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）③

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑪ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。

申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、平成16年度に、申請機関からの申請書類及び必要書類の記入方法に関する質問やこれまでの経験に基づき、記入例をまとめた手引きの表現方法等について検討を行った。また、申請書類及び必要書類の記入例等が機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるよう、次の書類のフォーマット原案を作成した。

平成17年度は、平成16年度に作成した次の書類のフォーマット原案を基に申請書類及び必要書類の記入例等を試行的に機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるようにした。

平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、認定申出に関する書類については4月に、次年度の教育の実施状況等の審査に関する書類については9月に、それぞれ書類作成の手引とフォーマットをウェブサイトに掲載している。

なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合等には速やかに改訂するとともに、申請機関にとって理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っている。また、平成19年度は、いわゆる「ディグリー・ミル」（教育の実態を伴わず、主として代金振込みのみを対価とするなどして、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する業者）についての注意事項を記載するなどの改訂を行った。

（1）認定申出

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 専攻科認定申出についての連絡先
- ⑥ 判定カード
- ⑦ 審査対象教員一覧
- ⑧ 専攻科認定に係る補正一覧

（2）教育の実施状況等の審査

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）

- ⑥ 教育の実施状況等の審査についての連絡先
- ⑦ 判定カード
- ⑧ 審査対象教員一覧
- ⑨ 教育の実施状況等の審査に係る補正一覧

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（1）④

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（1）

⑫ 学位取得者等に対するアンケート調査を実施し、その結果等も踏まえ、外部の有識者からなる検証組織により単位積み上げ型による学士の学位授与業務について検証等を行う。

（1）実施の趣旨

アンケート調査は、単位積み上げ型により学士の学位を取得した者を対象に、機構による学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見等を調査し、その結果を分析することによって得られた知見を用いて学位授与業務の改善に資することを目的としている。

（2）具体的な実施方法

アンケート調査票は、学位取得者に学位記を送付する際に同封し、記入の上、学位記受領書の返送の際に、同封するよう求めている。回収したアンケート調査票については、記入事項を確認し、データを入力した上で、学位審査研究部で分析を行い、得られた知見を学位審査業務の改善に役立てるとともに、学位に関する調査研究に反映している。

○ アンケート回収率

	学位取得者数（人）	返送者数（人）	回収率（％）
平成16年4月期	373	280	75.07
平成16年10月期	2,130	1,145	53.76
平成17年4月期	398	264	66.33
平成17年10月期	2,137	1,130	52.88
平成18年4月期	384	311	80.99
平成18年10月期	2,195	1,473	67.11
平成19年4月期	369	296	80.22
平成19年10月期	2,205	1,366	61.95
平成20年4月期	376	284	75.53

（注）平成20年度10月期は、アンケート回収中のため、計上していない。

(3) 効果

アンケート調査から、例えば「学位を取得したことに対する現時点での満足度は10点満点で何点くらいですか」という質問に対しては、次表のとおり、毎回の調査において、平均で8点以上の回答を得た。

平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年
4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期
8.4	8.4	8.7	8.3	8.8	8.3	8.7	8.4	8.5

また、アンケート調査から得られた学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見の分析に基づき、「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」等を適宜修正している。

平成16年度には、「機構が実施する学位授与事業の認知度が低い」、また、「大学卒業と同等に扱われない」とのアンケート調査での意見を受け、機構自体及び機構の実施する学位授与事業の認知度を高めるため、「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」（パンフレット）を新たに作成し、学位取得者等に配付した。

平成17年度には、「新しい学士への途」において主に次の改善を行い、平成18年度版に反映して、申請者等への周知を図ることとしている。

- ① よくある質問や申請書の不備を参考に、専門学校修了者の必要書類等に関する FAQ (Q&A) の項目を追加し、また、その他の項目についても内容の充実を図った。
- ② 専攻分野と専攻区分の関係について、より分かりやすいように表を用いた説明を追加した。
- ③ 専攻基準の基準表による科目分類の方法について、より分かりやすいように表記方法を修正した。

また、平成18年度においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえるよう、制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加したりするなど、大幅な改訂を行い、平成19年度版に反映させ、申請者等への周知を図った。

平成19年度においては、平成20年度版について、平成20年度4月期申請から導入する「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法等を掲載した。

平成20年度においては、平成21年度版の「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」について、用字用語について見直しを図る、「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法をより詳しく掲載するなどの見直しを行った。

【外部検証関係】

P.189 1 - (2) - (2) ③外部有識者による検証 参照

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 省庁大学校の教育課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程の水準を有しているかどうかの審査を行い、認定することによって、当該教育課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、認定された教育課程の教育の実施状況等について、大学又は大学院と同等の水準を維持し続けているか5年ごとに審査を行うとともに、その審査結果に基づき改善状況を的確に把握することにより機構が授与する学位の水準を確保する。
- ② 省庁大学校の当該課程修了に基づく申請者について審査を行い、各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して、着実かつ適切に学位を授与する。
- ③ 省庁大学校修了者に対する学位授与業務について、外部の有識者からなる検証組織において、授与された学士、修士及び博士の水準が適正かを含め、学位授与業務が上記の役割に照らして適切に実施されているかどうかについて総合的な検証を実施し、おおむね学位授与の目的が達成されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（2）

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（2）①

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（2）

- ① 省庁大学校の教育課程の認定申出を受けて、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

平成16年9月30日付けで、国立看護大学校研究課程部看護学研究科から、課程認定の申出があり、機構が定める「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程に関する規則」（平成16年規則第31条）に基づき教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等を大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて審査を行った結果、大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定し、平成17年2月10日付けで設置者に通知した。

平成20年度は、課程認定の申出があった防衛大学校総合安全保障研究科後期課程及び課程の認定の再審査を行うこととなった職業能力開発総合大学校長期課程について審査を行った結果、認定申出課程を大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として、再審査対象課程を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定し、平成21年2月13日付で設置者に通知した。

なお、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかった年度においても、認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。

(1) 課程認定の申出に係る事前相談

国立看護大学校については、看護学部の学年進行終了時（平成17年3月）までに修士相当課程の設置が予定されていたため、平成16年4月から、課程認定の申出のための事前相談に応じて、提出書類の作成についての詳細な説明を行うとともに、教育課程及び教員の配置等について確認し、必要に応じた助言を行った。

また、専門的な事項に係る事前相談に対応するため、平成16年7月に、専門委員会の看護学部会の主査及び看護学の各分野（成人・精神・母性・地域・小児）の代表者で構成されるワーキンググループ（WG）を次のとおり2回開催して検討を行い、国立看護大学校に対して意見を伝達した。

① 第1回WG（7月13日開催）での検討事項

教育方針、授業科目の設定、入学資格等を中心に検討を行い、7月20日に意見を伝達した。

② 第2回WG（8月11日開催）での検討事項

教員審査を中心に検討を行い、8月24日に意見を伝達した。

平成18年度においては、国立看護大学校が研究課程部（修士相当課程）の上に研究課程部（博士相当課程）の設置を検討していたことから、必要に応じて助言を行うとともに、専門的な事項に係る相談に応じるため、平成18年7月に、看護学部会に看護学の各分野（精神、成人、母性、基礎、地域、小児）を専門とする専門委員で構成されるワーキング・グループを設置した。

また、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかった年度においても、認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。

なお、平成18年度からは、課程認定の審査を円滑に進めるため、また提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。

(2) 認定の申出の受付及び認定の再審査の書類の届出

[平成16年度]

平成16年9月30日付けで、国立看護大学校から課程認定の申出を受理した。その際、申出書に加えて国立看護大学校の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

[平成20年度]

平成20年9月に、防衛大学校総合安全保障研究科後期課程から課程認定の申出を受理した。

また、学科の再編等により課程の組織等に重要な変更が生じると認められた職業能力開発総合大学校長期課程について、認定の再審査を行うものと通知し、平成20年10月に、書類の届出を受理した。その際、申出書及び届出書に加えて大学校の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

(3) 認定の審査及び認定の再審査

[平成16年度]

課程認定の申出を受けて、第3回学位審査会（平成16年11月9日開催）において、機構長から学位審査会に対して課程認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、国立看護大学校の教育課程及び教員組織等について審査を行う専門委員会・部会として看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会看護学部会を指定した。

[平成20年度]

認定の申出及び認定の再審査の書類の届出を受けて、第3回学位審査会（平成20年11月10日開催）において、機構長から学位審査会に対して認定申出課程及び再審査対象課程の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、認定申出課程及び再審査対象課程の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(4) 専門委員会等での審査

[平成16年度]

- ① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成16年11月15日に看護学部会を開催し、教育課程及び教員組織等の審査を行った。この審査の経緯を、国立看護大学校に伝達し、提出書類の補正を受けた。
- ② 国立看護大学校による提出書類の補正の後、平成17年1月17日に看護学部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

[平成20年度]

- ① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成20年11月11日から28日にかけて専門委員会・部会を開催し、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、認定申出課程及び再審査対象課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該大学校に伝達し、提出書類の補正を受けた。
- ② 認定申出課程及び再審査対象課程による提出書類の補正の後、平成21年1月13日から1月30日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(5) 課程認定の可否の通知

[平成16年度]

第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）において審査の結果、国立看護大学校研究課程部看護学研究科を大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定し、同日付で所管省庁を経由して当該大学校の長に通知した。

[平成20年度]

第4回学位審査会（平成21年2月13日開催）における審査の結果、認定申出課程を大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として、再審査対象課程を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定し、同日付けで所管省庁を経由して当該大学校の長に通知した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（2）①

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（2）

② 認定された教育課程の教育が大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

課程認定を行った大学校に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことになっているため、機構が定める「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則」（平成16年規則第31号）に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて教育の実施状況等の審査を行った結果、「適」と判定した場合、通知した。

（1）教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象校からの電話及び郵送による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

また、平成17年度の試行を経て、平成18年度から、教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能としている。なお、この手引については、審査対象となる大学校の担当者にわかりやすいものとなるよう毎年度必要に応じて見直しを行っている。

（2）教育の実施状況等の審査

審査のスケジュールとしては、5月末までに関係書類を受け付け、第2回学位審査会で審査を専門委員会・部会に付託し、11月の専門委員会・部会において教育の実施状況等の審査を行う。ただし、平成18～20年度においては、専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、第1回学位審査会で、5月末に関係書類が提出され次第速やかに審査を取り進めることのできることを得て、7月及び8月の専門委員会・部会において審査を行った。

（3）専門委員会等での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、もしくは第1回学位審査会でのあらかじめ取り進めることのできることを得て、専門委員会・部会を開催し、大学設置基準及び大学院設置基準に準じ、機構が定める規則に基づいて、教育課程及び教員組織等の審査を行った。

この審査の過程で意見等があった場合は、その旨を該当校に伝達し、提出書類の補正を受け開催した専門委員会・部会において、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

（4）教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会において審査の結果、「適」と判定された場合、同日付で、各所轄省庁

を經由して教育施設の長に通知した。

○審査～可否の通知

年 度	対象 認定 年度	対象校	第2回 学位 審査会 (審査 の付託)	専門 委員会 ・部会 審査 (補正前)	専門 委員会 ・部会 審査 (補正 後)	第4回 学位 審査会 (判定)	判 定 結 果	審査 実施 予告
16	平成6, 11	独立行政法人水産大学校 水産学研究科	8/24	11/17	なし	2/10	適	平成 15年 9/25
17	平成7, 12	該当なし						
18	平成3, 8, 13	防衛大学校 本科 防衛大学校 理工学研究科 (前期課程) 防衛大学校 理工学研究科 (後期課程) 国立看護大学校 看護学部看護学科	5/17 (第1回)	7/10 ~7/28 9/12 ~9/25	1/15 ~2/2	2/16	適 適 適 適	平成 17年 9/27
19	平成4, 9, 14	海上保安大学校 本科 職業能力開発総合大学校 (長期課程) 職業能力開発総合大学校 (研究課程) 防衛大学校 総合安全保障研究科	5/16 (第1回)	7/9 ~7/27 8/10	11/12 ~11/30	2/13	適 適 適 適	平成 18年 9/27
		気象大学校大学部				3/25 (第5回)	適	
20	平成4, 9, 14 ※ 平成6, 11, 16 ※	防衛医科大学校 医学教育部医学科 防衛医科大学校 医学教育部医学研究科 独立行政法人水産大学校 本科 独立行政法人水産大学校 水産学研究科	5/14 (第1回)	7/7 ~7/31 8/6, 7	11/11 ~11/28	2/13	適 適 適 適	平成 19年 9/28

※課程認定した年度により、平成19年度及び21年度審査対象であったが、年度によってかなり審査対象数が偏っていたことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の了承を得た上で審査年度を平成20年度に変更した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（2）①

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（2）

③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

(1) 学位審査会

平成16年度～平成20年度に、申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。

(P.56 Ⅱ－3（1）③ 参照)

(2) 専門委員会

学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型による学士の学位授与に係る審査と同一の専門委員会・部会で行っているが、社会科学専門委員会及び医学・薬学専門委員会のうち医学部会並びに工学・芸術工学専門委員会のうち応用物理学部会、航空工学部会、福祉工学部会は、省庁大学校修了者に対する修士及び博士の学位授与に係る審査のみを行う独自の専門委員会・部会となっている。

また、修士及び博士の審査にあたっては、申請者の専攻の区分及び論文の内容に応じて、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

○省庁大学校修了者の修士及び博士の学位授与に係る

論文審査及び口頭試問等の審査に携わった委員数

年度	委員数		
	専門委員	臨時専門	計
16	132	35	167
17	119	35	154
18	135	21	156
19	141	26	167
20	144	25	169

なお、平成19年度から、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことにより、これらの申請者に対する論文審査及び口頭試問は12月から2月に行われることとなった。この時期は、審査を行う専門委員である大学の教員にとっては本務校での修士・博士の論文審査や入学試験があり、加えて単位積み上げ型の学士の学位授与に係る合否判定等も行っており、極めて多忙な時期である。そこで、1人当たりの業務の負担軽減を図るため、平成20年度から次のような方策を実施することとした。

○ 審査担当委員の委嘱範囲の拡大

これまで専門委員については、学問研究の第一線にある国公立大学の教授に限定して委嘱してきており、このことは臨時専門委員についても同様であったが、今後、論文審査及び口頭試問の審査を担当する臨時専門委員にあつては、一定の条件の下、専門委員の推薦に基づき、i) 名誉教授（退職後5年以内）、ii) 准教授、iii) その他機構長が必要と認める者（機構の客員教授、特任教授等）の職務にある者についても委嘱を認めることとした。これにより、平成20年度は、機構の准教授1人及び客員教授2人に臨時専門委員を委嘱した。

○ 審査担当委員構成の見直し

これまで論文審査及び試験（口頭試問）は、規定に基づき3人の専門委員で実施しているところであるが、大学院教育における新しい学際・複合領域の拡大等を踏まえて、3人の専門委員のうち1人を、関連する周辺領域から選考することができることとした。なお、周辺領域から委員を選考する場合は、審査が適正に行える範囲において、学位授与制度を中心とした高等教育及び機構の学位授与制度に精通し、かつ、それぞれの専門領域に係る研究を行っている学位審査研究部の教員の関与をこれまで以上に積極的に進めることとした。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（2）①

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（2）

④ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。

大学校の課程認定申出等に関して、申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、平成16年度は、大学校からの申請書類及び必要書類の記入方法に関する質問やこれまでの経験に基づき、記入例をまとめた手引きの表現方法等について検討を行った。

また、申請書類及び必要書類の記入例等が機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるよう、次の書類のフォーマット原案を作成した。平成17年度においては、平成16年度に作成した次の書類のフォーマット原案を基に申請書類及び必要書類の記入例等を試行的に機構のウェブサイトから閲覧及びダウンロードできるようにした。平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体等での提供を行っている。

平成19年度は、認定申出に関する書類については4月に、次年度の教育の実施状況等の審査に関する書類については9月に、それぞれ書類作成の手引とフォーマットをウェブサイトに掲載した。

平成20年度は、認定申出に関する書類の書類作成の手引とフォーマットを4月にウェブサイトに掲載した。

なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとって理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っており、平成19年度においては、いわゆる「ディグリー・ミル」（教育の実態を伴わず、主として代金振込みのみを対価とするなどして、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する業者）についての注意事項等を記載するなどの改訂を行った。

（1）課程認定申出

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 設備の概要を記載した書類
- ⑥ 校地等の概要を記載した書類
- ⑦ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ⑧ 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類
- ⑨ 課程の認定の審査についての連絡先
- ⑩ 判定カード
- ⑪ 審査対象教員一覧
- ⑫ 課程の認定の審査に係る補正一覧

(2) 教育の実施状況等の審査

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名，経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書，教育研究業績書，担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況の審査についての連絡先
- ⑦ 前回の審査における判定について
- ⑧ 判定カード
- ⑨ 審査対象教員一覧

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（2）②

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（2）

⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対し、毎年度、学士、修士又は博士の申請受付を行う。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

(1) 学士の学位授与状況

- ① 独立行政法人水産大学校を9月に修了した者から学位授与申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で審査し、合格と判定された場合に「学士（水産学）」の学位を授与した。
- ② 省庁大学校7校を3月に修了した者から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で審査し、合格と判定された場合に学士の学位を授与した。

○ 学士の学位取得者数の推移（学校別）

（単位：人）

認定課程名	学士の学位取得者数					
	H16	H17	H18	H19	H20	H3～H20合計
防衛大学校本科	337	380	421	424	445	7,066
防衛医科大学校医学教育部医学科	54	46	58	59	62	1,098
独立行政法人水産大学校本科	184	197	169	181	197	3,110
海上保安大学校本科	40	41	33	42	31	699
気象大学校大学部	16	9	15	17	13	247
職業能力開発総合大学校長期課程	206	212	234	193	209	3,868
国立看護大学校看護学部看護学科	89	100	94	102	86	471
合計	926	985	1,024	1,018	1,043	16,559

○ 学士の学位取得者数の推移（学位別）

（単位：人）

認定学位名	学士の学位取得者数					
	H16	H17	H18	H19	H20	H3～H20合計
水産学（9月修了）	3	1	1	2	1	41
人文科学	21	22	24	23	22	140
社会科学	50	56	49	57	51	1,097
理学	46	34	51	47	49	736
医学	54	46	58	59	62	1,098
看護学	89	100	94	102	86	471
工学	442	489	546	507	545	9,208
水産学（3月修了）	181	196	168	179	197	3,069
海上保安	40	41	33	42	31	699
合計	926	985	1,024	1,018	1,043	16,559

（2）修士の学位授与状況

① 修士の学位取得者数

防衛大学校理工学研究科前期課程修了者及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者、国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者、独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者、職業能力開発総合大学校研究課程修了者から学位授与申請があり、学位審査会で合格と判定された者に対し、修士の学位を授与した。

また、平成19年度に、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定した。

これらの申請者に対しては、12月末から2月中旬にかけて論文審査及び面接による口頭試問を実施し、その後、それぞれの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行った上で、第5回学位審査会で合格と判定された者に対して年度内に修士の学位を授与した。

○ 修士の学位取得者数の推移（学校別）

（単位：人）

認定課程名	修士の学位取得者数					
	H16	H17	H18	H19	H20	H4～H20合計
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	61	54	59	60	61	1,080
防衛大学校総合安全保障研究科	15	20	12	15	18	170
職業能力開発総合大学校研究課程	30	28	27	20	42(19)	403(19)
独立行政法人水産大学校水産学研究科	11	8	11	15(5)	16(5)	131(10)
国立看護大学校研究課程部看護学研究科	—	—	—	19(7)	6(4)	25(11)
合計	117	110	109	129(12)	143(28)	1,809(40)

※（）内は修了見込み申請で内数

○ 修士の学位取得者数の推移（学位別）

（単位：人）

認定学位名	修士の学位取得者数					
	H16	H17	H18	H19	H20	H4～H20合計
理学	8	2	12	4	8	100
工学	83	80	74	76	95(19)	1,383
安全保障学	15	20	12	15	18	170
水産学	11	8	11	15(5)	16(5)	131
看護学	—	—	—	19(7)	6(4)	25
合計	117	110	109	129(12)	143(28)	1,809

※（）内は修了見込み申請で内数

② 審査方法

申請者個々の専攻区分，論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し，論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し，修士の水準を有しているかどうかの審査を行い，その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では，修得単位の審査を行い，論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は，その報告に基づいて修士の学位授与の可否について審査を行い，その結果を受けて修士の学位を授与する。

また，留学生については（平成16～18年度は各年度11人，平成19年度は13人，平成20年度は14人），3月末の大学校修了後，本国に帰国することが求められており，日本に在留することが困難なため，例年どおり特例として，修了前の前年度3月中に論文審査及び口頭試問を実施した。

(3) 博士の学位授与状況

① 博士（理・工学）の学位取得者数

防衛大学校理工学研究科後期課程修了者から学位授与申請があり，8月の第2回学位審査会で合格と判定された者に対し，博士の学位を授与した。

② 博士（医学）の学位取得者数

防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者から学位授与申請があり，2月の第4回学位審査会で合格と判定された者に対し，「博士(医学)」の学位を授与した。

③ 審査方法

申請者個々の専攻区分，論文題目に即した専門委員3人（理・工学は，さらに臨時専門員1人）が審査を担当し，論文審査及び理・工学2時間，医学1時間程度の面接による口頭試問を実施し，博士の水準を有しているかどうかの審査を行い，その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告した。専門委員会・部会では，修得単位の審査を行い，論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告した。

学位審査会は，その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い，その結果を受けて博士の学位を授与した。

なお，平成16～18年度には，翌年度の理・工学の申請予定者に対して，審査過程で行う教育的な助言の効果を高めるため，正規の審査に先立って，予備的な審査を9月に実施し，進捗状況の確認，研究内容に関する助言等を行った。

○ 博士の学位取得者数の推移（学校別）

（単位：人）

認定課程名	博士の学位取得者数					
	H16	H17	H18	H19	H20	H4～H20合計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	19	23	21	17	18	306
防衛大学校理工学研究科（後期課程）	5	5	6	1	1	18
合 計	24	28	27	18	19	324

○ 博士の学位取得者数の推移（学位別）

（単位：人）

認定学位名	博士の学位取得者数					
	H16	H17	H18	H19	H20	H4～H20合計
理学	2	1	0	0	1	4
工学	3	4	6	1	0	14
医学	19	23	21	17	18	306
合 計	24	28	27	18	19	324

（４）学位の授与方法

省庁大学校修了者の学位記は、それぞれの大学校を通じて本人に授与した。なお、機構では、修士及び博士の学位記伝達の際に大学校関係者と懇談し、主に学位審査研究部から審査の経過、問題点等を説明して、大学校における今後の指導に資するようにしている。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－3（2）③

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－3（2）

⑥ 外部の有識者からなる検証組織により省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証等を行う。

P.189 1－（2）－（2） ③外部有識者による検証 参照

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 機構は、大学評価システムのあり方及び有効性等の観点から、①国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握、②大学外の組織の評価の最新状況及び理論の把握、③情報技術の活用法及び理論の最新状況の把握を行い、④機構自体の実施する評価を常に分析して、⑤大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行い、機構の評価の改善に活かすとともに、研究成果の公表及び情報提供事業等への活用を通じて、多元的な評価システム全体の充実と評価に関する知識の普及に貢献する。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4 (1) 1)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト (()内は中期目標との主たる関係)

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4 (1) 1)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－4 (1) 1)

① 大学評価の手法、評価指標の研究開発 (目標①、⑤)

平成17年度までに、大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を行う。

平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。

本中期計画では、1)大学の教育・研究及び管理運営等の諸活動に関する測定指標に係る調査研究(平成16～20年度)、2)大学情報データベースの開発にかかる研究と入力データの解析(平成18～20年度)、3)国内外の大学評価の理論や手法の最新状況に関する経常的な調査研究を行った。

1 大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究

(1) 目的及び内容

大学評価においては、評価者の定性的な判断である「ピアレビュー」だけでなく、各種の指標を有効活用することにより、評価の質向上をはかるとともに、評価作業の負担を減らす必

要がある。しかし、平成16年度時点においては定量的な指標について大学から「ランキングにつながる」等の懸念が強いととも、指標の課題や利用の限界が不明であり、いかなる指標をどのように評価に用いることが適切であるかは不明であった。そのため、本調査では、大学の教育、研究、経営の諸側面について、各種の指標の具体的な分析方法やその解釈の仕方、分析の際に生じる課題等を明らかにすることを目的として研究を実施した。

本調査では、平成16-17年度の2年間に機構外の研究者を含めた「大学の諸活動に関する測定指標に関する調査研究会」を組織し、教育・研究・管理運営の各指標についての研究を行った。これらの調査研究は、平成18年度以降は、事項2で示す大学情報データベースの開発及び入力データ解析へと展開した。また、大学情報データベースに含まれていないが大学評価に頻繁に用いられる学術論文データの分析（ビブリオメトリクス）を平成18年度以降も継続して実施するとともに、上記調査研究会で設計を検討し、外部資金により実施した、大学内の研究促進施策の有効性に関するアンケートの統計的解析を実施した。

(2) 成果

平成16～17年度の調査研究では、教育、研究、経営の各側面における指標に関する調査研究を行い、個々の指標の分析や解釈の際の課題を明らかにし、報告書としてまとめて広く公表・配布した。具体的な内容としては、教育成果の指標として学生による授業評価と卒業生調査に関するレビューや調査を実施し、特に評価のために大学内において授業評価や卒業生調査を実施する者の参考に資することを想定して、その実施方法や解釈の課題について論じた。また、教育方法の形成的評価として、教育改善を進めるためのチェックリストについて、名古屋大学における事例についてその設計思想や効果について論じた。研究活動の指標については、特に論文データベースによるビブリオメトリクス（文献計量学）分析に焦点をおいて実施し、インパクト・ファクターの使用上の課題、データベースにおける英語論文への偏り等による分析上の問題、大学ごとの論文数と科学研究費補助金採択額や博士課程学生数等の指標との相関分析、研究者の共著関係による研究体制の分析方法等について調査を実施した。管理運営については法人化に伴う会計方式の変化による評価への活用方法の可能性の検討と少数の実例を用いた大学間の指標の相違の分析、大学内でデータを収集し分析する部署であるインスティテューショナル・リサーチについて日本の大学への導入の課題として検討し、まとめた。また、世界的に話題に上っている上海交通大学の「世界大学ランキング」についての講演会開催、ビブリオメトリクスの国際学会への参加等、指標に関する最新の研究動向を把握した。これらで得られた内容は次項で示す大学情報データベース開発において参考にするとともに、認証評価・法人評価の評価設定においても参考とした（たとえば日本では引用されない論文の数が増加傾向にあることから「成果の量より質」を重視した評価の設計を行うなど）。

平成18～20年度には本研究会で設計を検討したアンケート調査「大学教員から見た研究活動の活性化方策とその評価に関する調査」の詳細な統計的分析を実施し、大学の研究活動（特にマネジメント面）の評価における評価基準のあり方を検討した。具体的には、教員の視点から研究活動を活性化すると考える学内の施策・環境等を明らかにし、機構が平成12年～平成16年に実施した試行的大学評価の研究評価の項目との対応の分析を行った。さらに、論文数等の研究生産性との関係の統計的分析を行い、研究活動の活性化には一義的には研究者の

意欲や研究者間の交流が重要であるが、それを向上させるために学内の各種の施策が影響することが示され、今後の評価基準の作成・修正等において参考となるものである。また、論文データベースの分析については継続して実施し、国立大学の論文数の推移の分析、研究者の研究パフォーマンスと共同研究構造の関心の分析を行った。

以上の成果は、以下で示すようにプロジェクト成果報告書、機構の『大学評価・学位研究』を含めた国内外の学術雑誌、及び公開研究会の開催等により広く情報提供を行った。

○主な学術論文等

大学評価・学位授与機構(2006)『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』

Takayuki Hayashi, Hiroyuki Tomizawa (2006), Restructuring the Japanese National Research System and Its Effect on Performance, *Scientometrics Vol.68 No. 2*

芳鐘 冬樹(2006)「ビブリオメトリクスにおける標本量依存性の問題：論文生産性及び引用の集中度分析を事例として」『TP&D フォーラムシリーズ：整理技術・情報管理等研究論集』Vol.15, pp.29-39

F. Yoshikane, T. Nozawa, and K. Tsuji (2006), “Comparative analysis of co-authorship networks considering authors' roles in collaboration: differences between the theoretical and application areas.” *Scientometrics, Vol. 68, pp. 643-655*

林 隆之, 富沢 宏之(2007)「日本の研究パフォーマンスと研究実施構造の変遷」『大学評価・学位研究』第5号, pp. 55-73

林隆之, 調麻佐志, 山下泰弘, 富澤宏之(2008)「大学の研究促進施策・環境が研究生産性に及ぼす効果に関する行動科学的分析」『大学評価・学位研究』第8号, pp.21-41

F.Yoshikane(2008), “An analysis of the correlation among research productivity and collaboration network indices”, *Research on Academic Degrees and University Evaluation. No. 8, pp.43-56*

Yoshikane, F., Nozawa, T., Shibui, S. and Suzuki, T. (2008) , “An analysis of the connection between researchers' productivity and their co-authors' past attributions, including the importance in collaboration networks.” *Scientometrics, 2008*

齊藤貴浩, 金性希(2009)「高等教育における e-Learning の効果に関するメタ分析」, 『日本教育工学会論文誌』, 第32巻, 第4号, pp.339-350

2 大学情報データベースのデータ項目等の開発と入力データの解析

(1) 目的及び内容

前項の指標に関する調査研究の成果を踏まえて、機構の開発する「大学情報データベース」事業と連携して調査項目の設計や、平成18年度のデータベース試行実施で入力された試行協力校のデータを用いた分析とその結果に基づいたデータの大学・評価者への提供様式の検討を行い、機構の開発した「大学情報データベース」の設計に直接的に反映した（データベースの情報技術的側面の開発や調査は後述する計画④の一部として実施した）。

また、様々なデータ・指標は国立大学の全学科の状況がはじめて一覽的に整備された状況にあり、データ・指標の課題や解釈の方法を具体的なデータを用いて分析しデータベースを改修するとともに評価における使用方法を検討しなければならない。そのため、平成19～20年度は、「大学情報データベース」に実際に入力されたデータを用いて教育成果や研究活動に関連するデータを分析し、データの妥当性や指標の解釈、並びに評価への活用可能性の検

討を行い、報告書を作成した。

(2) 成果

大学情報データベースは平成19年度より本格運用され、国立大学法人評価において大学・評価者において実際に活用された。

また、平成19～20年度に実施した入力されたデータを用いた研究では、教育成果に関連する指標では卒業率、進学・就職率、留年率、退学率等の指標の分析を実施し、実際に国立大学の全学科の卒業率及び進学・就職率が分野ごとにどのように分布しているかを分析した結果、分野により学科の分布形態が大きく異なり、指標の解釈も分野によって異なる可能性が示唆された。たとえば、工学分野では進学・就職の決定率がほとんどの学科で90%と高いが、留年・退学率の状況にばらつきがあると同時に留年・退学率の相関関係が高く、一度留年すると退学する傾向が他分野よりも高い。そのため、評価では履修指導・学習支援の点から、卒業率が低く退学率が高い学科に着目する必要性が示唆される。このように、二つ以上のデータ・指標をあわせること等から、指標の解釈可能性が高まることが示された。また、入学状況に関連する指標では、学士、修士等の各課程及び分野ごとに受験倍率や入学定員充足率等がどのような状況にあるかを示した。研究活動に関連する指標では、科研費に関する指標の研究活動指標としての代表性の検討を行い、分野による差異を示した。また、教員あたり採択数等の各種指標の分野による差異を明らかにするとともに、産業界からの科研費との比率がどのような状況になっているかを示し、評価における参照情報としての活用可能性を検討した。

○主な学術論文等

大学評価・学位授与機構 評価研究部(2009)『国立大学の教育・研究活動に関する定量的データ・指標に関する基盤的調査』

林隆之(2008)「大学情報データベース」の始動と大学の自己分析への活用」独立行政法人大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開－評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.22-30

林隆之(2008)「研究評価のための指標」独立行政法人大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開－評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.74-83

3 国内外の大学評価機関等における評価の理論・手法等の調査研究

(1) 目的・内容及び成果

前項までのプロジェクト調査研究と並行して、国内外の大学評価の理論・制度・手法の最新動向を把握し、機構の評価システム開発に活かすため、海外の大学評価関連機関の訪問調査や大学評価の国際的ネットワークへの参加を経常的に行った（なお、他の中期計画に直接関連する海外・国内の調査はその項に別途記す）。

例えば、米国西部地域ア krediyteshon 団体の調査、米国の大学ア krediyteshon 協会(CHEA)のワークショップ等への出席、米国科学財団(NSF)の評価担当者への調査、英国の研究評価である RAE 及び新たな評価システムである REF の調査、オーストラリア大学質保証機構におけるオーディット型評価システム並びに学習アウトカムの調査、独国ベルリン日独センター開催の ACQUIN (Accreditation Certification and Quality Assurance Institute)と「大学の質の管理、自己組織と外部管理の狭間における大学」会合に出席して

のドイツの認証組織の大学評価手法に関する資料収集、仏国モンペリエの UMR5004 (CNRS/INRA/Agro-M/UM2)研究所における外部評価プロセスに関するヒアリング調査、中国の大学評価機関の調査、eラーニングの評価に関する国際調査（アジア・パシフィック質保証ネットワークとの共同事業）等である。また、日本の大学等の状況については教員評価や大学評価以外を含めた評価の講演会の開催を行った。

これらの調査結果は以下のような研究業績として公表し、大学評価の国際的状況についての情報を広く社会に提供した。また、これらの海外状況の情報を踏まえて、認証評価（選択的項目含む）及び国立大学法人評価の評価システムの開発、専門職大学院の評価基準モデル開発等が行われた。

○主な学術論文等

- 岩田末廣(2005)「RAE2001から RAE2008へー「下院委員会報告」「ロバーツ報告」と「RAE2008」の解題ー」『大学評価・学位研究』第3号, pp.129-136
- 林隆之(2006)「オランダにおける大学の研究評価の展開」『大学評価・学位研究』第4号, pp.37-55
- 森敏(2006)「「中国の大学評価」訪問記」大学評価・学位授与機構『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究報告書』, pp.145-188
- 岩田末廣(2007)「RAE2008に向けて：UKにおける研究評価事業—翻訳「下院科学技術委員会 再審議」「RAE2008申請の手引き」の解題と英国調査報告」『大学評価・学位研究』第5号, pp.135-253
- 齊藤貴浩(2007)「国際的質保証ネットワーク」大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証』ぎょうせい, pp.158-167
- 林隆之(2007)「大学の研究評価の現状と課題」『化学工学』Vol.71 No.9, pp.599-602
- 齊藤貴浩(2008)「大学評価」三好皓一編著『評価論を学ぶ人のために』世界思想社, pp.192-207
- 杉本和弘(2008)「オーストラリア大学教育の質保証—Graduate Attributes の設定と教育改善—」, 桜美林大学大学教育研究所編『大学教育研究』2007年度, pp.69-79
- Saito, T. (2008) “APQN Project Activities (Conclusion): Quality Assurance of Distance Education/ e-Learning.” 2008Asia-Pacific Quality Network Conference and Annual General Meeting (Tokyo(Makuhari Messe), Japan, February 2008
- 杉本和弘(2009)「オーストラリア大学質保証機構によるオーディット型評価～その原理・方法と新たな展開」『大学評価・学位研究』第9号, pp.1-18
- 杉本和弘(2009)「オーストラリア高等教育におけるラーニングアウトカム重視の質保証」, 日本比較教育学会編『比較教育学研究』第38号, pp.132-144

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4（1）1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－4（1）1）

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究（目標①，⑤）

平成17年度までに、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。

平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。

本中期計画では、1）日英高等教育に関する協力プログラムの実施（平成16～19年度）、2）評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究（平成18～20年度）を行った。

1 日英高等教育に関する協力プログラム

（1）目的及び内容

① プログラムの経緯

本プログラムは、平成12年4月のG8教育大臣会合の際の英国ブラックストーン教育雇用閣外大臣と中曽根文部大臣の会談において、高等教育改革に関して日英両国の大学関係者の間で議論を実施することが提案されたことに始まり、平成13年5月の「日英高等教育政策フォーラム」開催を経て、平成14年2月に英国側から「日英高等教育に関する教育プログラム」（平成14年3月から平成17年2月までの3年間）が提案され合意されたことで開始された。

本プログラムの目的は、日英両国の高等教育改革に関して、既に大学の法人化が行われていた英国の経験を学ぶことをはじめ、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換することにより、両国の高等教育の発展に寄与することである。日本側推進委員会は文部科学省、国立学校財務センター、日本学術振興会、国立大学協会、大学評価・学位授与機構で構成され（発足当時の名称）、委員長を機構の木村機構長（当時）が務めるとともに、日本側の事務局を機構が担当し日英両国で推進委員会を組織して検討・実施した。平成17年1月には、日英両国の戦略的な関心領域に関して、さらなる関係強化に資するため、本プログラムの期間についてさらに2年間延長することが合意された。日英両国の大学が参加して、第1フェーズから第3フェーズの5カ年にわたる様々な取組がなされた。

② 実施状況（平成16～19年度）

平成16年に、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関して、同年東京にて公開フォーラム、翌17年にはロンドンにてフォーラムを開催し、Higher Education Founding Council for England (HEFCE)をはじめとする英国の高等教育関係者と日英の大学経営の在り方等について有識者間での共同研究を行った。また、平成17年に、日英各6大学のペアリングによるスタディビジットを併せて実施し、日本からは国立大学の学長・副学長等が参加した。これらを通じて、高等教育のリーダーシップ育成や国際連携の在り方についての共同研究・意見交換を行った。また、京都フォーラム

- ・日英高等教育に関する協力プログラム 京都フォーラムの開催（平成18年2月2日）
- ・日英高等教育に関する協力プログラム 日英高等教育ワークショップ（平成18年2月3日）
- ・日英合同推進委員会の開催（平成18年2月3日）

○ 「日英高等教育に関する地域貢献プロジェクト」の実施概要

参加大学・機関

（日本側）

広島大学，北九州市立大学

（英国側）

・イングランド東部地域大学・機関

ハートフォードシャー大学，ケンブリッジ大学 Association of the Universities of the East of England, East of England Higher Education Regional Association, East of England Development Agency

・イングランド北東部地域大学・機関

ダラム大学，ニューカッスル大学，ノーサンブリア大学，サンダーランド大学，ティーサイド大学，One North East, Universities for the North East, North East of England Development Agency

・日本側大学の英国訪問 平成19年5月21日～5月25日

・英国側大学・機関の日本訪問 平成19年6月4日～6月7日

・公開フォーラム 平成19年6月8日：東京

(2) 成果

本プログラムで焦点となったのは，グローバル化と知識経済の進展という共通の環境変化に対して，大学がどのようにして進む社会や産業との連携を図っていくのかが大学の経営法の課題になっており，これと連関して教育と研究活動における質の向上を図っていくのかという議論であった。特に，教育内容まで踏み込んだ日英間の大学間協力が進展しており，産学連携においても国際的な大学間，産業間の複合的な関係の可能性が示唆されるなど，より具体的な相互協力が質の向上への努力や成果と結びつき始めていることが明らかになった。同時に，大学が進めている経営法の開発に対して，どのような形で政府や国の機関が貢献し，高等教育システム全体の質の向上を図っていくのかも，日英の高等教育システム共通の課題となり，試行錯誤が繰り返されながら，より実質的な協力関係を築いていくことのニーズが，共同研究を通じて浮き彫りになった。研究成果の一部は質保証機関国際ネットワークにて発表された。

機構では，日英高等教育に関する協力プログラムによる過去の実績を踏まえ，平成19年2月，英国の Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA：高等教育質保証機構) との間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し，大学評価及び高等教育質保証の分野における協力の推進を図ることとした。

また，この覚書に基づき，高等教育分野の質保証に関する日英の用語集作成等具体的な協力プロジェクトを実施していくこととし，そのさきがけとして平成20年2月に機構が主催して行う APQN オープンシンポジウムにて QAA 理事長に講演していただくなど，両機関における具体的な協力関係を深化させた。

特に，「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成に関しては，QAA 理事長のプロジェクトへの参画はその内容充実に大きく貢献し，平成20年2月に機構主催で開催された APQN 年次総会の分科会で発表を行うなど大きな成果を得た。

2 評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究

(1) 目的及び内容

上記プログラム等では機関レベルでの経営方法やその大学評価との関係構築についての検討が深められた一方で、大学評価及びそれに起因して実施される学内の評価活動が、各教員レベルでの具体的な教育研究活動の質の改善・向上にいかに関わりつづけることが可能であるのかは課題として残されたままであった。また、評価の導入が進展することにより評価へ対応するコストも増え、評価による質改善効果がいつそう求められるようになった。そのため、大学内での教育評価システムを教育研究の質の向上に関わりつづける経営・運営の方法について米国の研究者等との協力の下で調査研究を進めた。調査は1) 教育評価の一手法である授業評価の評価結果をいかに活用可能であるか、2) 教員の教育業績をいかに評価できるかに焦点を置いて行った。

1) 授業評価結果の活用について

平成18年度に高等教育の改善に関する国際学会である6th Conference International Consortium for Educational Development (6/11~14, Sheffield Hallam University, UK)に参加し、各国の教育改善のシステム及びその評価方法についての知見を得た。また、各高等教育機関におけるグッドプラクティスに関する調査として、特に教育機関としての性格の濃い高等専門学校に注目し、授業評価の活用の実態について国立高等専門学校全校を対象とした質問紙調査を行った。この結果は後述のように学会発表、論文として公表した。また、米国よりファカルティ・ディベロップメントに関して著名な専門家であるピーター・セルディン氏を招へいし、東京及び京都において「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取り組みと成果ー」という表題でシンポジウムを開催し、その内容や参加者への学内質向上システムについてのアンケート調査結果を報告書にまとめ公表した。

2) ティーチング・ポートフォリオについて

上記のピーター・セルディン氏との共同の結果、同氏が第一人者として米国をはじめ海外諸国で導入がすすんでいる「ティーチング・ポートフォリオ」と呼ばれる教育業績記録のアプローチが教育業績の評価に大変有効であると判断された。そのため、特にこのポートフォリオシステムについてプロジェクトを進めた。機構において教科書を翻訳して出版し、日本の大学にとって使いやすいようにした。また、作成ワークショップを開催し、この理論の枠組みの研究及び日本の大学への適用可能性に関する検討を行った。作成ワークショップでは、日本の大学への適用可能性の実際について参加者への質問紙調査、インタビューを行い、多様な観点から検討した結果、ティーチング・ポートフォリオ本体に関しては根本的な変更は必要ないものの、その導入方法についての改良が必要であるという結論に達した。そのためパンフレットの作成や日本に適応させた新ワークショップ及び導入の仕組みを提案し、特にワークショップはパイロットとして実施した。これらの成果は学会等で発表し、報告書としてまとめた。

(2) 成果

上述のように、論文や学会発表を定期的に行うとともに、教科書の出版、ワークショップ開催を行った。これらから得られた知見は、機構の認証評価の基準の中の評価基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の適正な評価のあり方を考える上で有効な資料となった。

また、ティーチング・ポートフォリオについては日本に適応した形式のワークショップを提案し、そのワークショップの参加者は実際にティーチング・ポートフォリオを完成させ、さらに、実際にこのプログラムを利用して学内ワークショップを実現させる機関を得た。これは本プロジェクトによって、高等教育機関に提案したモデルがうまく機能している証左といえる。

また、本プロジェクトは、ティーチング・ポートフォリオの包括版ともいえるアカデミック・ポートフォリオについての研究及びティーチング・ポートフォリオの作成支援環境システムの研究につながっており、次期研究計画においてさらなる発展が期待される。

○主な学術論文等

- 評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会（2007）『評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究報告書』大学評価・学位授与機構
- 評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会（2009）『日本におけるティーチング・ポートフォリオの可能性と課題－ワークショップから得られた知見と展望－』大学評価・学位授与機構
- 栗田佳代子(2006)「アメリカにおける on-line 型授業評価－事例を中心に－」『大学評価・学位研究』第4号, pp. 103-113
- 栗田佳代子(2008)「高等専門学校における授業評価の周知方法と評価“後”についての調査」『大学評価・学位研究』第7号, pp.85-100
- 栗田佳代子（2007）「授業評価とインターネット」山地弘起編『授業評価活用ハンドブック』玉川大学出版部
- 栗田佳代子（2008）「教育業績記録の作成」大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開－評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.34-44
- ピーター・セルディン著 大学評価・学位授与機構監訳・栗田佳代子訳（2007）『大学教育を変える教育業績記録』玉川大学出版部

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4（1）1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－4（1）1）

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究（目標②，⑤）

平成17年度までに，民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行う。

平成20年度までに，上記の成果及び当該時における状況を踏まえた，大学外の組織の評価の，最新状況及び理論の把握，及び大学評価の組織，手法，指標，評価の活用法の研究開発を行う。

本中期計画では，1）民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究（平成16～18年度）として，大学外組織及び大学における経営手法の現状のケーススタディ，アンケート調査を行い，2）大学外の組織の評価の理論・手法等の研究開発（平成19～20年度）として，経営手法の大学への導入実験や，30大学の参加を得たワークショップの開催，大学内の評価や企画の実施体制についての調査研究を行った。

1 民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究について

（1）目的及び内容

2001年の遠山文部大臣（当時）の「大学の構造改革の方針」並びにその後の国立大学の法人化では，大学への民間的経営手法の導入が一つの課題として提起されており，大学評価においても，評価を通じた大学の経営的改革の支援を行うとともに，それらの経営手法を踏まえた評価システムを構築することが求められた。しかし，民間的経営手法にどのようなものがあり，その中で大学に活用可能な手法は明らかではなかった。そのため，本調査研究では民間企業や，行政，非営利法人等において，特に，経営手法の一環として実施される組織や個人の評価及び，その業績や質の向上への連結のための手法の中で，大学にも利用可能な手法及びその活用の際の留意点を明らかにする調査研究を行った。

具体的には，機構以外の研究者を含めた委員会により，民間経営体の評価に関わる経営手法について文献調査や海外状況の調査を行うとともに，既に国内でそのような試みを行っている民間組織並びに大学についてケース・スタディ（訪問調査）を実施した。また，それらの調査から得られた各種の民間的経営手法の，高等教育機関での導入状況や今後の適用可能性について，大学，短期大学，高等専門学校を対象にアンケート調査を行った。これらを通して，大学経営に有効な手法の開発を行うとともに，大学評価への活用の可能性について検討を行った。

（2）成果

民間経営体の訪問調査については，機構法人化の前年から「経営品質賞」受賞企業，民間手法を取り入れた行政組織・医療機関，ISOを取得した大学，民間手法を取り入れている大学の訪問調査を実施しており，法人化後の平成16年度には，医療セクター評価としての病院経営や医療機能の評価，格付け機関の評価手法に関する訪問調査，経営改革で著名な大学，並びに，米国の大学における戦略的経営に関する動向調査を行った。それらの成果は下記のように論文等で公表した。

平成17年度には、これらのケーススタディ結果を踏まえて、国公私等の設置形態を問わず、日本全国の大学、短期大学、高等専門学校を経営担当者（学長、副学長等）を対象として質問紙調査を行った。配付数1,201に対して、回収数606（回収率50.5%）であった。平成18年度にこれらの回答を統計的に分析し、多くの大学等は、戦略計画、目標管理、成果測定等各種の手法を既に導入している実態が示され、大学評価においてもそのような状況を踏まえた評価システムを形成する必要性が示唆された。さらに、回答では「組織の測定・分析・評価」、及び、「情報の収集と管理」が実現されていない項目として挙げられて、これらは大学評価に直接的に関連するために、その支援や適正なあり方の検討が今後必要であることが明らかとなった。

○主な学術論文等

Takahiro Saito, Takayuki Hayashi (2005), "Effectiveness of University Evaluation: Experience and Lessons Learned from the Trial Evaluations Conducted by NIAD-UE", INQAHE 総会2005.3-4. Wellington

森利枝 (2006) 「米国における営利大学の展開と地域ア kredィテーションの機能」『大学評価・学位研究』第4号, pp.1-13

井田正明, 渋井進 (2006) 「大学病院における経営分析と情報技術, 一京都大学医学部附属病院の事例一」『大学評価・学位研究』第4号, pp.115-123

本田寛輔, 井田正明 (2007) 「高等教育機関の戦略計画と大学情報一米国ニューヨーク州の事例一」『大学評価・学位研究』第6号, pp.67-82

栗田佳代子 (2007) 「医療機関における第三者評価のしくみ一日本医療機能評価機構における評価事業一」『大学評価・学位研究』第6号, pp.43-54

渋井進, 齊藤貴浩 (2007) 「企業格付け会社による大学法人の格付けについて一 JCR における事例一」『大学評価・学位研究』第6号, pp.55-65

齊藤貴浩, 渋井進 (2008) 「高等教育機関における経営手法の利用実態に関する分析」『大学評価・学位研究』, 第7号, pp.33-52

2 大学外の組織の評価の、最新状況及び理論の把握、及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発について

(1) 目的及び内容

平成18年までの調査結果を踏まえるとともに大学内外の環境変化を捉え、本研究では大学の計画策定や経営の改善に資するために、思考支援ツールとしての評価とその活用方法を探ることを目的とした。そのために、認証評価や国立大学法人等の教育研究評価等既存の評価方法に留まらず、大学以外の組織、すなわち、営利企業、行政府機関、NPO等の民間非営利組織の各種の評価の取組にも着目して調査研究を行った。

研究実施においては、高等教育研究者（大学教員）、非営利組織論研究者（大学教員）、大学評価担当者（大学教員）のほか、大学学長室に勤務する職員、大学の資産運用や財務分析に着手する企業人という多様なメンバーで構成される「大学外組織評価研究会」を設けるとともに、大学経営や運営の課題にかかる視点や政策的視点が必要であることから、政策評価専門家、大学経営にあたっている者（学長、副学長）及び機構の理事・評価研究部長から構成されるアドバイザー委員会を設置した。

平成19年には、研究会を計7回開催し、大学を巡る環境の変化に関する「寄付」と「財務」の視点からの分析、各種評価手法のレビューと大学への適用可能性と課題等について分析した。あわせて、アドバイザー委員会では大学評価にかかる問題について多角的に議論し、大学の計画立案力の問題が指摘され、事後評価のみならず、計画立案段階から思考支援できるような評価手法の紹介や開発が必要であることが明らかになった。そのため、レビューした各種手法の中でも最も包括的な組織評価の手法の詳細を、医療バランスド・スコアカード学会会長をゲストに招きレクチャーを受けた上で、大学への適用可能性について議論した。特に、大学の有形・無形のリソースを把握するための手法として SWOT 分析手法の演習を研究会メンバーと専門ファシリテーターとともにを行いながら、大学での手法運用方法の実際や課題について分析した。最終的には、研究会メンバーの一人の出身大学である琉球大学の協力を得て、バランスド・スコアカードの導入実験を行った。

平成20年には、平成19年の成果内容をより発展させ、大学の評価あるいは計画立案作業を PDCA サイクルの軌道にうまく乗せて機能させるための思考支援ツールとしての各種手法のレビューを行い、新たにレビューした手法も組合せながら各手法が PDCA サイクルのどの部分をカバーするものか機能別に整理した。次に、手法の中でも最も実用性が高いと思われたバランスド・スコアカードについて、30の大学関係者を対象に研修を行った。具体的には、機構の大学評価フォーラム（平成20年7月8日）の一貫として行い、バランスド・スコアカードにかかる講義、及び SWOT 分析にかかるグループ演習を行った。参加者へのアンケート結果では「参考になった」等の感想を多く得た。また、この種の各種思考支援ツールに関する需要について確認するために平成17年度に機構が実施した民間的経営手法に関するアンケート調査結果について分析を行った。

さらに、評価や企画立案作業を PDCA サイクルに載せながら運営するための体制の問題が次に明らかになり、その調査を実施した。ここでは PDCA サイクルを軌道に乗せるべく先駆的な取組をしている4大学（国立大学（2）、私立大学（2））について、ヒアリング調査及び現地訪問調査を実施し、評価や企画立案部門と関連他部門の役割分担や協力体制に着目し、促進要因と阻害要因の抽出を試みた。また、大学セクターの傾向を探るべく、導入

的な作業ではあるが、国立大学法人を中心に、機構認証評価検証報告書及び86国立大学法人のウェブサイト进行调查し、評価作業にかかる各大学の組織体制を洗い出し、おおよその傾向をパターン化することを試みた。

○主な学術論文等

『大学外組織評価研究会 中間報告書』平成19年度

『大学外組織評価研究会 最終報告書』平成20年度

田中弥生 (2008) 「市場化テストの PDCA サイクルに見る評価手法の考察」『日本評価研究』第8巻 第1号, pp. 95-114

田中弥生 (2009) 「評価能力のアセスメント (Evaluability Assessment) 手法の提案 ～大学自己評価力の向上のために～」『大学評価・学位研究』投稿中

Saito, T., and Shibui, S. (2009) "Finding the Best Path for Internal Quality Assurance: Pros and Cons of Management Techniques in Higher Education Institutions". Proceedings of 2009 Asia-Pacific Quality Network Conference and AGM, "Quality Assurance in Higher Education: Balancing the National Contexts and International Aspirations", Asia Pacific Quality Network, pp. 68-70 (Hanoi, Vietnam, March 4)

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－４（１）１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－４（１）１）

④ 大学評価における情報技術（ＩＴ）の活用研究（目標③、⑤）

平成１８年度までに、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行う。

平成２０年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、情報技術の活用法及び理論の最新状況の把握及び大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。

（１）目的及び内容

情報ネットワークの普及と機能の高度化に伴い大学等の教育研究活動において情報技術の活用が進むなか、大学評価事業においても情報技術の評価へ活用することにより、評価の質を向上させるとともに、評価を効率化させることが重要である。本調査研究プロジェクトでは、大学等の教育研究活動等、様々な大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体としていくつかの高等教育機関の電子的な情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討及び情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討等を実施した。

（２）成果

１）大学情報に関連する研究・開発動向の調査

大学情報及び情報技術に関連する最新の研究・開発動向の調査を行い情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査を実施した。また、海外での大学情報の収集とその活用についての調査及び日本国内（大学評価・学位授与機構を含む）での高等教育機関の諸活動と情報技術（データベース）の活用例について調査を行った。

海外の大学情報及び情報化に関しては特に米国における高等教育情報の収集とその活用を行う高等教育関連機関の IR (Institutional Research) 部門に注目し資料収集・訪問調査・IR 専門職者の大会への参加等により調査研究を行った。大学情報データベースに関しては、全米教育統計センター (National Center for Education Statistics) が運営する中等後教育統合データシステム (Integrated Postsecondary Education Data System) について、大学情報の入力から分析にいたる情報システムの具体的な利用方法について詳細に調査を行った。また、国内外の大学情報に関するシステムやこの分野の人材育成等について調査を行った。研究結果の一部は、機構主催の大学情報に関するセミナー等において発表するとともに、機構の大学情報データベース開発に直接的に寄与した。

２）情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査

大学評価において評価者が用いる情報の中でも、文章で記された定性的な情報として「シラバス」等で示される教育内容がある。評価者が教育内容を理解するには読解の作業時間を要するとともに、主観的な理解とならざるを得ない。そのため、シラバスという定性的情報から教育内容を客観的に分析する手法の研究を行った。

平成16年から平成18年においては、いくつかの高等教育機関においてインターネット等で

公開されているもの及びCDから入手したシラバスや履修科目表等，電子的な教育を中心とした教育情報を収集整理し，シラバス等からの有用な情報の抽出法を検討し情報抽出を実施した。収集した情報の構造解析により，教育等に関する大学情報の一般的なデータ形式の検討及び提案を行った。収集したデータの活用として，シラバスデータベースシステム，シラバス関連語検索システム，シラバスデータのクラスタリングに基づくカリキュラム分析システム，科目分類支援システム等の試作を行い，各システム構築に関する検討を行った。とくにカリキュラム分析に関しては，工学系で学際性の高いシステム工学系の教育課程の比較分析を行い，得られた結果情報の視覚化の方法に関する検討を行った。さらに，分析システムの応用と改善について検討を行った。その後クラスタリング処理の応答性と対話性の向上を図った。また，新たな観点から異なる分析法をシステム工学系学科等の専門教育課程間の比較分析を実施した。シラバスに基づく科目分類支援システムについては，シラバス内に存在する用語と科目区分の関連を再検討するなどシステムの改善を行った。シラバス関連語検索システムにおいては，検索効率向上のため辞書に基づく検索語拡張とカテゴリ検索について機能拡充を行った。また研究会を開催し，カリキュラム研究に関する最新の研究動向の調査，及び検討中の情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究について検討を行った。シラバスデータベース及び各種の支援システムの検討と改良，評価と情報に関する研究を実施した。具体的には，シラバスデータのクラスタリングを用いたカリキュラム分析システムにおいては，評価事業支援に資することを目標に専門職大学院（ビジネス・MOT・会計，公共政策系）のカリキュラムを対象として専門教育課程間の比較分析を実施した。また，分析結果の解釈として，知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を検討した。シラバスに基づく科目分類支援システムについては，その適用領域を人文科学，理学，工学の分野へと拡張させ，システムの実用性の検証を行った。シラバス関連語検索システムについては，検索語の関連用語を考慮した検索語拡張及び関連用語の系列表示による検索利便性の向上を行った。以上の研究を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携の下に実施した。

平成19年から平成20年度においては，評価事業支援に資することを目標にこれまでに検討したデータベース及び各種の支援システムを基に評価と情報に関する調査研究を実施した。具体的には，シラバスデータを用いた教育課程の分析については，カリキュラムの類似性の強い高等専門学校や逆に多様性に富む文理融合型の学際系の学科を対象として電子化されたシラバスの収集とその整理を行った。また，収集した情報構造の特徴を検討し，一般的なデータ形式及びデータベース構築の再検討を行った。カリキュラム間の比較分析に際し情報可視化において有用なコレスポンデンス分析のデータ変動性について検討を行った。また，分析結果の解釈として知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を引き続き検討した。シラバスに基づく科目分類支援システムについては，その適用領域を拡張させシステムの実用性の検証を行った。教育課程の比較システムに関しては，収集されたシラバスに含まれる用語の情報を活用するため，適切な辞書を作成し用語の重み付け頻度情報を獲得した。それらシラバスデータの情報の分析及び多変量解析手法を用いることによる教育課程間の比較分析を行うなど収集情報の評価への応用について検討を行った。また，情報の可視化や比較に有用な多変量解析手法についてデータ変動に関する数理的検討を行った。分析結果の解釈として知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を引き続き検討した。

得られた研究成果は次のように図書、機構及び一般の学術誌等への掲載、学会学術講演会等での講演発表により公表した。また、機構において MOT・MBA 等の専門職大学院の「評価基準モデル」を作成する際に教育内容の多様性を分析・把握するために実際に活用した。

○主な学術論文等

- 喜多一, 井田正明 (2004) 「大学評価と情報」, 『組織科学』, 第38巻, 第2号, pp.4-17
- 井田正明, 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「シラバスデータベースシステムの構築と専門教育課程の比較分析への応用」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp.85-97
- 野澤孝之, 井田正明, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「シラバスの文書クラスタリングに基づくカリキュラム分析システムの構築」, 『情報処理学会論文誌』, 第46巻, 第1号, pp.289-300
- 宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2005) 「電子化されたシラバスに基づく学位授与事業のための科目分類支援システムの試作」, 『情報処理学会論文誌』, 第46巻, 第3号, pp.782-791
- 芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「ウェブ文書からの情報抽出に関する研究の概観—シラバスデータへの適用に向けて—」, 『大学評価・学位研究』第1号, pp.133-143
- 野澤孝之, 井田正明, 喜多一 (2005) 「教育支援情報システムの現状 —明治大学の事例調査報告—」, 『大学評価・学位研究』第1号, pp.145-153
- Ida, M., Nozawa, T., Yoshikane, F., Miyazaki, K., and Kita, H. (2005) Syllabus Database and Web Service on Higher Education, 7 th International Conference on Advanced Communication Technology.
- 井田正明, 喜多一 (2005) 「高等教育機関の諸活動と情報技術—教育及び組織運営を中心として—」, 『日本知能情報ファジィ学会誌』第17巻, 第5号, pp.517-524
- 野澤孝之, 井田正明, 芳鐘冬樹, 宮崎和光, 喜多一 (2005) 「シラバス-専門用語の相互クラスタリングを用いたカリキュラム分析システムの改善」, 『日本知能情報ファジィ学会誌』第17巻, 第5号, pp.569-586
- 宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2005) 「分類候補数の能動的調整を可能にした学位授与事業のための科目分類支援システムの提案と評価」, 『日本知能情報ファジィ学会誌』第17巻, 第5号, pp.558-568
- 井田正明 (2005) 「米国における高等教育情報収集の事例」, 『大学評価・学位研究』第3号, pp.67-73
- Masaaki Ida, Takayuki Nozawa, Fuyuki Yoshikane, Kazuteru Miyazaki and Hajime Kita (2005) Syllabus Database System and its Application to Comparative Analysis of Curricula, Proceedings of the 6 th International Symposium on Advanced Intelligent Systems, Korea, pp.209-212
- Kazuteru Miyazaki, Masaaki Ida, Fuyuki Yoshikane, Takayuki Nozawa and Hajime Kita (2005) Proposal of the Active Course Classification Support System to Support the Classification of Courses at the Degree-Awarding of NIAD-UE, Proceedings of the 6 th International Symposium on Advanced Intelligent Systems, Korea, pp.685-690
- 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 井田正明, 宮崎和光, 渋井進, 喜多一, 川口昭彦 (2007) 「ビジネス・MOT・会計, 公共政策系専門職大学院のカリキュラム構成—シラバスの文書クラスタリングを用いた比較分析—」『大学評価・学位研究』第5号, pp.35-54
- 井田正明 (2007) 「拡張順序に基づく可能性評価」『日本知能情報ファジィ学会誌』Vol.19, No.1
- 芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2006) 「キーワードの関連用語を考慮したシラバス検索システムの構築」『日本知能情報ファジィ学会誌』Vol.18, No.2, pp.299-308
- 宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2007) 「専門科目名のリストを利用した学位授与事業のた

- めの科目分類支援システムの評価』『大学評価・学位研究』第6号, pp.25-42
- 井田正明 (2007) 「組織の評価システム」『日本知能情報ファジィ学会誌』 Vol.19, No. 2, pp.151-155
- Ida, M. (2007) Robust Basis of Interval Multiobjective Linear and Quadratic Programming, Proceedings of the 2007 IEEE Symposium on Computational Intelligence in Multi-Criteria Decision-Making, pp.38-41
- 井田正明 (2008) 「評価のための資料・データの収集と活用」独立行政法人大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開－評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.13-21
- Ida, M. and Miyazaki, K. (2008) Consideration on Document Structure of Syllabi, Proc. of Joint 4 th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and 9 th International Symposium on advanced Intelligent Systems: SCIS & ISIS 2008, pp.172-175
- Ida, M. (2008) Sensitivity of Correspondence Analysis and Comparative Analysis of Curricula, Proc. of Joint 4 th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and 9 th International Symposium on advanced Intelligent Systems: SCIS & ISIS 2008, pp.176-180.
- 渋井進, 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 井田正明 (2008) 「表情の印象を反映する顔グラフの表示法の検討: シラバスの多変量情報を例に」『日本顔学会誌』 Vol. 8, No. 1, pp.109-120
- Ida, M. (2009) Textual Information and Correspondence Analysis in Curriculum Analysis, 2009 IEEE International Conference on Fuzzy Systems.
- Ida, M. (2009) Sensitivity Analysis for Correspondence Analysis and Visualization, ICROS-SICE International Joint Conference 2009.
- 井田正明, 林隆之 (2009) 「米国における大学情報データベース ～ IPEDS の概要と現状」(文部科学省委託調査報告)

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4（1）1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－4（1）1）

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究（目標④、⑤）

平成16年度に、平成12年度から15年度の試行的実施期間に機構が実施した評価の内容・方法について、総合的な検証を実施する。

平成20年度までに、評価実施校等に対して実施する調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。

本中期計画では、1）試行的評価の総合的検証（平成16年度）、2）高等専門学校の試行的認証評価の検証（平成17年度）、3）認証評価の検証（平成18～20年度）、4）効果的な認証評価情報の公開手法に関する研究（平成18～20年度）を行った。

1 平成12年度～平成15年度の試行的実施期間に機構が実施した評価の総合的な検証について

（1）目的及び内容

機構が実施する大学等の認証評価及び文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請により行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施に際しては、平成12年度から平成15年度に実施した試行的評価についての総合的検証を行い、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を活かすことが重要であり、国立大学協会からも試行的評価に関する「本格的なメタ評価」の必要性がかねてより指摘されていた。

これらを踏まえ、試行的評価の枠組みや評価プロセス、評価対象機関や社会による評価の活用状況等、試行的評価によってもたらされた結果や成果等について多角的に分析し、その優れた点や問題点等を明らかにすることにより、今後の新たな機構の評価システムの検討に役立て、より適切かつ効果的な評価の実施に資することを目的とした。

試行的評価の検証にあたっては、大学関係者及び広く評価に関する学識経験を有する者20人から成る「試行的評価に関する検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置した。検証委員会では、平成16年6月以降約半年間に4回の審議を行い、検証結果をとりまとめた。

検証は、評価対象機関、関係団体及び機構の評価担当者に対する意見照会、並びに評価対象機関に対するアンケート及びインタビューで得られた意見等について、当該調査研究プロジェクト担当者が中心となって調査・分析を行い、その結果に基づき実施した。

また、多角的な分析を実施するために、試行的評価の目的等の達成に関して直接的又は間接的に影響を与えることが想定される要素を抽出・整理し、「試行的評価に関する概念図」としてとりまとめ、具体的な検証事項を整理し、各検証事項に即して調査・分析を実施した。

（2）成果

本検証では、機構の評価に伴う自己評価の取組や、大学内において既に認識されていた課題を評価で指摘されたことが改善に有効に機能していること、さらに、大学等のマネジメント上の意識改革に効果が認められるなど、試行的評価が大学等の教育研究活動等の改善に役立っていることが明らかとなった。

一方、評価の具体的な実施面等については、機構と大学双方の評価作業が効率的に行えるような評価システムの設計や、評価結果を社会に分かりやすく示すための記述内容・表現及び形式の工夫・改善等が今後の課題として指摘された。

これらの検証結果は、『大学評価・学位授与機構が平成12年度から平成15年度までに実施した試行的評価に関する検証について－試行的評価に関する検証結果報告書』（平成16年11月）としてとりまとめた。本報告書は、大学等の認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究面の評価の適切かつ効果的な実施に資するよう、機構関係委員会委員、評価対象大学及び関係団体等に送付するとともに、ウェブサイトに掲載し、周知、公表した。また、検証結果の一部は質保証機関国際ネットワーク（INQA/AHE, 2005年3月 ウェリントン、ニュージーランド）で発表した。

○主な学術論文等

『大学評価・学位授与機構が平成12年度から平成15年度までに実施した試行的評価に関する検証について－試行的評価に関する検証結果報告書』（平成16年11月）

齊藤貴浩、林隆之（2007）「大学評価・学位授与機構による試行的大学評価事業の評価」『日本評価研究』Vol. 7, No. 1, pp.33-46

2 平成16年度に実施した高等専門学校の試行的認証評価の検証について

(1) 目的及び内容

高等専門学校の認証評価では、本格的実施に先立ち平成16年度に試行的評価を行っており、その検証を通じて本格実施への修正点を洗い出すことが不可欠であった。そのため、試行的認証評価実施校に対して評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を行うことで検証を実施した。

検証は、対象高等専門学校、評価担当者等に対して行うアンケート調査及びインタビュー調査を中心に情報を収集して行った。また、分析・研究を進めるにあたっては、平成16年度に実施した試行的評価に関する検証等、機構がこれまで行ってきた経験を踏まえつつ、実施した。

(2) 成果

アンケート調査、インタビュー調査の結果から、認証評価の目的である教育・研究活動の改善に役立terるという点については高い評価が得られていると分析された。教育研究活動の質の保証という目的については、一部の高等専門学校で「満たしているか満たしていない」という2段階評価では「評価が曖昧」という意見はあったが、それぞれの高等専門学校の目的に照らして評価することで質の保証という目的も達成されると分析した。また、認証評価そのものの社会的認知度がまだ低く、新聞報道にもあまり取り上げられないという調査結果を受け、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進していくという目的に関しては、今後広報の充実を図るなど、さらに改善していく必要が認識された。評価基準並びに方法について指摘された事項についてはそれらを検討して、文章をより理解しやすく修正するとともに、以下の4点を改善した。

- ① 試行的評価に関する検証の意見を踏まえ、各基準の自己評価記載欄における字数制限を緩和した。（具体的には、3,000字から5,000字に）

- ② 訪問調査時の確認事項の連絡から、回答までの回答期限を改善した。
(従前は、1週間前に連絡、2日前までに回答するとしたものを、3、4週間前までに連絡し、1週間前までに回答することに改めた)
- ③ 高等専門学校教育内容の特殊性(後期中等教育をも担当していること)を踏まえ評価部会において評価を担当する専門委員として、一般科目を担当する委員を増やすこととした。(平成18年度実施分から6人から9人に改めることとした。)
- ④ 「基準の分析に当たっての留意点等について」というマニュアルを作成し、自己評価担当者研修から配付するようになった。

3 平成17年度から平成19年度に実施した認証評価の検証について

(1) 目的及び内容

機構が平成17年度から開始した大学・高等専門学校・法科大学院の各認証評価についても、認証評価の継続的な改善に役立てることを目的として、評価の機能及び有効性の検証をアンケートを中心に行った。

平成18～20年度には、各前年度に評価を受けたすべての大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及びそれぞれの評価担当者に対して、アンケート調査を実施し、分析・研究を行った。また、アンケートに追加の検証が必要と思われる意見を回答した一部の高等専門学校には直接訪問し、評価の機能及び有効性等についてのさらなる調査等をインタビュー形式で実施した。

また、平成20年度には、上記3年間のすべての認証評価対象校(大学52校、短期大学5校、高等専門学校56校、法科大学院29校(予備評価及び本評価の延べ数))のアンケート調査結果を総合的に用いて統計的分析を行い、評価の適切性や評価による改善効果の対象校による差異、評価が教育研究の改善にいたる構造を明らかにし、今後の評価の改善・構築のあり方について研究した。

(2) 成果

平成18年度においては、アンケート調査等の結果から、平成17年度に実施した認証評価については

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 評価実施校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 今回の評価のために評価実施校が自己評価を行ったことや機構から評価結果を受けたことが、対象校の課題把握や評価の重要性の認識の浸透等に一定の効果・影響を及ぼし、またいくつかの改善の取組が行われていること

等が確認された。一方、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担を軽減していくことや、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会からの理解、支援を得ていくためのさらなる改善が必要であるとの分析もなされた。

平成19年度においては、認証評価の目的である「質の保証、改善の推進、社会からの理解と支持」という目的に照らし、評価基準の構成・内容は適切であるとの結果が得られた。一

方で、対象校が自己評価しにくい、また評価担当者が評価しにくい評価基準や基本的観点があるとの指摘があったことから、それらの分析を行い改善に向けた方策を検討した。

認証評価を受けたことによる効果・影響としては、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの結果であり、質の保証、教育研究活動の改善、個性の伸張への影響についても概ね肯定的な結果であり、自己評価並びに機構の評価を受けての改善・向上への取組も各対象校で着実に行われていると評価された。

平成20年度においては、説明会と研修会、また、書面調査・訪問調査についてはその有効性、適切性が確認されたが、対象校からは研修内容に具体的な事例等の充実を求める意見もあった。評価報告書については目的に照らし適切であるとの評価であったが、認証評価の趣旨や内容についてより理解が得られるようにする努力も必要と考えられた。認証評価を受けたことによる効果・影響としては、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの結果であり、質の保証、教育研究活動の改善、個性の伸張への影響についても概ね肯定的な結果であり、自己評価並びに機構の評価を受けての改善・向上への取組も各対象校で着実に行われていると評価された。

検証結果を受けた評価方法の改善への活用事例としては、

- ① 基準・観点（解釈指針）のうち誤解を招きやすい表現については、指摘があったもの並びに新たに見いだされたものについて、よりわかりやすく改めた。
- ② 評価実施校向けの説明会、自己評価担当者等に対する研修会をより効果的なものとするための方法を検討し、基準・観点（解釈指針）等のねらいについてより明確に説明するために、実際の自己評価書の例を資料として使用するなど説明の充実を図ることを提案した。
- ③ 評価担当者に対する研修会をより効果的に実施することについて検討し、このことについてもそれまでの事例を交えた説明とより充実したシミュレーションが必要であることを提案した。
- ④ 評価担当者が書面調査を行う際に使用する書面調査票が記入しづらいという意見の内容を検討し、記入欄の変更を行うなどが望ましいことを提案した。
- ⑤ 検証の意見等に多くみられた評価情報の安全性を高めることを検討し、機構の評価担当者への連絡・資料の送付について、共通のサーバーを導入し、データ等のやりとりについての安全性・利便性を向上すべきことを提案した。

ことが、挙げられる。さらに、平成20年度までに聴取した意見とその分析・研究結果を踏まえ、平成21年度実施に向け大学機関別認証評価基準における分析項目（基本的観点）の見直し、削減、新設に活用された。

さらに、上記の3年間のアンケート調査結果全体を用いて、統計的手法による比較研究を行い、種類の異なる評価における差異と課題の抽出を行った。その結果、高等専門学校は、ほぼ工学系の単一学問領域の評価であることで評価者と対象校との共通認識が形成された一方、法科大学院については、適格認定という評価システムの性質により、評価者と対象校との見解の相違が顕在化して意見対立が生じやすいことが示され、プログラム等を単位とする分野別評価では評価者との共通見解の形成や必須の評価基準と多様性促進の基準との区分等が求められることが示された。また、機関・組織内で改善の生ずる構造については、自己評価による適切な現状把握が改善促進には重要であり、第三者評価機関が示す評価基準が自己評価の適切な運営には必要であること、第三者評価者による評価結果は外圧やインセンティ

ブとして機能して改善を促進することが示された。

○主な学術論文等

『平成17年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書』（平成19年3月）

『平成18年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書』（平成19年11月）

『平成19年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書』（平成21年1月）

金性希, 林隆之, 齊藤貴浩 (2009) 「認証評価による大学等の改善効果の創出構造 大学等に対する認証評価の検証アンケート結果の分析を中心に」『大学評価・学位研究』第9号, pp.19-42

青木恭介, 野澤庸則 (2009) 「我が国における工学教育の質保証の現状と将来」『工学教育』第57巻, pp.57-62

4 効果的な認証評価情報の公開手法に関する研究

(1) 目的, 内容, 及び成果

上記の各検証において, 評価を通じた「社会への説明責任(大学についての理解・支援を得る)」の効果については改善の余地があることが示されたことから, 認証評価の結果の情報や大学から発せられる情報について, 社会からはどのようなニーズがあり, どのような公開手法をとるのが良いのかを把握するための調査研究を平成18年度より開始した。特に, 調査対象は一般社会の中でも潜在的な需要者である高校関係者と企業とした。

平成18年度に外部者を入れた研究委員会を開催して調査設計の議論を行うとともに, 受験予備校へのヒアリングや質問紙調査, 就職雑誌への予備ヒアリング調査を実施した。それらの結果を踏まえて, 大学教職員21人のヒアリング調査を行い, 平成19年度に高校教員22人を対象にヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は非構造化面接を軸としたメンタルアプローチ的手法により実施した。これらのヒアリング調査により得たプロトコルを使用して高校と大学とのギャップ分析を行った。分析の結果, 高校からは自校卒業生からの情報や得られる教育内容についてのニーズが高く, 大学側の認識とはずれがあることが明らかとなった。さらに, 全国国公立大学770校と国公立高等学校945校を対象に質問紙調査を行い, 高校の有するニーズと大学が発する情報が合致していないことが示された。これらを踏まえて高校が求める情報を効果的に発信する方法の提案を行った。

平成20年度は, 企業12社へのヒアリング調査・分析を行い, その結果, 企業は大学の教育戦略とその戦略に基づいて学習成果に関する明確な情報を必要としているが, 現在大学が発信している情報には上記の情報は少ないことがわかった。これらの分析結果から, 大学の教育戦略・学習成果情報を分析, 可視化できる支援ツール(L-POV システム)のプロトタイプの開発を行った。これらの成果については, 下記の論文・学会発表等で公表した。

○主な学術論文等

齋藤聖子 (2008) 「大学評価情報の効果的な発信とは—高校関係者・大学関係者の認識についての発話の質的分析より—」『大学評価・学位研究』第7号, pp.71-84

齋藤聖子 (2008) 「大学が行っている情報発信の分析」大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開—評価の戦略的活用を目指して』ぎょうせい, pp.139-148

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

2) 調査研究の成果について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おおむね調査研究の目的が達成されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4 (1) 2)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『大学評価』に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。

(1) 学術誌による調査研究成果の公表

① 研究紀要『大学評価』の再編・発行

平成16年度にそれまでの機構の研究紀要である『大学評価』と『学位研究』を『大学評価・学位研究』に統合し、質の高い学術誌とするため、査読体制や必要な規則等を整備し、機構外部からの投稿も可能にした。同誌は毎年1回以上発行し、国公私立大学等に広く配付するとともに機構ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) でも公表した。

平成16年度は第1号において「教養教育の評価」を特集として企画し、機構が全学テーマ別評価の一つとして実施した教養教育の評価結果全体を概観し、教養教育に関する問題点を整理した。

平成17年度は、第3号において、科学研究費補助金「日、米、欧における国際的通用力を持つ大学評価システムの形成状況と日本の課題の研究」の成果論文を特集として掲載し、現在構築中の日本の評価システムが国際的な通用力を持つために解決すべき課題を整理した。このほかにも、第5号では特集形態ではないが、「大学の諸活動の測定指標プロジェクト」の成果をまとめて公表したほか、各研究プロジェクトの成果も定期的に公表している。

平成18年度から新たに和文要旨及びキーワードを掲載することにより、公表した研究成

果のさらなる理解の促進を図った。

平成16年度から平成20年度までの5年間で、論文13編、研究ノート・資料17編を掲載した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表されており、研究成果の公表状況は以下の表のとおりである。機構の教員数自体の減少や外部協力者の数によって研究成果の数は年によって変化しているが、成果の公表がコンスタントに行われていることが示されている。また、平成18～19年度には、機構において『大学評価文化の展開』（第1～3巻）を発行し、その中にも調査研究成果の一部を掲載し公表した。

○学術誌等における公表状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
学術論文等※	10(うち和文7, 英文3)	9(うち和文6, 英文3)	6(うち和文4, 英文2)	6(うち和文 4, 英文2)	12(うち和文 6, 英文6)
著書(含む分担執筆) 及び翻訳書	0	2	1	3	1
口頭発表等	14(うち和文10, 英文4)	11(うち和文8, 英文3)	10(うち和文6, 英文4)	9(うち和文 5, 英文4)	10(うち和文 9, 英文1)
報告書原稿等	5	8	1	0	3

※「大学評価・学位研究」掲載論文を除く

(2) 公開研究会、シンポジウム、フォーラム等の実施支援及び広報

機構では、大学評価に関する調査研究について講演会等を開催し、外部への調査研究の情報発信を行うなどにより研究活動の公表等を支援しており、以下の公開研究会等を実施した。

○ 公開研究会、シンポジウム、フォーラム等の開催状況

〔平成16年度〕

- 平成16年4月13日 大学機関別認証評価に係るシンポジウム (参加者人数501人)
- 6月7日 「New Challenges for Higher Education Leaders and Policy makers –リーダーシップの向上を目指して–」公開フォーラム (講演3件、質疑応答、パネルディスカッション、参加者人数122人)
- 8月19日 評価研究部・学位審査研究部合同研究会 (参加者人数32人)
- 11月16日 公開講演会(ヨーロッパにおけるアクレディテーションの発展とオランダ:視学官の視点から)(参加者人数9人)
- 11月18日 講演会(オランダにおける新しいアクレディテーションの実際)(参加者人数11人)
- 平成17年2月14日 公開研究会(オーストラリアの大学評価:ねらいと課題)(参加者人数20人)
- 2月17日 講演会(大学評価の国際化への対応:欧州の経験とAUQAでの挑戦)(参加者人数25人)

[平成17年度]

- 平成17年10月14日 評価研究部公開研究会（教員・学生・大学組織による教育の質的向上を目指した指標開発，インスティテューショナル・リサーチ組織の日本の特質）
（参加者35人）
- 平成17年11月14日 評価研究部公開講演会（世界大学ランキングについて）（参加者19人）
- 平成18年2月2日 日英高等教育に関する協力プログラム 京都フォーラム

[平成18年度]

- 平成18年8月8日 公開講演会「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取組みと成果ー」（KKR ホテル東京）（参加者173人）
- 平成18年9月28日 日本一ノルディック公開シンポジウム
「大学評価をどう活かすかー北欧の成功から学ぶー」
（国連大学ウ・タント国際会議場）（参加者273人）
- 平成18年11月30日 公開講演会「高等教育における中国の躍進」（KKR ホテル東京）（参加者134人）
- 平成19年2月2日 大学評価シンポジウム「大学評価への期待」
（千里ライフサイエンスセンター）（参加者210人）
- 平成19年3月15日 評価研究部研究会「大学における教員評価制度の導入状況」
（大学評価・学位授与機構小平本館）（参加者43人）

[平成19年度]

- 平成19年6月8日 公開フォーラム（日英高等教育に関する協力プログラム）
「高等教育における地域貢献プロジェクト」（東京ガーデンパレス）
（参加者112人）
- 平成19年9月20日 大学評価フォーラム「評価への取組 改善への取組」（日本青年館ホテル）
（参加者248人）
- 平成20年2月19日 APQN オープンシンポジウム（幕張メッセ国際会議場）（参加者282人）
- 平成20年2月19～22日 Asia - Pacific Quality Network 2008 Conference & Annual
General Meeting（幕張メッセ国際会議場）（参加者127人）

[平成20年度]

- 平成20年7月7日 大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」
（学術総合センター一橋記念講堂）（参加者311人）
- 平成20年7月8日 大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」
ワークショップ（参加者27人）
- 平成21年3月13日 大学情報データベースセミナー「大学経営と大学評価の
ための戦略的なデータ活用」（学術総合センター一橋記念講堂）

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、科学研究費補助金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、機構から評価研究部に関する研究について、申請を行い、採択を受け交付された。申請時には、説明会等を開催し、申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなど支援を行い、申請件数の増加を図るよう努めた。

このほか、平成16年度から文部科学省の在外研究員制度が廃止されたことに伴い、新たに「海外派遣研究員制度」を制定し、評価研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的として海外の教育研究等機関に派遣する制度を導入した。なお、平成18年度より、機構長が定めた派遣テーマに沿って、職員を派遣する制度に見直し、中期計画を着実に実施することとした。

○研究活動の支援状況について

年度	科学研究費補助金				海外派遣研究員制度		
	申請（件）		採択（件）		交付額 （万円）	派遣者数	派遣先
	新規	継続	新規	継続			
平成16	7	2	3	2	310	0名	
平成17	2	3	1	3	350	2名	アメリカ
平成18	6	2	3	2	690	1名	アメリカ
平成19	7	3	4	3	886	0名	
※			(2)	(4)	(725)		
平成20	6	2	5	2	793	0名	

※（）内は教員異動後の平成19年度末の件数及び金額

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 調査及び研究

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

- 1) 機構は、生涯学習システムへの移行等社会の変化を踏まえて、学位・単位制度のあり方及びその通用性の観点から、①国内外における学位の構造・機能と国際通用性に関する最新状況及び理論の把握、②高等教育機会と学習行動の多様化の実態及び促進要因の把握、③多様な学習の単位認定とそれによる学位授与の最新状況及び理論の把握を行い、④機構の学位授与制度の実態を常に分析して、⑤単位累積加算制度等の基本的デザインの研究開発を行い、機構の学位授与制度の改善に活かすとともに、研究成果の公表及び情報提供事業等への活用を通じて、わが国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4(2)1)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 調査及び研究

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

- 1) 調査研究プロジェクト()内は中期目標との主たる関係)

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4(2)1)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－4(2)1)

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位の要件となる学習の体系的な構造の研究(目標①, ⑤)

学位を取得するために求められる学習の構成と要件について、学位・単位制度に関する理論的基底及び諸外国との比較を踏まえて研究する。

イ 機構の学位授与制度の現状及び機能に関する研究(目標①, ④, ⑤)

機構が実施する学位授与制度の現状及び社会的要請を把握するため、機構の学位取得者に対して継続的に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

1 実施状況

次の二つのプロジェクトを設け、調査研究を進めた。

- (ア) 学位・単位制度の在り方及びその通用性に関する研究

生涯学習システムへの移行，国際化，ユニバーサル化など高等教育を取り巻く社会的環境が変化する中で，学位・単位制度のあり方とその通用性が国内のみならず国際的にも重要な課題となっている状況にかんがみ，学位の構造・機能に関する理論と国内外の最新状況を把握し，学位を取得するために求められる学習の構成と要件について研究すること，それにより機構の学位授与事業ばかりでなく，学位・単位制度のあり方とその通用性について検討する上で我が国の高等教育政策の参考に資することを目的として以下の調査研究を実施した。

① ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として，学位制度の理論的基底及び学位・単位制度の在り方に関する具体的な調査研究に着手し，着実に前進させた。学位は学位授与権を有する大学の根幹にかかわる問題であることから，学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者，及び学位審査研究部教員を構成員としている。

平成17年度には，学位システム研究会において日米欧の学位制度に関する主要な論点と問題点を明らかにした上で，その内容を踏まえて今後の具体的な調査方法・項目について検討し，「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」を新たに設置した。具体的には，学位システム研究会で検討し確定した調査方法・項目に基づき，WGにおいて学位の要件，学位システムの構造に関する国際比較調査（イギリス，アメリカ，フランス，ドイツ，日本）を実施した。

平成18年度には，調査研究を進めてその中間まとめを年度末の研究会で報告するとともに，日本との比較の観点からより深く調査を要する項目について議論し，次年度に向けて研究計画を検討した。

平成19年度には，現下の政策議論にかんがみ，大学の設置認可と学位授与権の付与にかかわる項目をWG共通の調査項目「学位システムの国際比較（各国対照表）」に追加して，諸外国における法的基盤と現状をさらに調査した。各国調査は1～2か月おきにWG研究会を開催して進行状況を確認しながら進め，年度末には5か国の調査結果を暫定版にまとめて，さらに調査を要する項目について再度の検討を行った。

平成20年度には，上記5年にわたり進めてきた学位の要件，学位システムの構造に関する国際比較調査の成果をとりまとめ，5か国の調査結果を各国対照表として完成させた。

これと並行して，修士，博士の学位の質保証について検討するため，平成17年度に開始した工学系博士課程の制度と運用の実状に関する比較調査を継続し，平成18年度には，新たに修士課程教育にかかわる予備調査の準備に着手した。平成19年度には，博士課程の特に工学系分野で実施した調査を踏まえて，大学院，特に修士課程の修了要件と学位審査の実態など修士課程教育に関するアンケート予備調査を行い，平成20年度には全国の国公立大学の大学院理工学系研究科を対象に「大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート」調査を実施した。原則として1専攻の定員数が少なくとも15名以上の専攻を選出して921専攻に回答を依頼し，その74%（684専攻）から回答を得た。データの集計と分析に取り組みとともに，アンケート結果についてフィードバックを希望する専攻が多数であったことから集計結果の概略を該当研究科・専攻に報告するための作業を行った。

② 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新動向を把握し、諸外国関係者と情報交換を行うことを目的として、シンポジウム、講演会を開催した。いずれのシンポジウム、講演会においても、パネルディスカッション等を通じて国内の高等教育関係者に対する問題意識の喚起と情報発信に努めた。演者の発表内容はさらに論文等にまとめて機構が発刊する学術誌『大学評価・学位研究』にあるいは報告書として発表した。

平成16年度には、シンポジウム「『ヨーロッパ高等教育圏』に向けての収斂と多様性」において、「ボローニャ宣言」（1999年）を契機に学士（Bachelor）、修士（Master）という新しい種類の学位を採用することによって高等教育の魅力と競争力を高め、学生と労働力の流動性を高めることを意図してヨーロッパ諸国で進められている高等教育改革の状況について、ドイツの高等教育研究者による講演を踏まえて参加者と意見交換を行った。

平成17年度には、講演会「英国における高等教育の質保証」にイギリスの大学及び高等教育質保証機構（QAA）で質保証の実践に携わっている専門家を招き、英国（イギリス）で学問的水準の保証、教育の質の維持・向上のために用いられている様々な方法に関して、その概要を英国の文脈で捉えるとともに日本への示唆について議論した。

平成18年度には、学生の機関間移動により生じる諸問題（特に学位・成績証明書の相互認証、単位認定など）への対応に先駆的に取り組んできたアメリカから3名の関係者を招へいたシンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」において、学生の転編入学が高い頻度で行われるアメリカでは、受入れ機関が学生の既履修単位を認定する際に、質の確保と効率性の担保を両立しうる方途が模索され、その結果構築されてきた多様な仕掛けについて詳細な情報を得るとともに、アメリカの経験を踏まえて日本の課題を議論した。

平成19年度には、アメリカとヨーロッパから大学・高等教育機関の教育の質保証（適格認定、評価）に従事している専門家を講演会に招へいし、共同学位プログラムとその正統性の担保に関する情報収集と意見交換を行った。また、フランスの高等教育行政官を招いた講演会では、学位に関する問題を中心にフランス高等教育の現状と課題について最新情報を得て、日本の参加者と議論した。

さらに、諸外国から研究者を招へいすると同時に海外訪問調査を行い、関係者との意見交換により理解を深め、情報を共有してプロジェクトの遂行に活かした。平成17年度には、アメリカ・マサチューセッツ州高等教育局、ドイツ・バイエルン州学術研究文化省など行政当局及び複数の大学、平成18年度は、オーストリア、ドイツ、フランスの大学、平成19年度は、アメリカ、イギリス、ドイツの大学及び関係諸機関、平成20年度はフランス、スイス、デンマーク、オーストリア、アメリカ、イギリスの大学及び関係諸機関への訪問調査を実施し、学位とその教育プログラムの質を保証する仕組みがどのように構築されているかという観点から、情報収集と意見交換を行った。

③ 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会を受け、学位審査研究部において調査研究協力者の協力も得て厳正に調査した後、資格の有無を判定した。これは機構の学位授与制度が、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めていることによるものである。

さらに平成18年度には、調査の過程で明らかになった中国高等教育の近年の変化を反映させ、機構内の申し合わせである「中国高等教育機関の専科卒業生の基礎資格取り扱いについて」を改正した。

申請資格に関する照会者の学習履歴は近年、対象国、在籍した教育機関ともに多様化していることに留意し、照会のあった外国の当該機関については慎重に調査し学位授与制度の適切な運用を支援した。

④ 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成16年度から各年度、すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を実施し、回収とデータ入力を終えた。この調査は、平成5年度から継続的に実施してきたものである。

その一方で、平成16年度には、前年度調査の分析結果から明らかになった日本の学位に付記される専攻分野名称の傾向と問題点を学会大会と関係雑誌において発表し、問題提起と発信に努め、平成18年度には、平成18年10月1日から学校教育法の改正に伴い新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、すべての短期大学に対する調査を開始した。これと並行して、平成17年度に実施した「学位に付記する専攻分野の名称の調査」の集計結果を機構のウェブサイトに掲載し、大学関係者をはじめ社会に広く公表した。さらに海上保安大学校の学士学位に付記する名称を変更する可能性について、大学側と協議を継続し、平成17年度に内外の関連分野の学位（及びその名称）に関して情報収集と分析を行った結果を考慮に入れて、専攻分野「海上保安」に対する英文の名称を「**Bachelor of Science in Coast Guard Operations and Law Enforcement**」に変更することで合意した。

(イ) 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

① 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

機構の学位授与制度の運用について検討する実践的なプロジェクトで、学位取得者に対して取得直後、1年後、5年後にアンケート調査を行い、学習の動機、学位取得のメリット、審査内容についての印象、要望などについての意見聴取とその変化を調べた。この調査研究は機構が発足以来継続して行っており、時代的な変遷にも注目して分析することは、学位授与制度の改善のための重要な資料となる。

平成16年度～平成20年度の期間においても、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータの提供を目的として、単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、3時点における追跡調査（アンケート）を実施した。過去5年以上にわたる調査結果を比較すると、多くの項目についてきわめて安定的に推移していることが明らかになった。

平成18年度は、特に「新しい学士への途」改訂のための集計・分析を行い、現状の問題点の把握に努めた。前述の「直後調査」等の分析結果からは、i) 「新しい学士への途」は毎年度、小改訂を施しているにもかかわらず、「わかりやすかった」と回答する者の割合は過去10年間でほとんど変化していないこと、ii) 特に単位の修得方法についての記述が難解であることを指摘する者が多いこと、iii) すでに学位を取得した者であっても、当該制度の趣旨、授与される「学士」の定義・意味等が必ずしも十分に理解されていないこと等の問題点が明らかになった。この分析結果に十分に配慮して、下記に示す「新しい学

士への途」の改訂を行った。

○ 「新しい学士への途」改訂のための調査研究

機構が学位授与申請の手引きとして毎年刊行している「新しい学士への途」を、申請者の視点から見直し、学士の学位取得に至る手順をより理解しやすい内容に改訂するための作業を行った。特に申請者の学修を支援する立場から、学位授与制度の理念・趣旨に関する説明を大幅に増やし、単位の修得方法についても、学修の体系的に配慮して記述を全面的に改めた。また専攻に係る単位の修得に関しては、各専門委員会（部会）の協力を得て、「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」に当該分野の学問的特徴と専門科目・関連科目の履修方針に関する説明文を追加し、それぞれの専攻の区分において専攻に係る授業科目を体系的に履修する意味を明示した。さらに「新しい学士への途」の全体を通じて、文中で使用する当該制度に特有の用語をより平易な表現に整理・修正する、等の改訂を行った。

さらに平成19年度には、申請者の約7割を占める短期大学、高等専門学校専攻科において単位を修得した者を対象とし、例年実施している質問項目に加えて、専攻科進学動機、専攻科における教育経験に対する評価、専攻科修了時及び現時点（修了から1年後もしくは5年後）の能力の自己評価等を詳細に調査した。この調査で追加した質問項目は、既存の大学卒業者に対する調査及び専攻科学生に対する調査と共通の質問項目を用いており、それにより専攻科で単位を修得し機構において学士の学位を取得した者の特徴を明らかにすることを目的として実施した。

平成20年度においては「1年後・5年後調査」のデータを集計し、学位取得までの学習履歴及び専攻分野によって、機構で取得した学士の学位に対する社会的評価が異なることを明らかにした上で、我が国における学位制度並びに学歴社会の展開の歴史的経緯も踏まえつつ、機構が授与する学士の学位が「大卒学歴」として評価を得るための社会的諸条件について検討した。

② 機構における学位取得者の単位履修パターンの分析

特に平成17年度には、機構が認定する専攻科から修了見込みで申請を行った者のうち、いわゆる単位互換制度を利用して他の大学で授業科目を履修した者を対象に、単位互換制度による履修単位数、成績証明書（単位修得証明書）上の記載等について調査した。その結果、全国の短期大学・高等専門学校の認定専攻科において既に単位互換制度が広範に普及している一方で、成績証明書（単位修得証明書）の記載内容が単位互換制度を実施する大学、大学コンソーシアムによって大きく異なっており、機構が行う「単位積み上げ型」学位授与制度を含めて、全国の大学でも既修得単位の認定作業に困難を生じる可能性があることが明らかになった。

③ 学修成果・試験の審査で「不可」と判定された申請者へのフィードバック方法の検討

単位積み上げによる学位取得申請者のうち約1割が不合格の判定を受けるが、不合格通知の際に学修の不備を詳細に示すことにより教育的な効果を高める観点から、平成16年度

に不可判定理由を典型的なコメント文の中から選ぶ方式を学位審査会に提案し、平成17年度10月期申請者から学修成果・試験の審査結果が「不可」となった者へのコメントのフィードバックを開始した。平成16年度からの検討に基づき平成17年度4月期に再度、試行了ううえで、専門委員会からの意見の聴取を踏まえて研究部内でさらに改善を図り、申請者へのコメント伝達のための様式の文言を一部修正するとともに、申請者が学修成果を書き直す場合に留意してほしい事項として伝達することにした。

④ 新しい専攻の区分の設置

平成16年度には、近年学際領域の展開が急であり、特に社会科学と工学の境界領域をつなぐ分野での学科新設等が高等専門学校でも進められており、この分野の審査を円滑に行うため、「社会システム工学」の専門部会の新設のための準備委員会を組織し、典型的な専門科目の事例や要求すべき学習の量、広がりについての合意形成を図った。これに基づいて平成16年度後半から専攻科認定審査を開始した。

平成18年度には、近年、歯科衛生に関する学科が大学に新設されている状況にかんがみ、大学における歯科衛生学の一般的な教育課程の構成と開設授業科目、及び国による歯科衛生士養成校の指定規則について調査した。その内容を踏まえて当該分野を専門とする大学教員と討議を重ね、並行して学位審査研究部内でも既存の保健衛生学の各専攻の区分との比較検討を行った。その結果、機構が授与する学士の専攻の区分として新たに「口腔保健衛生学」を設置し、学位に付記する専攻分野の名称を「口腔保健学」とすることが適当であると判断した。調査の過程で収集した情報は、当該専攻の区分における専門科目等の単位修得の基準（専攻基準）案の作成に活用し、平成19年度に基準を公開し20年度に申請受付を開始する準備を整えた。

平成19年度には、視能矯正学に係る専攻の区分を新たに設定する必要性について、大学における当該学科の普及状況、教育状況、将来性などから検討した。日本眼科学会からの推薦を踏まえ、視能矯正学分野に係る有識者5人に学位審査研究部調査研究協力者を委嘱して討議を重ね、並行して学位審査研究部内でも調査を進めた結果、視能矯正学に係る専攻の区分を設定することが適当であるとの結論に至った。検討の結果、学位に付記する専攻分野の名称は「保健衛生学」、専攻の区分の名称は「視能矯正学」とすることが適当であると判断した。調査の過程で収集した情報は、当該専攻の区分における専門科目等の単位修得の基準（専攻基準）案及び専門科目の例示科目案の作成に活用し、平成20年度に基準を公開し平成21年度に申請受付を開始する準備を整えた。

⑤ 学位審査会専門委員協議会の開催

平成17年度より新任の専門委員を対象に、機構が行う学位授与制度に関する説明会（研修）を4月に開催することとした。近年の申請者数の増加と高等教育の質保証に対する社会的要請の高まりを考慮したもので、機構の学位授与審査に協力いただく専門委員に包括的な説明を行い、従来の各専門委員会・部会での説明を補強することを意図している。専門委員協議会では学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて研究部の教員が資料を作成し、説明と質疑応答を行った。

平成18年度はさらに、審査を担当するすべての専門委員に対して、申請者が専攻に係る

学士の水準の学力を有しているか否かを適切に審査できるよう作題時に留意すべき事項を明確に伝えることを目的として、「小論文試験問題作成のための考え方」を作成した。そのほかにも同様の研修活動として、機構が行う学位授与制度の理念／概要、単位の修得や学修成果（レポート）の作成にあたっての留意点などについて、外部の機関等において講演を行った。

また平成19年度には、学修成果・試験の判定基準を一層明確にすることを目的として、学修成果・試験の審査において「学修成果の内容が水準に達していない」と判定された申請者に対するコメント（学修成果書き直しのための留意事項、平成18年度より実施）を集計し、判定に際して主要と目される観点の抽出・明示化を試みた。さらに、平成18年度に作成した「小論文試験問題作成のための考え方」の内容について検討を重ね、修正を加えて、学位授与の判断基準と審査の最適化に向けて引き続き検討を行った。

⑥ 学位授与制度の改善・発展のための諸方策の検討と実施

高等教育レベルの多様な学習の成果を評価して学位を授与する機構の単位積み上げ型の学位授与制度において、学修成果（レポート等）及び試験の審査はきわめて重要な位置を占めている。この重要性にかんがみ、平成20年度に、様々な専門分野を学術的背景に持つ学位審査研究部教員が、それぞれの専門分野の立場から、大学卒業者に相当する水準の学修の成果として、具体的にいかなる内容・水準の「学修成果」（レポート等）が要求されているのか、実際にどのように学修を進めていけばよいか等について、これから学位取得を希望する者を対象にガイドブックとして著した（学位審査研究部編『新しい学士をめざして－実践的学修のためのハンドブッカー』）。

○主な学術論文等

- | |
|--|
| 大学評価・学位授与機構学位審査研究部編（2008）
『新しい学士をめざして－実践的学修のガイドブッカー』 |
| 濱中義隆（2005）
「学位に付記する専攻分野名称の氾濫」, 民主教育協会『IDE 現代の高等教育』No. 473, pp. 62-68 |
| 森利枝（2005）
「アメリカアクレディテーション体験記」, 民主教育協会『IDE：現代の高等教育』No. 476, pp. 71-76 |
| 田中正人（2006）
「工学系博士の質保証に関する日英比較」, 『大学評価・学位研究』第4号, pp. 91-102 |
| 森利枝（2006）
「米国における営利大学の展開と地域アクレディテーションの機能」, 『大学評価・学位研究』第4号, pp. 1-13 |
| 吉川裕美子（2006）
「欧州高等教育におけるグローバリゼーションと市場化」, 日本比較教育学会編『比較教育学研究』第32号, pp. 125-136 |
| 森利枝（2007）
「アメリカにおける高等教育機関のアクレディテーション」, 大学評価・学位授与機構編『大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－』, pp. 97-112 |
| 吉川裕美子（2007） |

「ヨーロッパにおける高等教育の質保証：ボローニャ・プロセスによる学位制度の改革と質保証の意味」,
大学評価・学位授与機構編『大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－』, pp. 113-122

濱中義隆 (2008)

「高等教育システム改革における学位研究の意義－学位の機能変容と学位授与機構の役割に注目して－」,
『大学評価・学位研究』第7号, pp. 1-16

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4（2）1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－4（2）1）

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的需要の実証研究（目標②，③，⑤）

現代日本における高等教育レベルの学習行動，学習機会の多様化及び学生の流動化（転学，編入学，再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。

イ 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の研究開発（目標③，⑤）

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価し，単位認定する方法，並びに単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。

1 実施状況

次の2つのプロジェクトを設け，調査研究を進めた。

(ア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する予備的調査の実施

高等教育段階の多様な学習機会の現状と，それに対するニーズに関する調査研究は機構創設以来の主要な研究テーマであり，また大学外の学習者に学位を授与するという学位授与事業の特性とも相まって機構において行われる調査研究としての独自性が発揮されるべき分野でもあることを踏まえて，以下の調査研究を実施した。

① 高等教育レベルの学習行動，学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

平成16年度に，平成17年度に実施予定のアンケート調査の予備段階として，編入学制度の実際の運用と運用上の問題点を明らかにするための訪問ヒアリング調査を行った。また，国内外で講義等に IT 技法を役立てている教育機関を選んでアンケート及び訪問調査を実施し，その結果を中心に，IT を利用した高等教育の展開状況をまとめた。さらに，平成13年度の学士（看護学）取得申請者について，一般・教養科目の修得単位状況を，学習履歴別に調査して，学習行動の違いを明らかにした。

平成17年度には，科学研究費補助金による「学士取得課程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」の一環として，平成16年度に行った訪問ヒアリングによる予備的調査を踏まえ，かつ，平成14年度に全国4年制国公立大学の全学部に対して行った第1回のアンケート調査から得られた知見を基に，全国大学の2,097学部を対象にアンケート調査「学生の流動化と支援体制に関する調査（第2回）」を行い，国内の学生の流動化に関する調査研究としてその分析作業を進め，平成19年度には学位審査研究部教員及び研究協力者によるデータ分析を行い，我が国の高等教育機関における編入学の実態と限界について考察する論文を刊行した。また平成20年度には転学と編入学の潜在的需要に関する分析を行い，学位審査研究部教員が成果を論文として発表した。

さらに上記の研究と並行して，機構がこれまでに学士の学位を授与した，単位積み上げ型の学習者に関するデータ分析等を基に，我が国の高等教育政策，とりわけ学位制度改革の問題点を指摘している。

このほか，平成19年2月に神戸市外国語大学と神戸研究学園都市大学交流推進協議会「大学共同利用施設（UNITY）」を訪問調査し，単位互換講座，高大連携講座，公開講座などの実施状況等について説明を受けるとともに質疑応答を行い，事業の実態の把握に努めた。

我が国における流動化の促進要件に関する調査として、平成20年3月に、山形県と秋田県においてそれぞれ1カ所ずつ、県内の全高等教育機関が参画して単位互換及び公開講座や高大連携等の事業を実施している大学コンソーシアムの訪問調査を行い、高等教育レベルの学習者の流動化の促進要件としての大学間連携組織の実態の把握に努めた。

また、平成17年度に、オーストラリア教育省、ドイツとシンガポールの大学及びアメリカの2機関を訪問して、高等教育機関における国際的な学生の流動化の実態とそれを支援するためのシステムに関する調査を行うとともに、ドイツ（ミュンヘン工科大学）、オランダ（Nuffic）及びアメリカ（WES）の実務者を招へいして講演会を開催し、学位の取扱いに関する海外の最新情報の把握に努めた。

また、平成18年度は、国際的な学生の流動化の実態と支援システムに関する調査研究として、平成18年12月に、フィンランド・タンペレ大学高等教育グループのリサーチディレクターによる講演会「エラスムス・ムンドゥス・修士コースについて－フィンランドの観点から－」を行った。さらに平成19年3月には、学生の機関間移動により生じる諸問題への対応に先駆的に取り組んできたアメリカから関係者を招へいして国際シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」を開催し、アメリカにおける学生の機関間移動を支援する各種の仕組みについて詳細な情報を得るとともに、アメリカの経験を踏まえて日本の課題を議論し、国内の高等教育関係者に対して問題意識の喚起を行うとともに、講演内容のとりまとめと翻訳を行って情報を発信した。

② 科目等履修生制度に関する調査

平成16年度に、調査用紙のフォーマットを改訂し、以降20年度までの期間、各大学、専攻科における科目等履修生制度の開設状況に加えて、過去に科目等履修生を受入れた実績（人数）を尋ね、その結果を当該機関の承諾を得て公開した。毎年度、制度の開設状況とともに直近3年間の科目等履修生の受入れの実績をとりまとめ「科目等履修生制度の開設大学一覧」として機構ウェブサイト上に公開している。

また、機構の認定専攻科を訪問調査し、平成19年3月には専攻科に在学中の学生から、科目等履修を含め、機構の学士の学位を得るために行っている学修の実態を聴取した。

(イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究の実施

① 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に関して問題点を把握し、課題を明らかにするために、次の調査研究を行い、その成果を学術誌等に発表した。

1) 短期大学専攻科の研究

平成16年度に、短期大学専攻科と機構の学位授与制度の関係について理論的整理を行うとともに、その展開状況を示すことにより、専攻科認定制度及び単位累積加算制度の課題を明らかにした。

2) 学外資格の単位認定に係る実態調査の分析

平成16年度に、全国大学調査（平成14年度実施）を集計・分析し、学生が大学外で取得した資格に対する単位認定の状況を明らかにした。

3) 履修証書の展開状況の調査

平成17年度に、学位未満の高等教育資格であるいわゆる履修証書（Certificate）の日本における展開状況について、平成12年度に学位審査研究部で実施した調査の結果に基づき報告するとともに、履修証書課程の拡大が大学教育や学位制度に及ぼす影響について考察した。

4) 単位互換制度の研究

平成18年度に、我が国の大学における単位互換制度について、法令上の位置づけ等を整理した上で、当該制度の普及状況を平成14、17年度に学位審査研究部で実施した「学生の流動化と支援体制に関する調査」の結果等を用いて提示するとともに、機構における業務の経験等を踏まえて、同制度の運用上の問題点を指摘した。

5) 海外の諸制度の実態調査

海外における多様な学習形態とその評価に関する実態調査を、次のとおり行った。

平成16年度	韓国学点銀行制度の実施機関である韓国教育開発院を訪問調査するとともに、同院の研究者を機構に招へいして講演会の開催と意見交換を行った。
平成17年度	英国において学位授与権を持つ大学と提携して学位を授与している、学位授与権を持たない高等教育機関における学習の評価の実態に関する資料を収集した。
平成20年度	文部科学省からの委託を受けて平成19年度に行った欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究を取りまとめ、我が国への同様の制度導入に際しての貴重な知見を指摘した。

② 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価・単位認定する際に役立つシステムとして、機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を電子化シラバスの活用により支援するシステムの構築を目指し、次のとおり研究開発を行った。

平成16年度	シラバスの電子化及びそこから情報抽出方法を検討し、科目の分類作業を支援するシステムを試作した。
平成17年度	平成16年度に試作した手法を発展させ、より申請者の修得単位の認定業務の軽減に貢献しうる手法の開発に成功した。
平成18年度	複数の専攻の区分を対象としてその有効性の検証を行うなど、システムの実稼動を視野に入れた諸検討を行った。
平成19年度	平成18年度末に開始した複数の専攻の区分を対象とした「科目分類支援システム」の検証をより発展させた。また、『大学評価・学位研究』にその検証結果のとりまとめを行った。
平成20年度	システムが有効に機能するために整備する必要がある科目区分デ

	ータベースを従来よりも効率よく構築する方法を提案した。また、専攻の区分「情報工学」を対象に提案手法の有効性を確認した。
--	---

③ コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

複数の大学がコンソーシアム方式により実施している単位互換等の各種連携事業の実態を調査するため、特色のあるコンソーシアムを選択して、次のとおり訪問調査を行い、各コンソーシアムの現状や課題等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

平成18年度	近隣の5大学1高専が連携して各種事業を共同で企画・実施している神戸研究学園都市大学交流推進協議会の活動の中心施設である大学共同利用施設(UNITY)、及びその構成員の一つである神戸市外国語大学を訪問した。
平成19年度	いずれも県内の全高等教育機関が参画して各種事業を実施している「大学コンソーシアムやまがた」と「大学コンソーシアムあきた」を訪問した。
平成20年度	多摩地域を中心に大学・行政・企業・団体等が協働して諸事業を実施している「(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩」を訪問した。

○主な学術論文等

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2004)
「電子化シラバスに基づく学位授与のための科目分類支援システムの検討」, 『学位研究』第18号, pp. 133-150

神谷武志, 宮崎和光, 森利枝 (2005)
「ITを利用した高等教育の展開—教室外講義, 通信教育を中心に—」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp. 99-111

濱中義隆 (2005)
「短期大学専攻科の研究—大学評価・学位授与機構による専攻科認定制度との関係を中心に—」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp. 47-67

六車正章 (2005)
「大学における資格の単位認定の現状—全国大学調査の集計・分析から—」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp. 19-46

森利枝 (2005)
「アメリカにおける遠隔教育と連邦奨学金—いわゆる50パーセント・ルールを中心に—」, 『大学評価・学位研究』第2号, 2005年, pp. 69-84

八木克道 (2005)
「学位授与申請者の一般・教養科目単位修得状況調査Ⅱ—短期大学を基礎資格とする申請者(看護学)について(平成13年度)専門学校との比較—」, 『大学評価・学位研究』第2号, 2005年, pp. 113-131

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2005)
「電子化されたシラバスに基づく学位授与事業のための科目分類支援システムの試作」, 『情報処理学会論文誌』Vol. 46, No. 3, pp. 782-791

宮崎和光, 芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 喜多一 (2005)

「分類候補数の能動的調整を可能にした学位授与事業のための科目分類支援システムの提案と評価」, 『知能と情報 (日本知能情報ファジィ学会誌)』第17巻5号, pp. 558-568

神谷武志 (2006)

「教育国際化の実験国家オーストラリア」, 『大学評価・学位研究』第4号, pp. 51-62

濱中義隆 (2006)

「単位互換制度の現状と課題」, 『大学と学生』, 第33号, 日本学生支援機構 pp. 6-13

芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2006)

「キーワードの関連用語を考慮したシラバス検索システムの構築」, 『日本知能情報ファジィ学会』, Vol. 18, No. 2, pp. 299-309

濱中義隆 (2007)

「流動化に対応して『学位認定』をどうするか - 国際的な情報ネットワークが不可欠」, 『カレッジマネジメント』第144号, pp. 30-34

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 喜多一 (2007)

「専門科目名のリストを利用した学位授与事業のための科目分類支援システムの評価」, 『大学評価・学位研究』第6号, pp. 25-42

野澤孝之, 芳鐘冬樹, 井田正明, 渋井進, 宮崎和光, 喜多一, 川口昭彦 (2007)

「ビジネス・MOT, 会計, 公共政策系専門職大学院のカリキュラム構成 - シラバスの文書クラスタリングを用いた比較分析」, 『大学評価・学位研究』第5号, pp. 35-54

濱中義隆 (2008)

「『学生の流動化』と進路形成」, 日本高等教育学会編『高等教育研究』第11集, pp. 107-126

大学評価・学位授与機構学位審査研究部 (2008)

『諸外国における共同学位に関する調査研究』, 平成19年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業報告書

大学評価・学位授与機構学位審査研究部 (2008)

『共同学位に関する講演会 報告書』

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 調査及び研究

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

2) 調査研究の成果について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おむね調査研究の目的が達成されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－4 (1) 2)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 調査及び研究

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。

また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。

(1) 学術誌による調査研究成果の公表

① 研究紀要『学位研究』の再編・発行

平成16年度にそれまでの機構の研究紀要である『学位研究』と『大学評価』を『大学評価・学位研究』に統合し質の高い学術誌とするため、査読体制や必要な規則等を整備し、機構外部からの投稿も可能にした。同誌は毎年1回以上発行し、国公私立大学等に広く配付するとともに機構ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) でも公表した。

特に、平成17年度には、学位制度と単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究の成果として、①工学系博士の学位の質保証に関する日英比較、②欧州における学位構造にボローニャ・プロセスがもたらした影響、③豪州における学位の国際的通用性を担保する制度、④米国における大学 IR の現状、⑤米国の営利大学の適格認定を通じた高等教育機会の拡大等、学位の国際的通用性と伝統的・非伝統的高等教育の現状に着目した論考を公表した。

平成18年度から新たに和文要旨及びキーワードを掲載することにより公表した研究成果のさらなる理解の促進を図った。

平成16年度から平成20年度までの5年間で、論文11編、研究ノート・資料5編を掲載し

た。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。研究成果の公表状況は以下のとおりである。

○学術誌等における公表状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
学術論文等※	21(うち和文17, 英文4)	22(うち和文15, 英文7)	13(うち和文9, 英文4)	9(うち和文4, 英文5)	8(うち和文4, 英文4)
著書(含む分担執筆)及び翻訳書	3	3	2	3	9
口頭発表等	22(うち和文17, 英文5)	21(うち和文16, 英文5)	17(うち和文12, 英文5)	14(うち和文8, 英文6)	11(うち和文9, 英文2)
報告書原稿等	4	1	8	6	2

※ 「大学評価・学位研究」掲載論文を除く

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

公開シンポジウム、講演会、研究会を随時開催して、研究成果の発表の場及び機構外の研究者の研究成果を導入する場として活用している。平成16年度は、講演会・シンポジウムを6回(演者8人)、研究会を5回(演者8人)開催した。

平成17年度は、講演会・シンポジウムを4回(演者6人)、研究会を8回(演者9人)開催した。

平成18年度は、講演会・シンポジウムを3回(演者5人)、講演を中心とする研究会を4回(演者5人)、その他の研究会を4回開催した。

平成19年度は、公開講演会を2回(演者3人)、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会を15回開催した。

平成20年度は、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会を13回開催した。

○ 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況(抜粋)

[平成16年度]

平成16年4月20日	「電子化されたシラバスに基づく科目分類支援システムの開発について」 宮崎和光／「専攻科認定の現状について」濱中義隆(研究会)
5月25日	「多文化主義アメリカと教育」瀧田佳子／「トライボロジー」田中正人(研究会)
6月22日	「ヨーロッパ高等教育圏に向けての収斂と多様性」ウルリッヒ・タイヒラー (公開シンポジウム)(参加者25人)
6月29日	「教育の品質マネジメント・システムとしてのISO9001—その概念と実際—」 牟田博光／齊藤貴浩／中山実(講演会)(参加者11人)
9月21日	「大学設置審査の現状—最近の「認可」「届出」のケースを踏まえて—」 荻上紘一(講演会)
平成17年2月22日	「高等教育における学生の流動化に関する研究について」 平澤和司／濱中義隆／吉川裕美子ほか(研究会)
2月23日	「中国高等教育の現状と政策動向」黄梅英(講演会)
3月22日	「韓国における学点銀行の発展」金美蘭(講演会)

- 3月23日 「日本の学位システムの現状と問題点」吉川裕美子ほか
(学位システム研究会 第1回研究会) (参加者12人)
- 3月28日 「アメリカの大学における学生調査と IR の実際」山田礼子 (講演会)

[平成17年度]

- 平成17年6月21日 「科目審査に係る業務を支援するシステム開発について」宮崎和光
(研究会)
- 7月5日 「米国の学位とア Krediteーション」森利枝 (研究会)
- 7月25日 「米国の学位のタクソノミー」森利枝/
「学位に付記する専攻分野の名称からみた日本の学位の問題点」濱中義隆/
「学位・高等教育資格に関する問題提起」吉川裕美子
(学位システム研究会 第2回研究会) (参加者20人)
- 8月2日 「学位の質に関する資料収集中間報告」神谷武志 (研究会)
- 8月17日 「臨床検査における精度管理の重要性と検査室の認定」中原一彦/
「糖鎖科学と総合理学」橋本弘信/
「工学系博士学位授与システムの日英比較」田中正人/
「大学における資格の単位認定の現状」六車正章 (研究会)
- 10月4日 「英国における高等教育の質保証」ジル・クラーク (公開シンポジウム)
(参加者20人)
- 10月14日 電子化時代の学術誌の動向と展望に関する研究会
「学術誌オンライン化の動向」クラウド・アシェロン/
「純電子ジャーナル『エレクトロニクスエクスプレス』1年の歩みと課題」
神谷武志 (公開シンポジウム) (参加者24人)
- 10月25日 「学位及び大学について」絹笠 誠/
「学位システムの国際比較 (調査項目案)」吉川裕美子
(学位システム研究会 第3回研究会) (参加者16人)
- 平成18年2月7日 「学位システムの国際比較 (調査項目案)」吉川裕美子/
「イギリスの学位と職業資格」村田直樹
(学位システム研究会 WG 第1回研究会) (参加者9人)
- 3月8日 「ドイツ・ミュンヘン工科大学における国際化とダブル・ディグリー」
クリストフ・シュテーバ (講演会) (参加者10人)
- 3月10日 「国外で取得された学位・資格の評価と認証—アメリカの事例」
マリyam・アセファ/
「国外で取得された学位・資格の評価と認証—オランダの事例」
アストリッド・ショルテン (講演会) (参加者16人)
- 3月29日 「学位システムの国際比較 (英国)」村田直樹/
「大学の定義と学位, 学位コースの教育内容 (規定要因), 学位授与権・大学名称
の審査」渡邊恵子/
「ケーススタディ・アメリカ合衆国」森利枝/
「学位システムの国際比較 (ドイツ), 学位と課程」吉川裕美子
(学位システム研究会 WG 第2回研究会) (参加者8人)

[平成18年度]

- 平成18年6月7日 「高等教育の質保証—『保証すべき質』を考える視点—」前田早苗/
「学位システムの国際比較」村田直樹
(学位システム研究会 第4回研究会) (参加者13人)
- 6月27日 「学位授与授業の現状と課題」橋本弘信 (研究会)
- 9月21日 「学位システムの各国調査進捗状況報告」村田直樹/溝上智恵子/森利枝/
吉川裕美子 (学位システム研究会 WG 第3回研究会) (参加者6人)
- 12月19日 「エラスムス・ムンドゥス修士コースについて—フィンランドの視点から—」
ティモ・アーレヴァーラ (講演会) (参加者11人)
- 平成19年2月8日 「学位システムの各国調査進捗状況報告」村田直樹/溝上智恵子/森利枝/
吉川裕美子 (学位システム研究会 WG 第4回研究会) (参加者9人)
- 3月1日 「アメリカにおける汎大学学生調査—その構造と調査結果—」ジョン・H・
プライヤー (講演会)
- 3月20日 「工学系博士課程の制度の運用に関する国際比較」田中正人 (研究会)
- 3月27日 シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」
「アメリカ高等教育における履修単位移動プロセス」ジェリー・サリバン/
「ナショナル・ステューデント・クリアリングハウス: 背景とサービス」
ジェフリー・M・タナー/

- 「学生登録の管理と電子データ交換」モニク・L・スノーデン
 パネル・ディスカッション 司会：金子元久，上記3人の演者，吉川裕美子
 (公開シンポジウム) (参加者39人)
- 3月29日 「各国の学位システム調査の中関まとめ報告」村田直樹 (英国) / 森利枝・
 溝上智恵子 (米国) / 吉川裕美子 (ドイツ)
 (学位システム研究会 第5回研究会) (参加者16人)
- [平成19年度]
- 平成19年5月29日 「省庁大学校に対する教育の実施状況の審査の有効性を高めるために」神谷武志
 (研究会)
- 6月19日 「大学院の修了要件等に係る法令上の取扱いについて」六車正章 /
 「大学院の修了要件及び早期修了の実態調査について」田中正人 /
 「学位審査の省力化と質保証のバランスについて」濱中義隆
 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 第1回)
 (参加者11人)
- 6月25日 「学位授与授業の現況と課題」橋本弘信 (研究会)
- 9月14日 「学位及び大学に関する調査研究と研究課題」吉川裕美子
 (学位システム研究会 WG 第5回研究会) (参加者8人)
- 9月25日 「大学院教育問題を「実態」から考えるということ」濱中淳子
 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 第2回)
 (参加者9人)
- 10月2日 「大学院博士一貫教育プログラムー東京工業大学の取り組み」斎藤彬夫
 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 第3回)
 (参加者9人)
- 10月11日 「文部科学省委託事業『諸外国における共同学位に関する調査研究』実施の経緯」
 橋本弘信 /
 「諸外国における共同学位に関する調査研究の実施計画と海外の訪問調査機関の選
 定」森利枝 (平成19年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「諸外国におけ
 る共同学位に関する調査研究」研究会 第1回) (参加者7人)
- 11月5日 「学位システムの国際比較ー各国調査進捗状況の報告と調査項目の再検討」
 村田直樹 (英国) / 大場淳・夏目達也 (フランス) / 森利枝・溝上智恵子 (米国)
 / 吉川裕美子 (ドイツ) /
 「中央教育審議会大学分科会の審議状況と『学士課程教育の再構築に向けて』
 (審議経過報告) について」 / 鈴木敏之
 (学位システム研究会 第6回研究会) (参加者17人)
- 12月21日 「学位システムの国際比較ー各国調査進捗状況の報告」村田直樹 / 大場淳・
 夏目達也 / 森利枝・溝上智恵子 / 吉川裕美子
 (学位システム研究会 WG 第6回研究会) (参加者9人)
- 平成20年2月1日 「文部科学省委託事業『諸外国における共同学位に関する調査研究』の趣旨と
 『共同学部・共同大学院』制度 (案) について」井上卓己・桐生崇
 (平成19年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位
 に関する調査研究」研究会 第2回) (参加者8人)
- 2月22日 「英仏米独調査と学位システムの国際比較 (各国対照表) 作成の進捗状況報告」
 村田直樹 / 大場淳・夏目達也 / 森利枝・溝上智恵子 / 吉川裕美子
 (学位システム研究会 WG 第7回研究会) (参加者10人)
- 3月11日 「欧州高等教育圏における共同学位ー質保証の試み」ブルーノ・キュルヴァル /
 「共同学位をもつ機関のアクセディテーションーアメリカの視点」パトリア・
 オブライエン (講演会) (参加者35人)
- 3月24日 「フランスの高等教育と学位制度」ティエリー・マラン (講演会) (参加者19人)
- [平成20年度]
- 平成20年4月28日 「ドイツ・ミュンヘン工科大学における修士課程への進学状況および修了要件」
 橋本弘信 /
 「工学系修士の修了要件の実態調査報告」角田敏一 /
 「『修士課程教育の質保証と国際通用性』研究の進め方について」神谷武志
 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会
 平成20年度第1回) (参加者9人)
- 5月13日 噴霧燃焼研究の進展」角田敏一 (研究会)
- 6月26日 「英米仏独日の各国担当班による『学位システムの国際比較 (各国対照表)』暫定完
 成版の報告」村田直樹 / 溝上智恵子 / 大場淳・夏目達也 / 吉川裕美子 / 平野誠

	(学位システム研究会 WG 第8回研究会) (参加者9人)
6月30日	「学位授与授業の現況と課題」 瀧田佳子 (研究会)
7月9日	「工学系博士の学位の質保証」 田中正人 (研究会)
8月8日	「学位システムの国際比較－WG 研究成果報告」 村田直樹／大場淳・夏目達也／ 溝上智恵子／平野誠／吉川裕美子
	「学位と大学－学位システム研究会 WG 5か国調査成果比較私考」 吉川裕美子 (学位システム研究会 第7回研究会) (参加者18人)
10月14日	「日本と韓国の学位授与事業」 瀧田佳子／韓国平成教育振興院 (研究会) (参加者11人)
平成21年2月10日	「ヨーロッパにおける工学系学部・大学院教育プログラム及び学位システムの 動向調査」 角田敏一 (研究会)
2月12日	「『大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート』集計資料の検討」 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 平成20年度第2回) (参加者8人)
3月25日	「『大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート』回答集計の概要」 橋本弘信 (「転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性」研究会 平成20年度第3回) (参加者7人)
3月30日	「『学位システムの国際比較』まとめの方針について」 吉川裕美子 (学位システム研究会 WG 第9回研究会) (参加者10人)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、科学研究費補助金の獲得とその適切な執行を行っている。機構から学位審査研究部に関する研究について、申請を行い、採択を受け、科学研究費補助金が交付された。申請時には、説明会を開催し、申請手続上の留意点及び研究費執行上の注意点を説明するなど支援を行い、申請件数の増加を図るよう努めた。

このほか、平成16年度から文部科学省の在外研究員制度が廃止されたことに伴い、新たに「海外派遣研究員制度」を制定し、評価研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的として海外の教育研究等機関に派遣する制度を導入した。

なお、平成18年度より、機構長が定めた派遣テーマに沿って、職員を派遣する制度に見直し、中期計画を着実に実施することとした。

○研究活動の支援状況について

年度	科学研究費補助金				交付額 (万円)	海外派遣研究員制度	
	申請 (件)		採択 (件)			派遣者数	派遣先
	新規	継続	新規	継続			
平成16	2	1	1	1	300	0名	
平成17	3	1	0	1	320	0名	
平成18	5	1	2	1	590	1名	アメリカ
平成19	3	2	2	2	778	0名	
平成20	2	2	1	2	416	2名	ヨーロッパ

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
5 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

機構は、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理、提供業務として、大学関係者等のニーズを把握したうえで、①大学等の信頼性の高いデータよりなる大学情報データベースの構築と運用を中核に、②大学等での自己評価等の状況についての情報、③国内外の大学評価機関における評価の状況についての情報、④機構自体の実施する評価についての情報を体系的に収集、整理してデータベースとして提供し、大学等における自己評価や教育研究活動の改善等に役立てるとともに、機構の評価において活用し、また広く大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与する。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（1）

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

5 情報の収集、整理、提供

(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5（1）1）

① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースを構築する。そのために必要なソフトウェアを開発するとともにハードウェアの整備を行い、国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、毎年度定期的に情報の提供を受ける。

また、公私立大学については、各大学の要請を踏まえ情報の提供を受ける。

公開セミナー等を年1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

(1) 大学情報データベースの構築

大学情報データベースのシステム構築にあたっては、データ項目の構成、データ分析の内容及びデータ提供の方法等について、各評価事業の検討状況や大学関係者の意見及び要望等を可能な限り反映させながら、より活用度の高いものとなるよう、段階的に発展させていくこととしており、平成16年度は、データを収集及び蓄積するシステムの基幹的な部分を中心に構築を行った。

この構築にあたっては、説明会等を通じて国立大学等から得た意見及び要望等も踏まえ、大学情報データベースのシステム仕様について、仕様策定委員会（構成員：理事1人、評価研究部長、評価事業部長、評価研究部教員2人）を2回開催して検討を行い、平成17年度に予定しているシステムの試行運用の実施に向けて、ソフトウェアの開発及びハードウェアの調達を平成17年3月29日に完了した。その後、平成17、18年度の試行的運用と機能拡張・修正を経て、平成19年7月上旬より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。収集したデータを機構において集計し、国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用し、実績報告書の作成に資するよう、整理・分析を行い、12月から各国立大学法人等に提供を行った。

（2）大学情報データベースシステムの試行的運用

大学情報データベースの試行的運用については、機構が収集する情報の内容に関して、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価に関する平成18年度の検討状況も十分踏まえる必要があることから、完成されたシステムの試行的運用ではなく、「大学情報データベースの試行的構築」として、20の国立大学法人の協力を得て、平成17年度に、平成16年度に開発したシステムの基幹的な部分に関するソフトウェア及びハードウェアの動作状況などについて検証を行った。

この試行的構築を通じて、協力法人から出されたデータ項目の構成や、データ提供の方法等についての意見・要望を踏まえ、ソフトウェアの機能拡張・修正、ハードウェア構成の見直しなど、必要となる措置を行った。

（3）大学情報データベースソフトウェアの機能拡張・修正等

平成18年度には、平成17年度に引き続き、「試行的構築」協力法人と連携・協力を図りながら、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえ、情報の整理・提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正等必要となる措置を行った。

機能拡張・修正等を行うにあたり、機構での検討状況について「試行的構築」協力法人に対して意見照会を行い、得られた意見・要望等も踏まえ、必要となる措置を行った。

- ① 中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への活用を念頭に、国立大学法人等の利便性を考慮し、複数年度のデータの入力・修正等を行える機能修正を行った。
- ② 入力したデータを機構において集計し、各国立大学法人等及び機構の評価担当者へ提供する機能追加・ハードウェアの整備を行った。将来的に集計・提供する情報の範囲の変更が容易に行え、指標の追加・修正を行える点を考慮した開発を行った。
- ③ 入力したデータの確認・修正等を行う際の利便性を向上させるため、システムの各種機能の強化やデータ登録・修正等を容易に行える機能修正等を行った。

（4）説明会等の実施

大学情報データベース構築に関する大学関係者の理解の増進を図るため、平成16年8月3日に「大学情報データベース構築に関する説明会」を実施し、（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を中心に96機関、313人が参加）大学情報データベースの目的、概略及びデータ項目等についての説明並びに意見交換を行った。

また、説明会に先立ち、機構の担当教職員が7国立大学の評価担当理事及び教職員等を訪問し、大学情報データベースの概略に関する説明及びこれに対する意見聴取を行い、これらの意見等も検討に活用した。

このほか、国立大学協会大学評価委員会に対して随時検討状況を説明するなど、大学関係者との意見交換を行い、大学情報データベースに対する理解の増進に努めた。

平成17年度は、平成18年3月30日、東京大学において「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を実施した（国立大学法人を中心に、79機関、156人が参加）。このセミナーでは、大学等と共通理解を図ることなどを目的に、①上記の協力法人のうち、電気通信大学、富山大学、大阪大学及び岡山大学から、それぞれの大学におけるデータベースへの取組や活用事例などの報告、意見交換を行い、②機構から、大学情報データベースの「試行的構築」の状況について報告、意見交換等を行った。

また、「試行的構築」への協力法人に対しては、協力を依頼するにあたり、当該法人を訪問し、「試行的構築」の趣旨などについて説明（21機関）を行った。協力法人以外の法人であっても、当該法人の求めに応じて情報提供を行うなど、大学情報データベースに対する理解の増進に努めた。

平成18年度は、各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めるために、平成19年2月14日、一橋記念講堂においてセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を実施した（国立大学法人を中心に、93機関、292人が参加）。このセミナーでは、①大学情報データベースの構築目的等の概要や、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価（各国立大学法人等での自己評価も含む）への活用を事例を挙げて説明するなど、データベースの活用方法等を今後のスケジュールを含めて説明、意見交換を行い、②「試行的構築」協力法人のうち、福島大学、上越教育大学及び岡山大学から、試行的構築に参加した上での大学情報データベースへの意見・要望について発表していただき、ソフトウェアの機能拡張等に反映させた。今後、特に集計・提供に関する検討に資することを目的とし、セミナーにおいて説明を行った大学情報データベースの概要等について全国立大学法人等にアンケート調査を実施し、意見・要望等を伺った。

また、文部科学省が平成19年2月に国立大学法人の評価実務担当者を対象に開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等でも、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への大学情報データベースの活用について情報提供を行い、意見を聴取した。

平成19年度は、各国立大学法人等に大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成19年7月3日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した（国立大学法人及び大学共同利用機関法人全91法人から296人が参加）。同説明会では、大学情報データベースの概要及び具体的な内容について説明を行うとともに、入力方法について、実際の操作画面により、デモンストレーションを行いながら説明を行った。平成19年5月に開催した「中期目標期間の評価に関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価における大学情報データベースの目的・役割について説明を行った。

平成20年度は、国公立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評

価のための戦略的なデータ活用」を開催した（国立大学法人等から192人，公私立大学から145人が参加）。同セミナーでは，大学情報データベースの法人評価への活用について報告し，海外での大学データベースの活用事例を紹介した後，国立大学や私立大学でのデータベース構築事例についての講演を行い，講演者を中心としたパネルディスカッションにより参加者と情報交換を行うとともに，アンケートを実施して各大学の要望等について確認した。また，公私立大学については，当該アンケートにより各大学の情報提供の要請の確認を行った。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－５（１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－５（１）１）

② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、情報の整理・分析を行う。

平成16年8月3日開催の「大学情報データベース構築に関する説明会」において参加者から寄せられた意見や、データ項目等に関する国立大学等への意見照会により得た回答などを踏まえ、機構が収集すべき情報についての考え方を整理するとともに、データ項目の精査を行った。その際、「機構が行う評価における活用」という視点を重視し、平成12年度着手以降の3回にわたる試行的評価によって得られた経験及び知識を活用し、国立大学法人等の中期目標及び中期計画の記述や、機構の認証評価基準なども踏まえ、検討を行った。

また、科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクターや国立大学財務・経営センターの国立大学法人財務・経営情報提供システム、大学入試センターのハートシステム等、大学情報を取り扱う他機関の状況を調査し、必要に応じてこれら機関と情報交換を行う一方、文部科学省及び国立大学協会とも、データ収集の在り方やその内容等に関して検討及び協議していくことで共通理解を図った。

平成17年度は、平成16年度に実施した「大学情報データベース構築に関する説明会」やデータ項目等に関する国立大学法人等への意見照会により得た回答などを踏まえて検討を行ったデータ項目の整理状況について、「大学情報データベースの試行的構築への協力に関する意向について（照会）」（平成17年10月31日 評学機構評3第3号）の添付資料として、各国立大学法人等に情報を提供した。

機構が収集する情報の内容については、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の審議の過程で示された「機構が評価を行う上で共通して不可欠であると判断する基本的な事項」を踏まえ、大学情報データベースのデータ項目の検討を行った。

また、評価への活用や大学が他機関に提供しているデータとの調整を念頭に置いた「大学情報データベースの試行的構築」の協力法人からのデータ項目に対する意見・要望を基に検討を行った。

平成18年度は、各大学の自己点検・評価への活用及び機構の評価の公正性・透明性を確保するための客観的な基礎情報としての活用を可能とするデータベースを試行的に構築した。

データ項目については、他機関が実施する調査との整合性の確保、作業負担軽減のための集計単位及び定義付けの見直しなど、試行的構築及びアンケート調査を通じて得られた協力法人からの意見を踏まえて精選した。特に、国立大学法人評価で示す資料・データの例との整合性を踏まえて、検討を行った。

平成19、20年度は、各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し、各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用できるよう、また、実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行った。

また、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析を行った。

さらに、大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するための整理・分析の方法について検討を行った。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5（1）1）

③ 上記で収集・整理された情報を、機構の評価において評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。

平成19年度に、整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるよう、12月から各国立大学法人等に提供を行うとともに、機構の評価担当者への情報の提供方法について、検討を行った。また、収集した情報の社会への提供方法・内容等について、検討を行った。

平成20年度は、整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるよう、7月及び1月に提供を行い、機構の評価担当者へ6月及び7月に提供を行った。また、収集した情報を国民各層が利用しやすいように、提供方法・提供内容等について検討し、3月に機構のホームページに掲載した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5（1）1）

④ 上記①から③の情報収集・提供事業を円滑に実施するために、セキュリティに十分配慮しつつ情報基盤の強化を図り、外部接続回線の増強を図る。

平成16年度に、大学情報データベースの構築及び外部回線との接続にあたっては、サーバ・データベース面、ネットワーク面の両面から情報基盤の強化を実施した。

サーバ・データベース面においては、適切なユーザ管理機能や、想定される各種障害に備えたデータの自動バックアップ機能を実装するとともに、ウィルス対策ソフトウェアの導入や必要に応じてデータの暗号化を施すなど、セキュリティへも配慮した所要の措置を講じた。

さらに、機能を継続させる上で特に重要なデータベースサーバについては、障害が発生した場合に同期をとっている代替サーバに処理やデータを引き継ぐことで、サーバの様々な障害や予防保守に伴う機能の停止を最小限に止め、機能を継続できるよう可用性の向上に向けた構成とした。ウェブサーバについては、負荷分散装置による冗長構成を導入し、データベースサーバ同様、耐障害性、可用性を高めた。

ネットワーク面においては、前述の負荷分散、冗長構成による耐障害性、可用性の向上のほか、監視機構をより強化するとともに、不正アクセスを検知して規制する侵入防御システム（IPS）を導入し、一層のセキュリティ対策を講じて情報基盤の強化を行った。

さらに平成17年度に、「大学情報データベースの試行的構築」を通じて、協力法人が大学情報データベースシステムにアクセスし、データをアップロードする際の外部接続回線の負荷を、実際の運用時も想定しながら確認した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5（1）1）

⑤ 大学情報データベースシステムの運用開始後のウェブサイトのアクセス件数について、毎年10%以上の増加となるように、情報提供の充実を図る。

平成20年度に、7月及び1月に国立大学法人等に、6月及び7月に機構の評価者に情報提供したことにより、昨年度のアクセス件数4,013件に対し、今年度6,259件と55.97%増加した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－５（１）

〔中期計画〕 Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

５ 情報の収集、整理、提供

（１）評価に関する情報の収集、整理、提供

２）国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－５（１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－５（１）２）

① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理、提供する。

機構では、大学評価事業の参考とするため、各大学等に対し、自己点検評価に関する報告書等について送付いただくようお願いしており、以下の自己点検評価・外部評価に関する報告書の送付があった。

○ 国内大学等から送付のあった自己点検評価報告書及び外部評価報告書

	16年度		17年度		18年度	
	当該年度	累計	当該年度	累計	当該年度	累計
合計	168	2,928	345	3,273	54	3,327

これらの大学等から送付のあった自己点検評価報告書等は、リスト化して図書資料室に保管し、教員の研究や機構内における評価方法の検討などの際に適宜利用してきた。

これらの資料をより効果的に整理・活用できるようにするため、平成16年8月から図書資料室において、「蔵書目録検索（OPAC）」及び「図書管理システムによる貸し出し・返却手続」の運用を開始した。この「蔵書目録検索（OPAC）」の稼働により、機構が所蔵する蔵書の検索が機構内の各個人の端末から行うことが可能となり、業務の効率化につながった。

また、平成17年度から、情報提供のため、自己点検評価及び外部評価を含む教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイト上で公開した。

上記のように大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報について、評価報告書等の収集、整理を中心に実施してきたところであるが、大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには、より情報の提供に重心をおく必要があることから、平成18年度から、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。

「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担う、リンク集を中核とするサイトで、このほかに機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに適った形で提供することを目指している。

また、本ポータルサイトの構築にあたっては、平成17年3月14日付け文部科学省高等教育局長通知（16文科高第958号）をはじめ関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること、また、平成17年10月に機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果において、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の約8割が公開されており、ウェブサイトにおける公開も年々増加していることから、機構において各大学等の情報の積極的な提供の支援を行う必要があるとの観点から構築に着手した。

平成18年度に、大学評価情報ポータルサイトのサンプルページを作成し、機構のウェブサイト上で公開するとともに、平成18年度から平成20年度にかけて平成19年2月に、各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を發出し、「機関別情報」に掲載する情報の収集、整理を行った。

なお、大学評価情報ポータルサイトの構築により、大学等の自己点検・評価及び外部評価の情報は本サイトを通じて収集、整理、提供することが可能となるが、大学等から提供される自己点検・評価報告書及び外部評価報告書等の刊行物については、引き続き受入れ、リスト化を行う。平成19年度においては、前年度の蓄積を基に改めて各大学等に対して情報提供を依頼し掲載する情報の収集、整理するとともに、利用者の利便性などに配慮したシステム構築を行い、平成19年11月に本格的に運用及び公開を行った。

【参照】 大学情報ポータルサイト (<http://portal.niad.ac.jp/>)



○ 大学評価ポータルサイトのアクセス件数（平成19年10月～） (件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
19							12,235	58,488	19,524	12,267	11,825	13,612	127,951
20	13,318	11,176	22,367	35,293	17,587	12,597	16,094	13,892	11,505	12,731	12,832	14,353	193,745

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5（1）2）

② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理、提供する。

（1）国内の高等教育に関する評価機関の情報の収集、整理

平成16年度は、認証評価制度の導入に伴い、また平成17年度は、認証評価等の本格的な実施にあたって、国内外の高等教育に関する評価機関の情報の収集、整理を目的として、各評価機関と定期的に意見交換を行いつつ、大学評価における具体的な課題等について情報交換等を行った。

平成16年度からは、認証評価の円滑な実施のため、国内の高等教育に関する評価機関と定期的に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催した。（4，6，10，1月の全4回）

また、大学評価をより実効性のあるものとして実施するために必要な情報の収集を目的として、大学基準協会等、各評価機関が主催するセミナー等に参加し、当該機関における評価に関する最新状況についての情報を収集した。

平成19,20年度には、引き続き上記連絡会で実施する評価についての情報収集及び提供、今後の評価の円滑な実施のための検討を行った。

平成20年度には各認証評価機関間の連携方策について検討するWGを機構の提案により立ち上げ、今後の具体的方策について検討を進めることとした。

なお、参加した説明会等の概要については、機構内電子掲示板上で閲覧できるように随時整理、掲載し、18年度からは、これらの評価機関とウェブサイト上で相互にリンクを貼り、情報提供に供している。

平成18年度にはまた、平成20年2月に機構主催で実施を予定しているAPQN年次総会の実施に先立ち、APQN（Asia Pacific Quality Network）の機構以外の正規会員機関である大学基準協会及び日本技術者教育認定機構を含めて「APQN 総会国内準備委員会」を発足させ、緊密な連携のもと準備を進め、その検討過程で、各機関における国際的質保証に関する取組等についての意見交換を行った。平成19年度は同委員会を通じた年次総会開催時のプログラム原案の作成等を通じて国内外の評価質保証に関する調査・研究に関する情報を収集した。

（2）国外の高等教育に関する評価機関の情報の収集、整理

平成16年度には、認証評価等の本格的な実施を控え、機構の評価業務の質の向上に資することを目的として、ウェブサイト等による情報の収集に加え、以下の機関へ教職員を派遣し、諸外国の優れた評価機関等の知識や経験、活動状況などについて情報を収集した。

① オランダ：

（教育文化科学省）

MINOCW(Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap)

（大学認証機関）

NVAO(Netherlands-Flemish Accreditation Organisation)

(大学評価機関)

QANU(Quality Assurance Netherlands Universities)

② アメリカ :

(ニューイングランド地区基準協会)

New England Association of School and Colleges

平成17年度は、認証評価等の本格的な実施にあたって、機構の評価業務の質の向上に資することを目的として、ウェブサイト等による情報の収集に加え、下記の機関への訪問調査を実施し、当該国の評価に関する情報の収集並びに高等教育に関する評価についての意見交換を実施した。これにより、海外の評価機関の情報を機構内部で共有するとともに、専門職大学院(法科大学院を含む)の評価についての検討に反映させた。

収集した情報を順次整理し、平成17年度においては、中国、台湾における大学評価に関する情報を和訳したもの、また『国境を越えた高等教育の質保証のためのガイドライン』(UNESCO / OECD)、『欧州の高等教育分野における質保証基準及びガイドライン』などの重要度の高いと思われる情報を機構内電子掲示板に掲載した。

平成18年度は、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入れにより、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。また、INQAAHE (International Network for Quality Agencies in Higher Education) など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。

収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構のウェブサイトまたは機構内電子掲示板へ掲載し、機構の行う評価事業への活用に供した。

機構外への情報提供としては、上記の評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入れ状況を機構ニュースにより発信したほか、公開フォーラム、シンポジウムを実施し、資料等をウェブサイトに掲載した。また、平成17年度以降、機構のウェブサイト上で公開しているリンク集「世界の高等教育に関する評価機関」について、適宜リンクメンテナンスを実施するとともに、主要な評価機関及び当該機関における評価の状況がより把握しやすいように、本リンク集の再整理を行うべく作業を進めた。

そして、特に、平成18年度に、英国のQAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education : 高等教育質保証機構) と、平成19年2月に日英両国の大学評価、高等教育質保証に関する覚書(MoU)を締結、両機関の有する情報の交換を定期的に行うこととし、継続的かつ広範な情報収集を行う体制を確立した。

平成19年度は、平成20年2月に、34カ国・地域から127人(うち国外からは86人)の参加を得て、機構主催でAPQNの年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行うとともに、平成19年2月に英国のQAAとのMoU締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとのMoU締結による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実に図ることにより海外評価機関等に関する情報収集のための協力関係構築を図った。

平成20年度は、さらに評価機関関係者等との個別協議(2カ国2機関)も行い、評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。機構の評価事業の改善向上や今後

の業務方針の策定，及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として，平成20年度に新たに，我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度，評価機関等に関する調査を行った。公的機関が発信するウェブページから関連情報の収集を行い，国ごとの概要資料「諸外国の質保証システム」として整理した上で，英国の QAA や中国教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関をはじめ，国外の質保証機関や質保証ネットワーク，在日大使館等に内容確認や情報提供等により本調査への協力を得た。また，評価機関等への訪問や国際会議を通じて入手した情報も適宜当該資料に反映させた。日本のほか，米国，英国，オーストラリア，及び中国を調査対象として情報収集・整理を行った。今後は内容が確定したものから順次情報発信していくこととしている。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－５（１）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－５（１）２）

③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理、提供する。

（１）刊行物の収集について

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物についての収集状況は、下記のとおりであり、これらの刊行物の収集については、国立大学法人等に対して「教育研究活動に関する刊行物調査について（依頼）」を送付し、各機関の教育研究活動に関する刊行物の発行状況及び所在等に関するリストを収集するとともに、「学生履修便覧等の資料提供について（依頼）」及び「学位に付記する専攻分野の名称調査及び科目等履修生制度の開設状況調査等並びに学生履修便覧等の資料提供について（依頼）」を送付し、各機関から関連資料を収集した。

収集した資料については、順次リスト化し、図書資料室で整理保管するとともに、平成16年8月から運用を開始した「蔵書目録検索（OPAC）」により機構内の各個人の端末から検索できるようにした。

また、平成17年度から、情報提供のため、教育研究活動に関する刊行物調査の集計結果を機構のウェブサイト上で公開した。また、「図書管理システムによる貸し出し・返却手続」により、高等専門学校の試行的評価等に積極的に活用した。

なお、機構の図書等蔵書については、国立情報学研究所の「NACSIS-CAT」利用機関として登録し、「蔵書目録データベース」として順次登録を行っており、機構外部へも情報提供している。

（２）大学評価情報ポータルサイトについて

機構では、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物及び刊行物の所在に関する情報について、調査を通じて収集、整理を中心に実施してきたところであるが、大学等及び社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには、より情報の提供に重心をおく必要があることから、平成18年度から、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。

「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担うサイトで、リンク集を中核とするサイトで、このほかに機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに適った形で提供することを目指している。

なお、刊行物自体の収集については、大学から提供のあった研究紀要等を受入れるとともに、シラバス等については、平成18年8月25日付けで「学生履修便覧等の資料提供について（依頼）」を送付し、各機関から関連資料を収集、整理し、情報提供を行った。

④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理、提供する。

（1）国内の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理、提供

機構の調査研究事業や、他の評価機関が開催するセミナー等への積極的な参加によって、国内の評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。これらの情報と併せて、収集した大学等の自己点検評価書や研究紀要等の文献資料からも、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。さらに、平成16年度においては、従前から別々に刊行していた「学位研究」及び「大学評価」を学術誌『大学評価・学位研究』として統合し、第1号を刊行した。その際、従前は機構内部に限られていた投稿者について、広く自由投稿を可能とするなど、幅広く情報や成果の収集を行うことができるよう、体制整備を行った。

『大学評価・学位研究』において、外部研究者等から投稿があり、評価に関する幅広い情報や成果を収集できた。

また、平成20年度は、平成20年7月に機構が主催した大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」の講演者等の発表資料を機構のウェブサイトにて公開した。

（2）国外の評価に関する調査・研究に関する情報収集、整理、提供

高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク（INQAAHE）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク（APQN）、経済協力開発機構（OECD）及び高等教育ア krediyasyon 協会（CHEA）等が主催するワークショップやカンファレンス等に参加し、各国機関の調査・研究についての情報を収集した。

収集した情報は、評価研究部が実施する調査研究会などの調査研究事業に活用したほか、研究成果として、調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。

また、機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定、及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として、平成20年度に新たに開始した、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査を進めるなかで、国際会議等で得た情報を参照するとともに、調査結果として作成している各国の概要資料の中に適宜反映させた。今後は、本資料の公開を通じて当該収集情報を提供することとしている。

平成19年度には、平成20年2月に機構主催にて実施した APQN の年次総会において、APQN 正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、年次総会開催時のプログラム原案の作成等を通じて国内外の評価・質保証に関する調査・研究に関する情報を収集した。

なお、本総会時に発表された総会参加者の発表資料等は APQN 事務局と連携の上 APQN のウェブページに掲載するための準備を進めた。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5（1）2）

⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

平成17年度に、機構の「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を英訳し、機構の英語版ウェブサイトにも掲載した。また、機構が行う大学評価や我が国の大学評価制度等に関する英文説明資料（英文概要及びプレゼンテーション資料）を作成し、国際会議や、諸外国・地域の評価機関訪問、関係者の招へい及び来訪者対応等の場で活用し、情報提供を行った。

平成18年3月に実施された APQN 総会においては、これら資料に基づき、機構長が自ら機構の実施する評価制度等について説明を行うなど、我が国を代表する評価機関として、我が国の大学評価に関する情報の発信に努めた。

また、平成18年度には、我が国の大学評価について大学評価関係者及び広く国民の理解を得るため、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行った上、英訳版原案を作成した。

さらに、日本の大学評価制度や動向を英語により提供する際、現状では用語の統一がとられていないことから、大学評価を中心とした高等教育の質保証関係の用語集の作成に着手した。平成18年度においては、英語版用語集作成のための日本語版原案を作成した。

このほか、英文ウェブサイトによる情報提供の充実を図るため、機構の英文ウェブサイトのリニューアルを実施するとともに、機構の大学評価に関する国際連携活動に関する情報を中心にコンテンツを充実させた。

平成19年度には、我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して情報発信するという観点から、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行い、「Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan」（英訳版）を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイトで公表した。

併せて、我が国の高等教育制度の概要などを含めた機構の評価事業を中心とした海外への説明資料として、「Overview of NIAD-UE」を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイトで公表した。

また、高等教育の質保証に関する情報発信を通じて評価制度への理解を深め、諸外国への情報発信を通じて評価制度への理解を深めるとともに、諸外国への情報発信を通じて質保証に関する国際連携活動を推進するため、平成19年2月に MoU を締結した QAA との協力活動の一環として、「Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education」（高等教育に関する質保証関係用語集）を平成19年11月に完成させ、機構のウェブサイト上で公表した。

本冊子は、国内関係機関の質保証に関する理解の促進につながるるとともに、協力機関である QAA との相互理解のみならず、広く英語圏の高等教育関係者からの反響も大きく、海外での我が国の高等教育への理解促進に広く貢献した。これらの英語版の資料に関しては、平成20年2月に機構が主催して開催された APQN 年次総会において参加者へ配布するなど広く海外の評価機関、高等教育関係機関等へ配布し、機構及び我が国の高等教育への理解促進を図った。

平成20年度には、我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して継続かつ適確に情報発信するという観点から、機構が平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集（初版）を基礎として、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信業務を順次進めた。

インフォメーションパッケージとは、「高等教育に関する質保証関係用語集」及び「諸外国の質保証システムの概要」に加え、評価に関する具体的な情報として、機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準（英訳版）をひとつのパッケージとして一元的に発信するものである。国外の質保証機関等との連携協力に際し、国境や言語の壁を越えて効果的な連携協力を実現するためには、背景となる歴史等を含めた高等教育質保証のシステムについて、当該国同士の相互理解を高めることが不可欠である。このことから機構では、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、インフォメーションパッケージの作成を行うこととしたものである。パッケージの各構成資料については、それぞれの収録情報の性質や範囲に応じた実施体制を機構内に整備するとともに、英国の QAA 及び中国教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関をはじめとする国内外の関係機関の協力を得て作成にあたった。「高等教育に関する質保証関係用語集」は、はじめに平成19年度に作成した用語集初版に対する意見募集を国内外の高等教育関係者に対して行った。寄せられた意見や指摘を踏まえ、また大学設置基準等の法令改正や高等教育の動向等に基づき、収録用語・定義の修正や新規収録を適宜行い、「高等教育に関する質保証関係用語集第2版」（案）としてとりまとめた。

また、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報は、「諸外国の質保証システムの概要（日本版）」として、日本語・英語の2か国語により収集・整理した。

機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準は、平成19年度に作成した用語集初版を踏まえて英訳作業を進め、機構内や関係機関への意見照会を経て、平成21年3月に完成した。

本パッケージの完成後は、国外の評価機関等との連携協力の場面で活用するとともに、相互理解を図るための有用なツールとして、国内外に広く紹介していくこととしている。すでに、平成21年3月の APQN2009総会の分科会において本パッケージの発表を行ったが、優れた取組として英国の QAA をはじめ様々な国・地域で認知されており、なかには見本として自国の用語集を作成したいとの意向を示す機関もあるなど、本パッケージに対して大きな反響を得ているところである。今後も引き続き本パッケージを柱として、機構の評価事業を含む我が国の大学評価に関する情報について外国語による発信の充実に努めていくこととしている。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
5 情報の収集、整理、提供

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

多様な学習機会を求める者へ効果的な情報提供を行う。

科目等履修生制度について、その開設状況の把握と情報提供を行うとともに、短期大学、高等専門学校の認定専攻科に関する情報を整理し提供する。

(1) 及び(2)について、外部の有識者からなる検証組織において、検証を実施し、おおむね適切に実施されているという評価を得る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5 (2)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5 (2)

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5 (2)

① 毎年度、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

(1) 「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、毎年度、各国公私立大学に対し、翌年度における科目等履修生制度を利用した開設予定科目の調査を実施した。各大学からの調査結果をとりまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を発行し、全国の国公立大学、短期大学、高等専門学校及び放送大学（学習センター等を含む）並びに都道府県の教育委員会及び公立図書館等の行政機関に送付したほか、申請者からの個別の請求にも対応した。なお、平成18年度から最新の情報を公開するため、調査時期を従来の10月下旬から、多くの大学において科目等履修生制度が決定される11月下旬に変更し、1月下旬に公開した。

なお、各大学からの調査結果をとりまとめた「科目等履修生制度の開設大学一覧」については、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

(2) ウェブサイトでの公開

「科目等履修生制度の開設大学一覧」を、利用者の利便のため機構のウェブサイトで公開した。

○ 科目等履修生制度の開設大学一覧のアクセス数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16	13,401	10,934	7,111	5,088	5,620	11,148	9,261	9,376	8,347	11,704	8,824	10,312	111,126
17	7,617	5,161	5,894	6,519	9,197	7,970	7,220	6,906	4,626	7,980	8,480	10,372	87,942
18	7,069	5,807	5,168	5,961	4,652	6,665	6,589	6,580	5,490	7,586	9,083	9,600	80,250
19	10,290	8,104	8,988	10,697	7,784	5,586	5,354	8,085	8,574	10,774	8,971	8,081	101,288
20	5,204	4,858	5,808	5,980	4,586	4,072	3,649	3,117	3,561	5,235	5,271	4,159	55,500

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－５（２）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－５（２）

② 毎年度、「大学評価・学位授与機構認定 短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

(1) 「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、機構が認定する国公立短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、翌年度における「専攻科・専攻情報」及び「学生募集の概要」の調査を実施した。

各専攻科からの調査結果をとりまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、各国公立短期大学及び高等専門学校に送付したほか、申請者からの個別の請求（例年約150部）にも対応した。なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起らないよう配慮した。

○調査について

	調査依頼日	回答期限
16年度	平成16年4月14日	平成16年10月15日
17年度	平成17年4月7日	平成17年5月9日
18年度	平成18年4月19日	平成18年5月9日
19年度	平成19年4月26日	平成19年5月18日
20年度	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(2) ウェブサイトへの公開状況

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を電子文書化したものを機構のウェブサイトにて公開している。

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり。

○ 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧のアクセス数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16年度	1,191	1,788	2,126	2,094	2,267	2,464	1,785	1,210	1,080	1,354	1,404	1,340	20,103
17年度	1,254	1,071	1,236	1,218	1,297	1,066	931	799	299	363	341	226	10,101
18年度	151	426	374	503	2,905	2,623	2,284	1,801	1,386	2,004	2,450	2,509	19,416
19年度	2,247	2,472	2,802	3,050	4,344	3,138	2,501	2,079	2,652	3,049	2,971	2,036	33,341
20年度	1,548	1,781	1,935	2,095	3,375	3,450	2,406	1,704	1,235	1,212	1,519	1,640	23,900

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－５（２）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－５（２）

③ 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に大学情報データベースシステムを活用する。

大学情報データベースシステムを活用しての情報提供については、システム構築の当初段階において国公立大学で開設している授業科目や、科目等履修生制度等に関する情報がデータ項目として検討されており、これらのデータの学位授与審査への活用や学修者への提供を検討していたものであるが、同システムの実施段階において、大学等の負担を考慮し、最低限のデータ項目に厳選することとなり、開設授業科目等に関するデータは収集しないこととなったため、同システムを活用した情報の提供は行っていない。

しかしながら、それに代わる情報提供の手段として、科目等履修生制度の開設状況に関する情報を収集、整理し、「科目等履修生制度の開設大学一覧」としてとりまとめ、情報の提供を行った。

また、学習の機会に関する情報提供の一つとして、機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科についても、「短期大学・高等専門学校専攻科一覧」としてとりまとめ、情報の提供を行った。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－5（2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－5（2）

④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイト構築のために、ページの構成及び内容などについて改善・充実した。

具体的には、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した形で掲載し、「基礎資格の確認」、「単位の修得」、「レポート作成」、「申請」、「試験」、「機構での審査」及び「合格後の学位取得」の各段階ごとに、詳細な説明を加えるとともに、FAQ（Q&A）を充実することで、利用者がより分かりやすいように工夫した。

また、平成17年度からは、短期大学・高等専門学校専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例などの情報を電子媒体で提供するため、記入例などをまとめた手引をウェブサイトに掲載した。

さらに、学習情報の提供の一環として、「短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等への学位授与者数」、「学位授与者数の推移」、「基礎資格別学位授与者数の内訳」、「認定専攻科数一覧」、「分野別認定専攻科専攻数」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程一覧」、「機構認定の教育施設（各省庁大学校）修了者への学位授与者数」及び「機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図」などの学位授与に関する各種資料をウェブサイトで積極的に公開した。学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり。

○ 学位授与事業関係のアクセス数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16	43,726	35,952	35,219	42,254	48,853	64,400	47,381	39,599	38,067	50,104	52,077	52,850	550,482
17	39,053	29,626	33,484	35,745	41,796	45,114	28,679	27,771	25,709	47,350	49,627	61,705	465,659
18	44,175	39,678	34,814	40,211	43,079	56,462	41,294	34,930	35,138	39,690	50,315	53,920	513,706
19	43,095	42,834	41,883	49,193	47,602	52,534	40,499	36,307	40,673	51,233	53,103	54,357	553,313
20	40,345	35,340	33,944	37,371	38,214	44,250	35,548	28,963	30,293	37,057	44,949	45,974	452,248

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

国内の他の評価機関との連携協力を進めることにより、評価事業の円滑な実施等を図る。また、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との協力体制、ネットワークを構築し情報の共有等を行うことにより、評価システム及び学位授与システムの改善・充実や評価の国際的な通用力の確保を図る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（1）

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

6 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（1）

- ① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。

平成16年4月から新たに導入された認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構の4機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、幹事持ち回りにより開催された。（毎年度4回開催、ただし平成17年度は3回）

連絡会では、認証評価の方法について各機関が国公立の設置形態の違いによる各大学等の個性や特色が十分発揮できるような評価をどう実施していくか、又は公共的な機関として教育研究活動の状況をどのように社会に示していくか等について意見交換を行い、評価基準や評価方法等の今後の検討に役立てるとともに、評価の体制に関しても多くの評価員（大学等関係者及び学識者等）が必要となるが、現場の教育研究活動等に支障を生じないよう評価員の育成・確保をどのように考えていったらよいかなど、認証評価制度を進めるための諸課題についての意見交換が行われた。

この連絡会において、機構としては、各機関からの情報等を収集し、それらの情報について、機構内の評価事業の検討における参考とするとともに、我が国の大学等に対する第三者評価の

発展に先導的な役割を担うべき機構の性格を十分に念頭に置きつつ、これまで実施してきた試行的評価の検証結果を踏まえ、各評価機関に対し、具体的に評価を実施する際の評価部会の構成、及び具体的評価の方法等、機構が持つ評価のノウハウ等について各評価機関が行う評価に資するよう積極的に情報提供を行った。

平成20年度には、認証評価機関間の連携に関し、機構の提案で WG を立ち上げ21年度に向けて具体的方策の検討を開始することとしている。

また、平成17年度からは、各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員等が相互に講演するなどにより、評価機関間の連携協力の強化を図った。なお、認証評価以外の活動としては、平成20年2月に機構主催にて実施した APQN の年次総会において、APQN 正会員である財団大学法人基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下 APQN 総会開催のための国内実施委員会を組織し、APQN 総会の実施を行った。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（1）

② INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) に参加し、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図る。

1 実施状況

(1) 高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク (INQAAHE) 及びアジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク (APQN)

INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) は、世界レベルで日進月歩する高等教育の質の評価、改善及び維持についての理論、実践に係る情報共有を目的として1991年（平成3年）に設立された組織で、69カ国・地域166機関の会員を擁する世界的な組織である。

平成16年度においては、INQAAHE の理事(委員長：Richard Lewis, United Kingdom：メンバー7人)として、我が国で唯一、木村機構長（当時）が選出された。

APQN (Asia-pacific Quality Network) は、INQAAHE の下、アジア太平洋地域40カ国以上の高等教育の質の維持を目指す組織として平成15年（2003年）に設立された。機構は、平成17年（2005年）に APQN の正会員登録を行った。

(2) 国際的な高等教育の質の保証に関する諸機関との議論への参画

① INQAAHE

平成17年3月29日から4月1日にかけてウエリントン（ニュージーランド）において、国際会議が実施され、木村機構長（当時）をはじめとする6人の機構職員が参加し、機構が平成15年度までに実施した試行的評価の検証結果の報告や日英高等教育に関する協力プログラムの実施報告等、日本における高等教育の質保証の現状について発表を行った。18年度以降も積極的に会議等に参加している。

② APQN

INQAAHE に併せて開催された APQN（アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク）において、新たに同ネットワークの理事に機構教員が選任されるなど、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関等との情報の共有、協力体制の構築等を図った。

平成17年度には、アジア太平洋地域での我が国がリーダーシップを発揮するべく機構教員が理事として活動するとともに、同ネットワークが運営するコンサルタント・レビューアーデータベースにレビューアーとして3人の機構教員の登録を行った。また、APQN のフォーラム（12月）及び総会（3月）への参加を積極的に行った。特に3月に実施された APQN 総会では、機構教員が大学評価データベースについて発表を行うとともに、機構長が機構の実施した評価の制度等について説明を行うなど、我が国を代表する評価機関として我が国

の評価に関する情報の発信に努めた。

また、機構は APQN でリーダーシップを発揮するべく総会開催地の立候補を行い、3月の総会において平成20年（2008年）の日本における総会開催が承認されたことに伴い、平成18年9月に「2008APQN 総会国内準備委員会」を設置、平成19年2月の2007総会（マレーシア・クアラルンプール）において、「2008APQN 総会実施準備委員会」を組織するとともに、機構長が2008総会開催のPRを行った。

そして、平成20年2月に、アジア・太平洋地域の質保証ネットワークである APQN の年次総会及びシンポジウムを機構が主催し実施した。年次総会は、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て実施し、機構から「我が国の高等教育の質保証の理解の促進」等について発表を行った。また、シンポジウムのテーマは、「大学とは何かー質保証の観点からー」であり、参加者は282人と多く、反響が大きく、かつ、好評であった。

平成21年3月に開催された APQN の年次総会では、機構から日本の高等教育機関における経営手法に関する調査結果の発表を中心としたプレゼンテーション、及びインフォメーションパッケージ・プロジェクトについての2件の分科会発表を行い、情報収集のみならず国外に向けて機構の評価に関する取組事例を積極的に発信した。

一方、平成18年12月に開催された APQN 理事選挙において、機構の川口理事が当選し、APQN 理事に就任する（任期は平成19年2月から2年間）など、アジア太平洋地域での機構のリーダーシップを発揮する基盤整備も行い、さらに平成19年度には、機構の川口理事が副会長に選出されており、当該ネットワークの運営や年次総会の企画・実施に参画し、アジア太平洋地域における質保証機関等との連携協力関係を深めるなど、機構として積極的な参画を行っている。

○ APQN 総会開催に向けた経緯

- ・平成18年3月2日 2006APQN 総会において、2008（平成20）年の総会を日本で開催することを決定
- ・平成18年10月26日 2008APQN 総会国内準備委員会を開催し、今後の実施体制を決定
- ・平成19年1月4日 会場を幕張メッセとし、日程を2008（平成20）年2月19～22日とすることを APQN 理事会へ提案
- ・平成19年2月5日 2008APQN 総会実施準備委員会開催
2007APQN 総会において木村機構長が2008APQN総会のPRを実施
- ・平成20年2月20日～22日 APQN 年次総会（千葉・幕張）
年次総会参加者 34カ国・地域 127人（うち国外からの参加者86人）
- ・平成21年3月4日～5日 APQN 年次総会（ベトナム）

機構から分科会において以下の2件の発表を行った。

- ・ Finding the Best Path for Internal Quality Assurance: Pros and Cons of Management Techniques in Higher Education Institutions（内部質保証における最善の道の探求ー高等教育機関のマネジメントにおける様々な取組ー）
- ・ Development of Information Package : To promote Mutual Understanding（インフォメーションパッ

ケージを通じた相互理解の促進)



③ OECD, UNESCO 等

OECD, UNESCO に関しては、平成17年（2005年）の UNESCO 総会及び OECD 理事会で採択された『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』の策定にあたって、我が国代表として参加した機構長が主導的役割を果たした。また、平成18年7月に機構職員に対して機構の業務の国際的な通用力の確保の重要性等について意識醸成を図るため、文部科学省から講師を招へいし、『UNESCO/OECD「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」研修会』を実施した。

さらに、OECD の会合、CHEA 総会及び POD 総会等にも積極的に参加し、高等教育の質保証等に関する情報収集に努めた。このうち、米国の高等教育ア krediyteeshon 協会（CHEA）総会では米国における機関ア krediyteeshon 及び専門ア krediyteeshon の現状等について、高等教育専門組織開発ネットワーク（POD）総会では米国の高等教育における FD 活動について、それぞれ情報収集を行った。

（3）諸外国の関係機関等との情報の共有、協力体制の整備

平成18年度には、評価システム等の改善・充実及び評価の国際的な通用力の確保という観点から、諸外国の関係機関との情報共有、協力体制の構築及び各国・地域の個別動向の把握のため、9カ国26機関を訪問した。

また、8カ国・地域8機関の来訪を積極的に受入れ、機構の内容理解を図るとともに、意見交換等により情報の共有に努めた。

さらに、在日公館等の協力を得るなどして、諸外国の関係機関との協力体制の下、北欧5カ国6人、中国5人、米国3人の専門家等を招へいし、シンポジウム、講演会を開催した。

特に、平成19年2月に英国の QAA（=Quality Assurance Agency for Higher Education：高等教育質保証機構）との間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書（MoU）を締結し、今後の継続的な情報共有、協力のための体制整備を行い、平成20年度には、覚書に基づく具体的な協力活動を実施し、日英間の評価・質保証分野の連携協力関係を深化させた。さらに中国教育部高等教育教学評価センターとの間で覚書に基づく協力プロジェクトの実施や連携協力の方針等の協議を行った。さらに中国教育部学位・大学院教育発展センターとの間でも覚書の締結を視野に入れた連携方策の協議を進めるなど、中国の複数の大学評価機関

との連携協力体制を進展させた。また、英国・中国以外についても、韓国の大学評価機関の関係者と協議を行うなど、我が国と高等教育分野での関係の深い国・地域との評価・質保証分野における協力関係の足がかりをつくった。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（1）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（1）

③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。

（1）日英高等教育に関する協力プログラム

① プログラムの経緯

本プログラムは、日英両国の高等教育改革に関して、既に大学の法人化が行われている英国の経験を学ぶことをはじめ、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換し、両国の高等教育の発展に寄与することを目的に、フォーラムの実施や議論の場を設ける等具体的な協力関係についての話し合いがなされ、平成14年2月、3年間（平成14年3月から平成17年2月まで）の実施が合意された。さらに、平成17年1月に、日英両国の戦略的な関心領域における関係強化のため、2年間の延長が決定された。

この間、本プログラムの下、日英両国の大学が参加して、平成14年3月に第一プロジェクトとして、「新しい時代の大学の管理運営」を発足させ両国の議論が開始された。このプロジェクトは平成15年10月に開催された「日英高等教育に関する協力プログラム公開セミナー(Japan-UK Higher Education Programme of Collaboration Workshop)」をもって完了している。

第一プロジェクトの終了後、さらなる議論の場として平成16年1月に第二プロジェクト「Leadership Development ーリーダーシップの向上ー」が両国の間で合意され、なお第二プロジェクトについては、平成18年2月をもって終了した。特に平成17年度においては、プログラムに参加する英国側大学による日本側大学への訪問調査（スタディ・ビジット）が実施されるとともに、第二プロジェクトの成果について国内の高等教育関係者へ広く普及をはかるため、報告書の刊行及び公開フォーラムの開催を行った。また、平成18年2月の合同推進委員会では、今後の展開として、プログラムの枠組みを活用した日英両国の機関間の自立的な連携・協同を目指していくことが合意され、その具体的方策について検討していくことになった。

また、第二プロジェクト以降の取組として日本側推進委員会を平成18年7月に開催し、英国側との調整を経て、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」（平成19年1月～平成19年9月）を実施することとなり、これに基づき、平成19年3月に対象プロジェクトの参加大学を決定し、平成19年5月に日本側参加機関による英国へ、平成19年6月に英国側参加機関による日本への相互訪問を経て、その成果として平成19年6月に「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラムを東京で実施し、本プログラムの総括を行った。

このほか、平成18年12月、英国（エジンバラ）で開催された国際会議"Going Global 2 The UK's International Education Conference"（ブリティッシュ・カウンシル主催）に機構から4人が参加し、機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実績について発表を行うとともに、引き続き開催された国際高等教育ポリシー・フォーラムにおいて、現状の二国間プログラムに加え、中国、インド等との多国間連携実施の可能性

等について協議を行った。

なお、機構は本プログラムの日本側推進委員会の事務局を担当し、木村機構長（当時が同委員会委員長を務めた。

（2）英国評価機関等との協力、共同研究体制等の確立

機構は、英国の QAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education : 高等教育質保証機構) と、講演会の開催等を通じて情報交換を図ってきたところであるが、今般高等教育のグローバル化が急速に進む中、高等教育分野で特に関係の深い日英両国の質保証機関が協力関係をさらに深め、国家の枠組みを超えて高等教育の質保証に取り組む必要があるとの認識が両国間で一致したことから、平成19年2月6日に QAA と高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結した。

平成19年5月及び11月に英国にて、覚書に基づく協力プロジェクトの具体的な協議を行うとともに、平成20年2月に機構が主催して行う APQN オープンシンポジウムにて QAA 理事長に講演していただくなど、両機関における具体的な協力関係を深化させた。

また、本覚書に基づき、「高等教育の質保証に関する日英双方の用語集の作成」、「評価機関の国際通用性に関するプロジェクト」等のプロジェクトを日英双方で実施していくことで合意が得られたことを受け、プロジェクトの具体的な内容について QAA と連絡調整を行い、準備を進めた。特に、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成に関しては、QAA 理事長自らプロジェクトに参画いただきその内容充実に貢献いただき、平成20年2月に機構主催で開催された APQN 年次総会の分科会で発表を行うなど大きな成果を得ることができた。

また、平成20年度に本格開始したインフォメーションパッケージ・プロジェクトにおいても大学評価先進国としての知見を提供いただいている。特に、QAA からは機構の用語集プロジェクトに対し、評価機関や大学等が連携協力を図る際にそれぞれの制度や特徴を相互に理解する上で優れた取組であるとの高い評価を得ているところである。

平成20年6月には、QAA が開催した年次会合に機構の川口理事及び教職員が招待参加するとともに、平成20年7月に機構が開催した大学評価フォーラムに QAA のキャロライン・キャンベル国際課長を招へいし、英国における評価の活用事例等についての発表をいただくなど、教職員の交流を通じて両国の高等教育質保証に関する取組や経験の共有を図った。21年度には、機構と QAA との間でインフォメーションパッケージに関する国際ワークショップを共同で開催することの合意形成がなされており、本ワークショップの開催に向けてより緊密に連携を図っていくこととしている。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
6 その他上記に関連する業務

(2) 広報活動の実施

広報活動を充実させることにより、機構の実施する事業について、広く国民の理解促進、情報入手等に寄与する。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（2）

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標
を達成するためとるべき措置

6 その他上記に関連する業務

(2) 広報活動の実施

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（2）

① 機構の活動等を積極的に発信するため、広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、国民の理解の促進を図る。

評価事業及び学位授与事業に係る活動等を大学等の関係者のみならず、広く国民一般に理解してもらうため、広報誌及びウェブサイト等により機構の活動等に関する情報を発信した。その具体的な実施状況は、次のとおりである。

(1) 広報誌（冊子体及びウェブ版）による広報活動の実施

機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」及びそのウェブ版において、評価事業及び学位授与事業の活動等における情報を発信した。

「大学評価・学位授与機構ニュース」は年4回（6月、9月、12月、3月）発行し、各大学・各短期大学・各高等専門学校、各都道府県・各政令指定都市教育委員会、各省庁大学校等の関係機関等に配付した。機構ニュースの記事は、特に機構の事業について理解が深まるような特集記事を掲載することとし、シンポジウム等の模様を掲載し、参加者以外にもパネルディスカッション等の模様を紹介するなど工夫を図った。

さらに、広報誌の表紙に、機構の学位取得者の学修成果作品を掲載したところ、学位取得者及び学校関係者からは「学位取得の励みとなる」等の意見が寄せられた。

なお、広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」を広く国民にも閲覧できるように、機構のウェブサイトに掲載した。ウェブサイトには創刊号から全号掲載しており、バックナンバーの閲覧が容易に行うことができるような利便を図っている。

また「機構ニュース」の発行については、平成18年度から、機構ウェブサイトとの連携を図り戦略的かつ迅速な情報提供を目指し、従来の冊子体での発行からウェブサイトでの発行へと発行形態を切り替え、4半期毎の発行から毎月発行することとした。

これにより、よりリアルタイムな情報を提供し、機構ウェブサイト上での配信という特性を生かし、掲載した記事について、ウェブサイトの関連箇所にリンクを貼るなど、利用者の利便性を高めるとともに、機構ウェブサイトと連動した様々な情報を提供し、さらに冊子体での発行を中止したことにより、経費面での削減にもつながった。

(2) ウェブサイトを利用した広報活動の実施

利用者が必要な情報を選択できるウェブサイトの特性を生かし、評価事業及び学位授与事業に係る活動等について積極的に情報を発信した。ウェブサイトの活用により、広報誌には掲載できなかった機構の詳細な活動等についても広く国民へ情報を発信した。特に、平成16年度は、ウェブサイトコンテンツ管理システム（CMS）を導入し、掲載原稿をウェブページ化する作業の効率化、迅速化を図った。

平成17年度は、利用者のための利便性の面から、トップページのリニューアル、学位授与事業及び大学評価事業ページの再構築及び、国際関係事業及び訪問説明案内ページの新設等を実施した。さらに、機構が実施した説明会及び講演会の資料等を掲載し、参加者以外にも情報を提供することにより、機構の活動等について広く国民へ情報を発信した。

平成18年度は、各事業担当自らがウェブサイトへ情報掲載を行うシステムに変更したことにより新着情報の掲載件数が増加した。また、フレーム形式からテーブル形式への変更、音声読み上げソフト利用者が画像情報を得るための画像への文字情報の設定、Google等の検索エンジンにおける「大学評価」のキーワードでの機構ウェブサイトの上位表示への対応等を実施し、ウェブアクセシビリティの向上を図った。

平成19年度は、機構ウェブサイトのアクセスログ解析を行い、ユーザビリティ、アクセシビリティの向上について検討し、トップページをリニューアルした。

平成20年度は、「ユネスコ高等教育機関に関する情報ポータル」からのリンクにも対応し、海外からの閲覧者への利便性向上を図った。

(3) 事業に関するリーフレット等の作成

1) 平成17年3月発行の認証評価に関するリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等教育の質を保証するために―」を以下のとおり改訂し、大学、短期大学、高等専門学校及びその他関係団体に配付した。

① 大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―大学の質を保証するために―」を作成し、平成17年7月、716大学及び19関係団体に送付。平成18年8月、726大学及び19関係団体に送付。平成19年5月に745大学及び19関係団体に送付。平成20年5月に755大学及び19関係団体に送付。

② 短期大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―短期大学の質を保証するために―」を作成し、平成17年7月、422短期大学及び9関係団体に送付。平成18年8月、411短期大学及び

9 関係団体に送付。平成19年5月に401短期大学及び3 関係団体に送付。平成20年5月に404短期大学及び10関係団体に送付。

- ③ 高等専門学校機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等専門学校の質を保証するために―」を作成し、平成17年7月、63高等専門学校及び8 関係団体に送付。平成18年8月、62高等専門学校及び8 関係団体に送付。平成19年5月に61高等専門学校及び24関係団体に送付。平成20年5月に61高等専門学校及び8 関係団体に送付。

2) 機構が実施した認証評価の結果が大学選びの際の参考になることを高校生に周知するため、高等学校向け進路指導用資料として、大学機関別認証評価等の情報を分かりやすく説明したリーフレット「認証評価―大学選びのための新たな情報―」を新たに作成（平成18年3月）し、全国すべての高等学校及び都道府県教育委員会へ送付した。

3) 学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配付した。

- ① 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」を平成7年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ② 機構から学士の学位を取得した人を支援するため、機構が授与する学位が大学の授与する学位と同等である旨を記載したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」を平成16年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ③ 学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」を平成4年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。

(4) その他

機構の事業について「広く国民に認知され理解が得られているとは言い難い」との独立行政法人評価委員会からの指摘に対応するため、広報委員会に広報プロジェクトチームを設置し、上記の広報活動に加え、次の取組を行った。

① マスメディアを利用した広報活動の実施

大学評価シンポジウムの実施(平成18年3月17日実施)について、教育事業関係マスメディアを利用して開催案内及び参加依頼を行なったところ、200人を超える参加者とともに大手教育関係事業者(2社)等の参加を得た。

平成18年6月開催の「日本一ノルディック公開シンポジウム」を広報する手段の1つとして、ラジオ放送局(J-WAVE)を利用した。

平成18年度からは、機関別認証評価の評価結果を機構ウェブサイトで公表している旨の新聞広告を行った。(平成18年度1紙、平成19年度2紙、平成20年度1紙)

② 広報活動に関するアンケート調査の実施

他機関での機構の業務の認知度及び機構が実施する広報活動に関して、機構の職員の大半が人事交流者であることに着目し、機構職員にアンケート調査を実施したところ、国立大学法人では法人評価に強い関心があること等の意見が得られた。また、ウェブサイトについても、これまで、大学、短大、高専の機関別認証評価を1つの掲載項目にまとめてい

たものをアンケート調査の意見に基づき、それぞれ別途に項目立てを行う等、ウェブサイトの操作性の改善等に繋げた。

③ 高等教育に関する出版物を通じた広報活動の実施

機構の実施する認証評価について理解を図ることを目的に、日本工学教育協会が発行する協会誌「工学教育」（平成18年3月発行）に広告掲載を行った。当該協会誌の購読者は主に国公立大学の工学系教育関係者及び民間企業の研究者であることから、機構の実施する認証評価について効果的かつ経済的に広報することができた。

④ 機構近郊の教育機関と連携した広報活動の実施

近隣の小平市及び府中市を訪問し機構の事業内容を説明するとともに、連携事業の在り方について検討を行ったことにより、機構が先方の生涯教育等に寄与することにより広報活動に繋がるものと考えられることから、平成18年度には小平第四中学校の2年生3人を職場体験研修生として受入れ、機構の事業の理解増進を図った。

⑤ 広報番組の作成及びウェブサイトでの番組配信

広報効果の高い音声・動画コンテンツを充実し有効活用する為、評価事業及び学位授与事業についての広報番組を作成し、映像コンテンツの蓄積を図った。なお、広報番組の作成にあたっては、番組構成、撮影、編集、配信にいたるすべての作業を機構の職員が行った。（ただし、平成18年度は業者へ委託した）

○作成した広報番組について

【評価事業】

年度	タイトル	内容
18年度	認証評価を振り返って -公立はこだて未来大学-	公立はこだて未来大学の中島秀之学長が認証評価を振り返って、評価された取組について語る
19年度	大学改革と評価 -社会の変化と大学改革	大学改革が進められてきた社会的背景と大学改革の必要性について解説
	大学改革と評価 -高等教育をめぐる質保証の動向-	自己点検・評価、第三者評価の実施に至るまでの経緯と国際的な高等教育をめぐる質保証の動向について解説
20年度	大学改革と評価 国境を越えて提供される高等教育の質保証をめぐる国際的な動向	国境を越えて提供される高等教育の利点と課題、ユネスコ/OECD ガイドライン策定に至った背景について解説

【学位授与事業】

年度	タイトル	内容
19年度	さらなるキャリアアップをめざして- 学士の学位取得者へのインタビュー・ 文学の場合-	学位取得の動機や将来の希望等について、機構で学位を取得した方へインタビュー
	新しい学士への途-機構の学位授与制度-	機構の学位授与制度の概要、手続について解説
20年度	さらなるキャリア・アップを目指して -学位取得者へのインタビュー・芸術 学の場合-	機構で学位を取得し、短期大学の助教として勤務されている方へ、学位取得の動機や方法、今後の活動についてインタビューを実施

⑥ 放送大学への協力

平成19年度には、放送大学が制作し、放送大学利用者向けに放送する放送番組「大学の窓」において、学位授与制度を取り上げることから、機構として全面的に制作に協力した。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（2）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（2）

② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

（1）ウェブサイトのアクセス件数の調査

機構のウェブサイトにおける毎月のアクセス件数を調査し、利用状況を把握した。評価事業関係、学位授与事業関係の各項目については、更に細分化した項目ごとのアクセス件数を調査した。

アクセス件数に関しては、次表に示すとおり、ウェブサイト全体で平成15年度と比較して平成20年度は1,221,707件の増加となった。

また、機関別認証評価のページのアクセス件数については、平成17年度に認証評価の結果報告を掲載したことにより、当該ページの前月までの月平均（約1万7千件）の約2.4倍（約4万件）の増加となった。

○ ウェブサイトのアクセス件数（平成15年度～平成20年度）

（単位：件）

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全体件数	1,366,049	1,657,647	1,700,848	2,009,514	2,286,334	2,587,756
前年度比較	69,494増	291,598増	43,201増	308,666増	276,820増	301,422増
評価事業件数	668,485	601,240	699,508	872,514	1,057,848	1,370,413
学位授与事業件数	415,909	550,482	465,659	513,706	553,313	452,248

○ 機関別認証評価のアクセス件数（平成17年度）

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
18,582	18,011	20,321	20,582	17,855	13,538	14,366	16,251	14,504	17,863	17,264	40,696	229,833

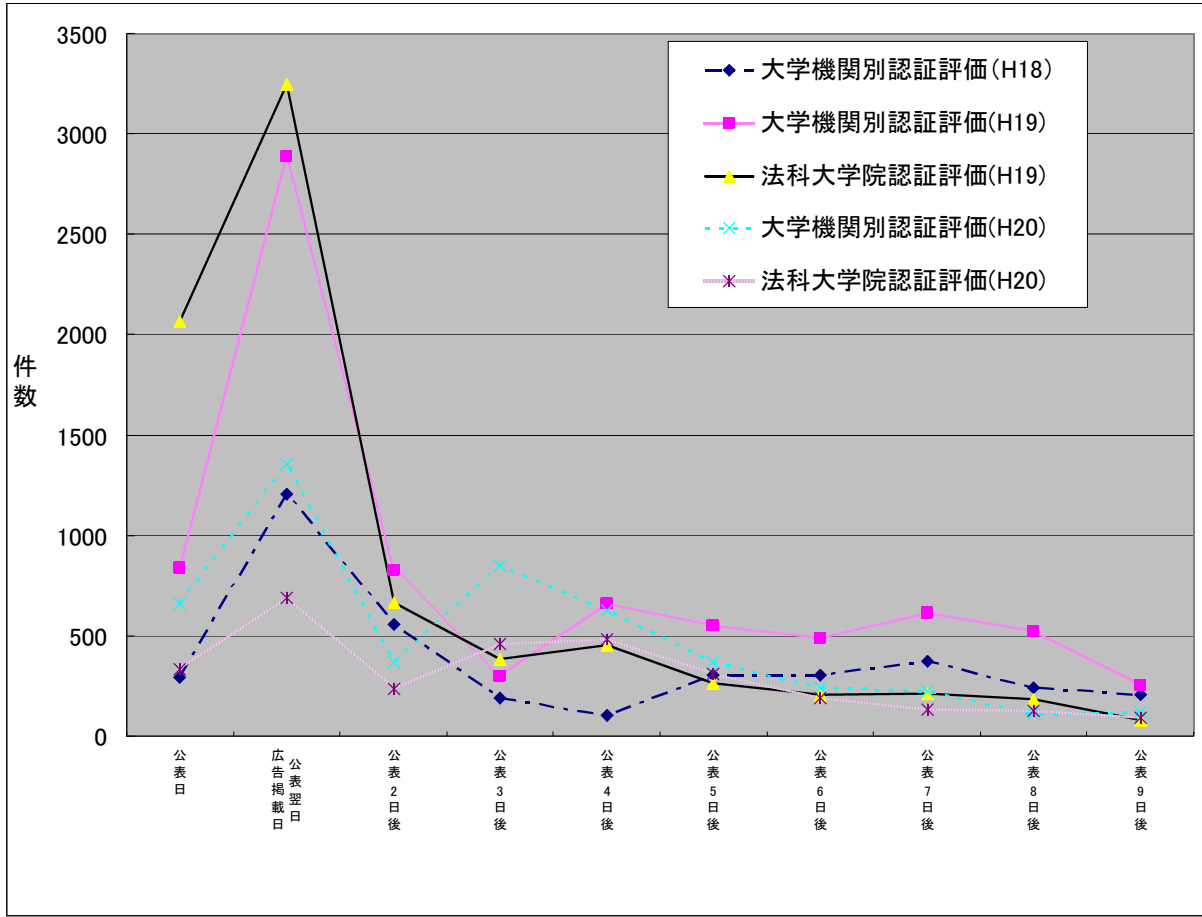
※3月に結果報告を掲載

（2）広報活動へのアクセス件数の反映

月ごとに調査した機構ウェブサイトへのアクセス件数を広報委員会へ報告し、広報活動の成果を評価する目安として活用した。特に、平成17年度は、学位授与事業について、教育施設の課程認定の審査の流れをさらに明確にするため「教育施設の課程認定の流れ」を9月に掲載したところ、当該ページの掲載以後の月平均アクセス件数（10月～3月）は約2,400件となり、掲載前の月平均アクセス件数（4月～9月）約880件の約3倍となった。

平成18年度からは認証評価結果の公表日以降のアクセス件数を確認しており、毎年公表日翌日には高いアクセス件数であった。また、評価結果公表日の翌日に、「大学評価」でキーワード検索すると機構ウェブサイトにおいて評価結果が閲覧できることを新聞広告しており、これによるアクセス件数が高い数値を示しており、新聞広告の効果を確認できた。

評価結果公表後のアクセス件数の推移



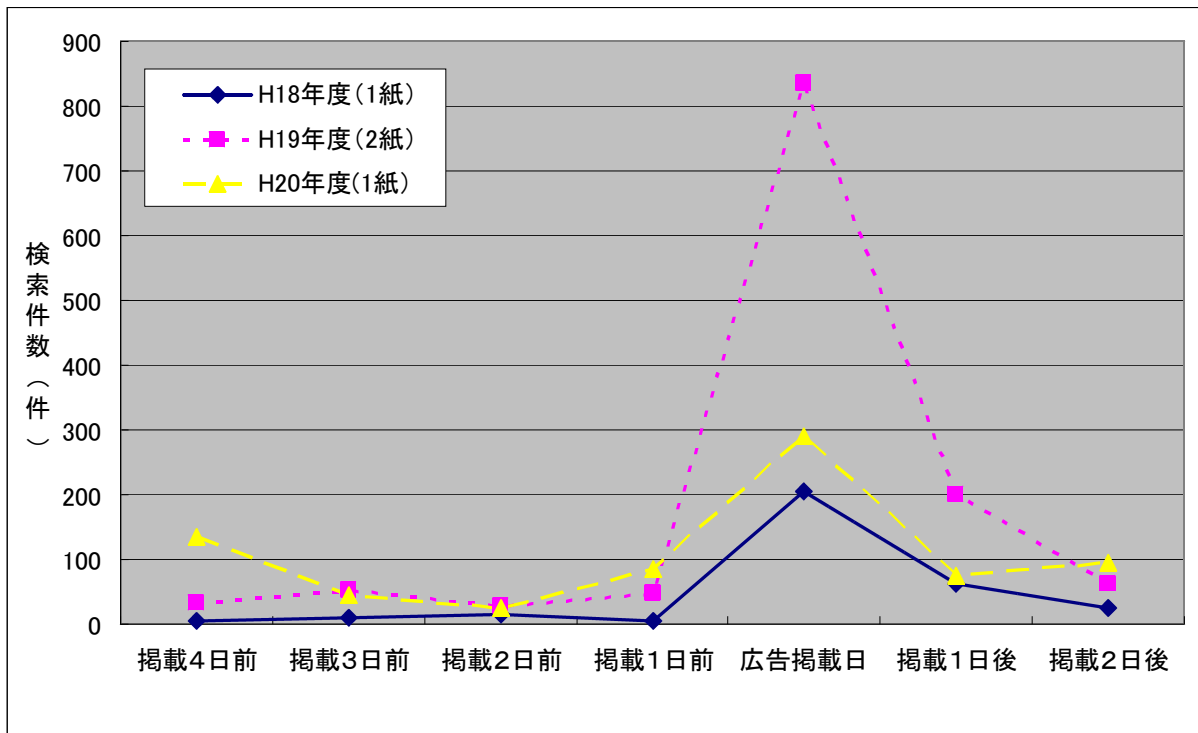
	公表日	公表翌日 広告掲載日	公表2日後	公表3日後	公表4日後	公表5日後	公表6日後	公表7日後	公表8日後	公表9日後
大学機関別 認証評価 (H18)	292	1,206	557	192	104	302	303	372	243	204
大学機関別 認証評価 (H19)	839	2,887	828	301	659	548	485	616	525	250
法科大学院 認証評価 (H19)	2,067	3,250	663	387	455	262	206	214	186	78
大学機関別 認証評価 (H20)	662	1,356	365	850	628	370	243	226	108	118
法科大学院 認証評価 (H20)	333	689	238	458	480	308	189	134	127	91

※平成18年度広告掲載日平成19年3月29日，掲載数1紙

平成19年度広告掲載日平成20年3月28日，掲載数2紙

平成20年度広告掲載日平成21年3月28日，掲載数1紙

新聞広告掲載数による検索キーワード「大学評価」の推移



広告数	掲載4日前	掲載3日前	掲載2日前	掲載1日前	広告掲載日	掲載1日後	掲載2日後
H18年度(1紙)	5	11	15	4	204	62	26
H19年度(2紙)	32	53	28	48	834	201	62
H20年度(1紙)	135	45	25	85	290	76	94

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 その他上記に関連する業務

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

大学等の評価に関する普及活動を実施することにより、大学の教育研究水準の向上のために評価が必要欠くべからざるものであるとの認識や、第三者評価への正しい理解の普及などを図る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（3）

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

6 その他上記に関連する業務

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（3）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（3）

① 評価に関するシンポジウム等の開催

機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを年3回以上開催する。

(1) 機構が実施する認証評価に関するシンポジウム等の開催

平成16年度は、平成16年4月1日に認証評価制度が導入されたことに伴い、平成16年4月13日に各国公私立大学の評価担当者を対象として、大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学評価基準（案）について説明するとともに、当該大綱（案）等の確定前に参加者からの意見、質問を伺うため、「大学機関別認証評価に係るシンポジウム」を開催した。国立84大学、公立37大学、私立202大学、関係団体11団体の合計334大学・団体から501人の評価担当者等が参加し、機関別認証評価の概要説明、大学評価基準（案）の説明に続き、パネルディスカッションにおいて活発な意見交換及び参加者との質疑応答を行った。

平成17年度は、平成18年3月17日に、大学評価が社会の期待に応えつつ、今後の大学評価が目指すべき方向性等について意見交換を行うために、「大学評価に期待するもの」と題する大学評価シンポジウムを大学、高等学校、産業界の関係者及び他の評価機関の参加も得つつ、開催した。国立55大学、公立7大学、私立48大学、関係団体11団体、合計121大学・団体から186人が参加し、活発な意見交換及び参加者との質疑応答を行った。また、会計大学院協会と共催により、平成18年3月16日に、「会計専門職大学院第三者評価セミナー」と題するシンポジウムを開催し、会計専門職大学院の認証評価の在り方等について協議した。

平成18年度は、大学評価に何を期待するかという観点から、大学関係者に加え、高等学校

等関係者や経済産業界関係者も交えて意見交換を行い、今後の認証評価をはじめとする大学評価の目指すべき方向性等について探ることを目的として、平成19年2月2日に、「大学評価への期待」と題する大学評価シンポジウムを大阪で開催した。106大学、5短期大学、6高等専門学校、関係団体11団体から合計186人が参加し、活発な意見交換や講演者・パネリストとの質疑応答を行った。

平成19年度は、各大学の自己点検・評価への取組と、評価結果をどのように大学の改革に結びつけるかということについて、評価に携わる大学関係者による意見交換を通じて、各大学での評価活動の充実を支援することを目的として、平成19年9月20日に、「評価への取組改善への取組」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。117大学、8短期大学、関係団体16団体から合計227人が参加し、活発な意見交換や講演者・パネリストとの質疑応答を行った。

平成20年度は、平成20年7月7日に、「大学評価の戦略的活用と方法」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した、一般参加者、招待者、関係者等合計311人が参加し、活発な意見交換や講演者・パネリストとの質疑応答を行った。また、7月8日には、評価結果をどのように大学戦略に結びつけるか、また、今後の大学の戦略策定に結びつけるかについて具体的な手法について講義や演習を行うワークショップを開催した。

○大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」プログラム

- 講演1 「大学改革の手段としての評価結果の戦略的活用」
川口 昭彦 (大学評価・学位授与機構 理事)
- 講演2 「英国高等教育における質保証及び質の向上」
キャロライン・キャンベル (英国高等教育質保証機構 (QAA) 国際課長)
- パネルディスカッション
「各大学における評価結果等の戦略的活用と方法について」
[パネリスト]
山野井昭雄 (味の素株式会社顧問)
生和 秀敏 (大学基準協会特任研究員,
国立大学協会調査研究部前プロジェクトリーダー)
渡辺 浩志 (九州大学理事)
田中 弥生 (大学評価・学位授与機構准教授)
[モデレーター]
川口 昭彦 (大学評価・学位授与機構 理事)

(2) 機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催した。なお、説明会で配付した資料及び説明会における主な質問に対する回答を記載した「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を機構のウェブサイトに掲載し、広く大学等の利用に供した。

また、シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

(3) 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

平成16年度は、日英高等教育に関するプログラムの一環として、平成16年1月に開始され

た、第二プロジェクト「Leadership Development –リーダーシップの向上–」に関して「New Challenges for Higher Education Leaders and Policymakers –リーダーシップの向上を目指して」と題して、平成16年6月に公開フォーラムを開催した。また、国外の評価機関等との連携・協力の一環として、3人の欧米及びアジア太平洋地域の評価関連機関の関係者を招へいし、評価の目的、方法、有効性及び課題等についての計5回の講演会を開催した。

平成17年度は、日英高等教育に関するプログラムの一環として、平成18年2月に京都フォーラムを開催した。125人の参加を得て、基調講演、相互に行ったスタディービジットの報告、パネルディスカッション、質疑応答等、活発な議論や意見交換を行った。また、評価研究部における調査研究の一環として、上海交通大学からの研究者を招いた公開研究会を開催し、大学ランキングについての意見交換を図った。さらに、平成17年度からは、シリーズ『アジアにおける大学評価』と題して講演会を開催することとし、第1回目として平成17年12月に「台湾における大学評価」について、台湾教育部、評価機関、大学のそれぞれの関係者を招へいし、公開講演会を開催した。

平成18年度は、平成17年度から訪問調査等を通じて連携関係を築いてきた北欧5ヶ国の大学評価関係者を招へいするとともに、パネリストとして国内の大学等関係者の参加を得て、平成18年9月に日本一ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどのように活かすか」を実施した。また、平成17年度から開始したシリーズ『アジアにおける大学評価』の第2回目として、中国教育部高等教育教学センター等から評価関係者を招へいし、平成18年11月に公開講演会「高等教育における中国の躍進」を開催した。さらに、評価研究部における調査研究の一環として、ペース大学（米国）等から研究者を招へいし、平成18年8月に公開研究会「授業評価で大学で大学をどう変えるかーアメリカにおける取り組みと成果ー」を実施した。

平成19年度は、日英高等教育に関する協力プログラムの第3プロジェクト「高等教育における地域貢献プロジェクト」の総括として、平成19年6月に公開フォーラムを開催した。

平成20年2月に機構が主催する APQN 年次総会に併せて、APQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティー」とは？ー質保証の観点からー』を実施した。

なお、招へいを契機として、海外調査時に招へい者の所属機関を訪問するなど、継続的な連携・協力体制を構築することにもつながっている。

(4) 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに積極的に対応し、評価に係る事項等について説明を行った。

(5) 評価に係る書誌の刊行

我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、その初刊として、評価の意義や目的、評価の方針・特色、機構の評価基準の内容など評価に関する基本的事項についてわかりやすく解説した書誌、「大学評価文化の展開ーわかりやすい大学評価の技法ー」を平成18年5月に刊行した。

また、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめ

た第2巻の刊行の準備を進めた。続いて、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻「大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－」（平成19年6月）及び各大学等の評価への取組事例などをまとめた第3巻「大学評価文化の展開－評価の戦略的活用をめざして－」（平成20年3月）をそれぞれ刊行した。

なお、高等教育の質保証・評価の動向や評価事業の課題・問題点などをまとめた新たなシリーズ「大学評価文化の定着－大学が知の創造・継承基地となるために」の刊行の準備を進めた。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（3）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（3）

② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。

（1）次年度に実施する自己評価担当者等に対する研修会

機構の認証評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。本研修会では、認証評価の概要、自己評価の方法、評価基準の分析にあたっての留意点等について説明を行った。研修会の配付資料は、広く大学等の評価担当者等の利用に供するため、機構のウェブサイトに掲載した。なお、各大学の理解を深めるため、次年度に実施希望のない大学からの参加も受入れ、理解増進を図った。

（2）「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」の開催

大学情報データベース構築に関する大学関係者の理解の増進を図ることを目的として、平成16年8月3日に「大学情報データベース構築に関する説明会」を開催した。国立大学法人及び大学共同利用機関法人を中心に96機関、313人が参加し、大学情報データベースの目的、概略及びデータ項目等についての説明に続き、活発な意見交換が行われた。

平成18年3月30日に東京大学駒場キャンパスにおいて、「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。同セミナーには、国立大学法人を中心に、79機関、156人が参加し、①電気通信大学、富山大学、大阪大学及び岡山大学から、それぞれの大学におけるデータベースへの取組や活用事例等の報告、意見交換を行い、各大学等におけるデータの収集・整理及び活用の検討に際しての参考に供するとともに、②機構から、大学情報データベースの「試行的構築」の状況について報告、意見交換を行い、大学等と共通理解を図ること等を目的に情報交換を行った。

平成18年度は、各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めるために、平成19年2月14日、一橋記念講堂においてセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を実施した（国立大学法人を中心に、93機関、292人が参加）。このセミナーでは、①大学情報データベースの構築目的等の概要や、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価（各国立大学法人等での自己評価も含む）への活用を事例を上げて説明するなど、データベースの活用方法を今後のスケジュールを含めて説明、意見交換を行い、②「試行的構築」協力法人のうち、福島大学、上越教育大学及び岡山大学から、試行的構築に参加した上での大学情報データベースへの意見・要望について発表していただいた。今後、特に集計・提供に関する検討に資することを目的とし、セミナーにおいて説明を行った大学情報データベースの概要等について各国立大学法人等にアンケート調査を実施し、意見・要望等を伺った。

平成19年度は、各国立大学法人等に大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成19年7月3日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した（国立大学法人及び大学共同利用機関法人全91

法人から296人が参加)。同説明会では、大学情報データベースの概要及び具体的な内容について説明を行うとともに、入力方法について、実際の操作画面により、デモンストレーションを行いながら説明を行った。なお、平成19年5月22日～6月13日に開催した「中期目標期間の評価に関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価での大学情報データベースの目的・役割について説明を行った。

平成20年度は、国公立大学等を対象として大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した（国立大学法人等から192人、公私立大学から145人が参加）。同セミナーでは、大学情報データベースの法人評価への活用について報告し、海外での大学データベースの活用事例を紹介した後、国立大学や私立大学でのデータベース構築事例についての講演を行い、講演者を中心としたパネルディスカッションにより参加者と情報交換を行うとともに、アンケートを実施して各大学の要望等について確認した。また、公私立大学については、当該アンケートにより各大学の情報提供の要請の確認を行った

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－6（3）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置－6（3）

③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。

（1）「大学機関別認証評価に係るシンポジウム」等に関するアンケート調査の実施

平成16年度は、平成16年4月13日開催の大学機関別認証評価に係るシンポジウムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、機構の実施する大学機関別認証評価についての意見、同シンポジウムにおける大学機関別認証評価を行う上で参考となった点、今後のシンポジウム開催にあたっての希望等について調査を実施した。本アンケートの結果は、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等を評価委員会において検討するにあたり参考とした。また、大学等からの質問等については、大学機関別認証評価に関するQ&Aに記載し、機構のウェブサイトに掲載した。

平成17年度は、平成18年3月17日開催の大学機関別認証評価に係るシンポジウムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、評価対象機関が自己評価書を作成するにあたって参考となった点、今後機構が行うシンポジウムや研究会を開催するにあたっての要望等について調査を実施した。

平成18年度は、平成19年2月2日開催のシンポジウムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、参加機関が大学評価を行う上で参考となった点、今後機構が行うシンポジウムや研究会を開催するにあたっての要望等について調査を実施した。

平成19年度は、平成19年9月20日開催のフォーラムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、参加機関が大学評価を行う上で参考となった点、今後機構が行うシンポジウムや研究会を開催するにあたっての要望等について調査を実施した。

平成20年度は、平成20年7月7日開催のフォーラム及びワークショップにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、参加機関が大学評価を行う上で参考となった点、今後機構が行うフォーラムやワークショップを開催するにあたっての要望等について調査を実施した。

（2）「自己評価担当者等に対する研修会」に関するアンケート調査の実施

大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価に関して実施したそれぞれの自己評価担当者等に対する研修会において、今後の研修会実施の参考とするため、アンケート調査を実施し、その結果を次回以降のフォーラム等の要望の把握及び内容や運営方法の改善に資することとした。

本アンケートでは、自己評価書作成に関する理解度の深まり、説明や資料の分かりやすさ、研修の満足度等、研修会の内容について調査を実施した。アンケート調査を実施し、その結果を次回以降の研修会等の内容や運営方法の改善に資することとした。

(3) 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等に関するアンケート調査の実施

平成18年8月8日開催の公開講演会「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取組みと成果ー」、平成18年9月28日開催の日本-ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどう活かすかー北欧の成功から学ぶー」、平成18年11月30日開催の公開講演会「高等教育における中国の躍進」、平成19年6月8日開催の「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラム及び、平成20年2月19日開催のAPQN オープンシンポジウム『「ユニバーシティ」とは？ー質保証の観点からー』において、次回以降のシンポジウム、講演会のニーズ把握及び運営方法の改善に資するため、参加の経緯・満足度・感想等のアンケート調査を実施した。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

- (1) 業務運営及び事業の実施にあたり、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－1 (1)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (1) 事業の実施にあたり、評価事業については大学評価委員会等（大学、短期大学、高等専門学校の教育研究等の総合的状况に関する評価を担当するそれぞれの委員会、法科大学院の教育研究活動の状况に関する評価を担当する委員会、国立大学法人評価委員会からの要請に基づく国立大学・大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を担当する委員会をいう。）及び学位授与事業については学位審査会とそのもとに置かれる委員会に、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。

また、調査研究業務、情報提供業務及び管理運営業務についても、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。

1 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、機構の運営実施に関する審議を行った。

(1) 評価事業実施に関する組織

大学等の教育研究水準の向上に資するため、下記アからオまでの各委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状况について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。

(各委員会の詳細は「中期計画Ⅱ－2 大学等の教育研究活動等の状况についての評価」の該当箇所に記載。)

- ① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状况についての評価（機関別認証評価）について審議を行う

ア 大学機関別認証評価委員会

イ 短期大学機関別認証評価委員会

ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会

を設置し、評価基準・評価方法等を決定。認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育研究活動状況についての評価（法科大学院認証評価）について審議を行う

エ 法科大学院認証評価委員会

を設置し、評価基準・評価方法等を決定。認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

③ 文部科学省国立大学等法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人等の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行う

オ 国立大学教育研究評価委員会

を設置し、国立大学法人等の教育研究評価に関する個別の評価を審議した。

(2) 学位授与事業実施に関する組織

申請者に係る審査、専攻科及び省庁大学校の課程の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成する

カ 学位審査会

を設置した。

また、審議にあたり、専門の事項を調査するため、学位審査会の下に分野別の専門家で構成される専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員）を設置した。

(設置数等推移)

平成16年度49の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員386人）

平成17年度49の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員393人）

平成18年度49の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員382人）

平成19年度51の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員402人）

平成20年度52の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員398人）

2 評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により「評議員会」が置かれ、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て運営することとされており、平成16年度から平成20年度の期間においては、業務方法書、中期計画、年度計画、財務諸表、業務実績報告書、予算、決算、機構長の任命等、機構の運営に関する重要事項に関し審議を行った。

3 運営委員会

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため「運営委員会」を置き、大学の学長及び教員その他の学識経験のある者の参画を得て運営することとなっており、平成16年度から平成20年度の期間においては、役職員の報酬及び退職手当、会計規定、教員の選考、各種評価委員会委員及び専門委員並びに学位審査会審査委員及び専門委員の選考等、機構の事業の運営実施に関し審議を行った。

〔中期目標〕Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

- (2) 自己点検・評価及びその結果についての外部有識者の検証を実施し、その結果に基づき業務の見直しを図る。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項－1(2)

〔中期計画〕Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (2) 毎年度、自己点検・評価を行う。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。

さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成19年度～20年度の間に、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、その際には、大学等の評価、学位授与、調査及び研究並びに情報の収集、整理、提供の各業務の連携を図り、効果的、効率的な業務運営を視野に入れることとする。

平成16年度に、外部評価としては、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織される評議員会及び運営委員会において、機構の業務に対して意見をいただき、業務に反映している。

自己点検としては、平成16事業年度の年度計画の実施状況を把握するため、各業務等の項目ごとに9月末と12月末の時点でそれぞれ調査を行い、年度計画の実施状況を確認した。

自己点検・評価に係る年度計画については、平成16年度の業務実績に係る自己点検・評価の実施に向けて、点検項目等を検討するために事務組織内に自己点検・評価ワーキンググループを設置した。

自己点検・評価ワーキンググループは、平成16年12月から平成17年3月までの間に4回の会議を開催し、点検項目、業務実績報告書、実績評価フォーマットの検討及び事務組織内の連絡調整を行った。

○自己点検・評価ワーキンググループの開催状況

第1回 平成16年12月24日

- ・ 今後のスケジュール、点検項目の確認及びその実施状況

第2回 平成17年1月11日

- ・ 4事業における特性及び観点

第3回 平成17年1月24日

- ・ 大学評価・学位授与機構作業部会の動向

第4回 平成17年3月11日

- ・ 業務実績評価の基本方針及び評価フォーマット等

この審議等を経て、自己点検・評価に係る点検項目は、年度計画における各業務等の項目と定めるとともに、評価方法等を含めた自己点検・評価実施要項を策定した。

(1) 自己点検・評価の実施

平成17年度から「独立行政法人大学評価・学位授与機構における業務実績の自己点検・評価に係る実施要項」に基づき、前年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施した。

具体的には、年度計画の項目ごとに業務の実績をとりまとめ、自己評定した上で、業務実績報告書案として機構内に設置した自己点検・評価委員会に提出し、同委員会において年度計画の項目ごとに業務の実施状況を調査、分析した。

また、業務実績報告書案については、企画調整会議並びに運営委員会及び評議員会においてそれぞれ審議を重ねた上で年度ごとに「事業年度業務実績報告書」としてとりまとめ、機構ウェブサイトに掲載し、広く国民に公表した。

○ 業務実績の自己点検・評価の審議に係る主な会議等の開催状況

	自己点検・評価委員会	企画調整会議	運営委員会	評議員会
17年度	平成17年6月6日	平成17年6月17日	平成17年6月20日	平成17年6月22日
18年度	平成18年6月6日	平成18年6月13日	平成18年6月19日	平成18年6月20日
19年度	平成19年6月4日	平成19年6月11日	平成19年6月12日	平成19年6月21日
20年度	平成20年5月27日	平成20年6月9日	平成20年6月23日	平成20年6月25日

このほか、事務局組織の作業グループ、自己点検・評価委員会の下部組織である自己点検・評価ワーキンググループ及び自己点検・評価打合せ等の審議を重ねた。

なお、平成16年度以降、年度計画の進捗状況を確認するため、9月末、12月末（平成19年度は1月末）現在で調査を実施し、自己点検を行った。これらの自己点検は、業務の適時適切な実施と、職員の業務の進行管理に対する意識を高める上で有益であるとともに、年度毎の業務実績報告書を作成するにあたって有効な資料となった。

(2) 外部の意見を取り入れる体制の整備状況

① 評議員会、運営委員会における意見の反映

各界、各層の学識経験者20人で構成する評議員会並びに大学関係者及び外部の有識者等21人で構成する運営委員会において、高い識見から機構の業務等に対して意見をいただく体制を整えており、その意見を業務に反映している。また、機構の業務の特性にかんがみ、評価事業及び学位授与事業のいずれにおいても、外部の意見を取り入れつつ業務を行っている。

② 文部科学省独立行政法人評価委員会による機構の業務の実績に関する評価への対応

平成17年度以降、8月末に文部科学省独立行政法人評価委員会から前年度に係る「業務の実績に関する評価の結果について」の通知があった。この評価結果における指摘事項については、自己点検・評価委員会において対応方針を審議するとともに、翌年度以降の業

務にどのように反映させるかについて整理・分析し、その後の取組状況のフォローアップに努めた。

③ 外部有識者による検証

平成18年度に、自己点検・評価委員会の下に自己点検・評価委員会ワーキンググループを設置して、検証方法やスケジュールの策定及び委員の人選等について検討を行うなど、外部検証の実施に向けた準備を行い、平成19年度に、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される組織「外部検証委員会」において、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに機構の業務全般について検証を実施した。

認証評価事業及び学位授与事業については、それぞれ親委員会である「外部検証委員会」の小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」及び「学位授与に関する外部検証委員会」を設置し、各委員会をそれぞれ平成19年9月、10月に開催し、検証を実施した。

また、平成19年12月、平成20年3月に親委員会である外部検証委員会を開催し、小委員会からの検証結果の報告を受けるとともに、調査研究、情報の収集、整理、提供、その他事業などを含めた機構の業務全般についての検証を実施した。

検証結果は「外部検証報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトにおいて公表した。

○主な指摘事項

(評価事業への指摘)

我が国における評価文化の定着と、国際的質保証の取組などに先導的役割を果たすことが求められること、対象校及び機構の評価者に過度の負担をかけない評価制度の実現、評価結果の公表について、分かりやすい形で社会に還元していくための改善、他の認証評価機関との連携、実施した評価の検証による評価制度の一層の改善・充実等が指摘された。

(学位授与事業への指摘)

この外部検証における大きな指摘として、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充、審査委員の負担軽減、学位取得希望者増加のための積極的な情報提供の実施、省庁大学校との相互理解の推進などが指摘された。

(調査研究等への指摘)

評価された大学が、評価結果をいかに教育研究活動等の改善に結び付けているかが重要であることから、調査などを通じて検証を行うとともに、それについて専門的視点からの調査研究を行い、その結果を社会に対し公表することも、機構の重要な役割として求められること、国際的な質保証に関する情報の収集、整理、提供及び調査研究を推進することなどが指摘された。

○ 外部検証委員会の開催状況

認証評価に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月10日
	第2回	平成19年10月15日
学位授与に関する外部検証委員会	第1回	平成19年9月14日
	第2回	平成19年10月22日
外部検証委員会	第1回	平成19年12月10日
	第2回	平成20年3月4日

○ 外部検証委員会名簿

【外部検証委員】		
有 信 睦 弘		株式会社東芝執行役常務
石 井 紫 郎		日本学術システム研究センター副所長， 東京大学名誉教授
◎ 柘 植 綾 夫		芝浦工業大学長
富 浦 梓		東京工業大学監事
丹 羽 雅 子		奈良女子大学名誉教授
丸 山 伸 一		読売新聞東京本社編集委員
(平成19年12月10日現在)		
【認証評価に関する外部検証委員会委員】		
有 信 睦 弘		株式会社東芝執行役常務
◎ 石 井 紫 郎		日本学術システム研究センター副所長， 東京大学名誉教授
池 田 駿 介		東京工業大学大学院理工学研究科教授
川 村 正 幸		一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
城 山 昌 樹		日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社投資工学研究所長
滝 紀 子		学校法人河合塾教育研究開発本部教育研究部長
前 原 金 一		昭和女子大学副理事長
丸 山 利 輔		石川県立大学長
渡 辺 英 夫		仙台電波工業高等専門学校名誉教授
渡 邊 あゆみ		NHKチーフアナウンサー
(平成19年9月10日現在)		
【学位授与に関する外部検証委員会委員】		
五百旗頭 眞		防衛大学校長
河 上 恭 雄		木更津工業高等専門学校
高 祖 敏 明		学校法人上智学院理事長， 日短協理事
古 城 佳 子		東京大学大学院総合文化研究科教授
土 井 美和子		株式会社東芝研究開発センター技監
◎ 富 浦 梓		東京工業大学監事
丹 羽 雅 子		奈良女子大学名誉教授
早 田 幸 政		金沢大学教育開発・支援センター副センター長
前 田 富士男		慶應義塾大学文学部教授， アートセンター副所長
丸 山 伸 一		読売新聞東京本社編集委員
(平成19年9月14日現在)		

(◎=委員長)

④ 外部有識者による検証結果の業務の見直しへの反映

次期中期計画の策定にあたり，原案作成時に外部検証の指摘を再確認するためのフォーマットを作成するとともに，自己点検・評価委員会の開催数を増やす（19年度：3回，20年度：4回）ことにより，平成19年度に実施した外部検証結果を次期中期計画へ反映させた。また，文部科学省と随時調整を行うことにより，独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）で指摘を受けた事項にも対応した。

〔中期目標〕Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

1 機構の行う業務については、既存経費の見直し、効率化を進める。

一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の削減を図る。

平成16年度～平成20年度の期間において、主に以下の事項を見直した。

① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進

省エネルギー化に対応するため、省エネルギー化のための環境整備を図り、光熱水費を削減するとともに、平成18年度以降は恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討し、人件費を削減した。

② グループウェアの活用による用紙代の削減

グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め用紙代を削減した。

③ 印刷製本及び配布に係る経費の見直し

印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進した。

④ 競争性を確保した効率的な調達

消耗品等の他機関との共同購入や競争性を確保した契約等をさらに進め、業務経費の削減を図った。

経費削減率（単位：％）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全体	△ 1.70	△ 1.62	△ 2.68	△ 1.58	△ 2.08
一般管理費	△ 3.24	△ 3.24	△ 6.09	△ 3.29	△ 4.17
その他事業費	△ 1.32	△ 1.22	△ 1.88	△ 1.14	△ 1.51

経費削減率については、以下の算式により算出した。

平成16年度：平成16年度経費効率化実績額／平成15年度（項）国立学校支出済歳出額（退職手当等を除く）

平成17～20年度：当期経費効率化実績額／前期決算額（退職手当等を除く）

II 業務運営の効率化に関する事項－1

〔中期計画〕 I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務については、既経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、3%以上存の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、1%以上の削減を図る。

II 業務運営の効率化に関する事項－2, I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置－1

- ① 恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに（平成18年度以降実施）、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。

〔恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングの取組〕（平成18年度以降実施）

恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを検討し、以下の取組を行った。

- ① 会計業務の効率化を図るため、給与計算業務のアウトソーシングを行った。
- ② 派遣職員（秘書・庶務業務、経理・契約業務、司書業務、学位審査業務、大学評価業務、パソコンヘルプデスク業務、会議議事速記）の受入れにより職員の業務の軽減を図った
- ③ 学位授与事業においては、「科目履修生制度の開設状況一覧」の作成に係る業務を外部委託し、これまで3月に公開してきた同一一覧を1月に公開した。
- ④ 情報システム管理運用業務のアウトソーシングを行っている。（平成20年度実施）
- ⑤ 学位審査業務について、学士の学位授与申請に係る刊行物の資料請求の対応業務にテレメールシステムを導入し外部委託したことにより、資料発送対応業務の削減等を図った。（平成20年度実施）

〔省エネルギー化のための環境整備についての取組〕（平成16年度以降実施）

光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備として、以下の取組を行った。

- ① 執務室の空調設備の自動運転時間の短縮、クールビズ・ウォームビズによる執務室及び会議室等の温度設定（夏季：28℃、冬季：19℃（平成20年度は冬季：20℃））の徹底など、光熱量の節約に対する積極的な取組を実施した。
- ② 南向きガラス面の遮光フィルム貼付による冷暖房の保温効果持続など、設備面での光熱水量の効率化を図った。（平成17年度実施）
- ③ 夏期に扇風機を併用することにより、冷房の効率化を図った。（平成18年度以降実施）
- ④ 電子メールを活用することにより、電話の使用頻度及び通話時間を削減した。
- ⑤ パソコン、FAX、複写機等を常時省電力モードにするなど、待機電力の節減を図った。
- ⑥ 新規採用職員に対し「情報セキュリティーポリシーに関する説明会」を行い、情報資産利

用の推進を図った。

- ⑦ 定時退庁を推奨して残業時間の削減に努め、時間外における光熱水量を節約した。
- ⑧ 空調運転スケジュールの改善により、安価な夜間電力の活用を促進した。(平成20年度実施)
- ⑨ 空調自動制御の改善により、空調の不要な部屋について送風を停止するよう設定変更した。(平成20年度実施)

光熱水量費等の削減額 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
超過勤務手当削減額			△ 14,197	△ 6,103	
光熱水量費削減額	△ 3,349	△ 2,386	△ 2,580	△ 730	
計	△ 3,349	△ 2,386	△ 16,777	△ 6,833	

- ② グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。
- ③ 印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。

(1) 平成16年度以降、社会の様々な要請に応える情報サービスの向上を図りつつ、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減するため、以下の取り組みを行った。

- ① 従来ペーパーで行っていた機構内外への各種通知・連絡文書及び委員会等の事前配布資料等について、電子メール、グループウェア及びオンラインストレージ（平成20年度）を積極的に活用することで情報の共有化、ペーパーレス化及び用紙代の削減を図った。
- ② ウェブサイトによる情報提供を積極的に行った。
- ③ ペーパーレス化が困難な会議資料等の文書について、原則として両面印刷を用いるとともに、縮小印刷及び用紙裏面の再利用等、省紙化を徹底した。
- ④ 裏面が使用可能な使用済み用紙は再利用するなど積極的に周知した。
- ⑤ 少人数での打合せの際に大型ディスプレイ使用し、ペーパーレス化を推進した。（平成17年度以降実施）
- ⑥ 業務システムサーバーの仮想化を積極的に行い、業務システム最適化の実現とシステム運用経費の削減を行った。（平成20年度実施）

(2) 平成16年度以降、印刷製本及び配付に係る経費の削減を図るため、①ウェブサイトへの情報掲載、②業務実施状況に応じた印刷製本部数の見直し、及び③独自印刷などによる印刷外注の見直しを行ったことにより、印刷製本に要する経費の削減並びに配付に要する郵便料及び宅配料の削減を行った。

- ① ウェブサイトへの情報掲載を行った印刷物
- ・ 短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成18年度より紙媒体での印刷製本を廃止）
 - ・ 博士学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
 - ・ 試行的評価に関する検証結果報告書
 - ・ 認証評価実施大綱、認証評価基準、自己評価実施要項、評価実施手引書、評価報告書等
 - ・ 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）報告書

- ・大学機関別認証評価に係るシンポジウム，認証評価に関する説明会，自己評価担当者等に対する説明会に関する配付資料等
- ・科目等履修生制度の開設大学一覧
- ・短期大学・高等専門学校専攻科や各省庁大学校の課程認定申出及びレビューに係る手続の手引及び各種様式

② 印刷製本部数の見直しを行った印刷物

- ・博士学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
- ・機構ニュース
- ・研究者要覧

③ 印刷外注の見直しを行った印刷物

- ・出勤簿
- ・休暇簿
- ・職員録廃止（平成17年度以降実施）

(1) コピー用紙及び複写機に要する経費削減額 (2) 印刷製本に係る経費及び通信運搬費の削減額 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)	△ 5,654	△ 88	△ 2,100		
(2)	△ 5,567	△ 533	△ 4,137	△ 107	△ 13,614
計	△ 11,221	△ 621	△ 6,237	△ 107	△ 13,614

④ 消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。

平成16年度以降、予算の適切かつ効率的な執行に際し、消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等の推進策として、以下の取組を行った。

- ① 日常的、定量的に必要とされる事務用消耗品について、随時一括購入を行うことで購入単価の低減を図った。
- ② コピー用紙について、年度当初に年間の使用枚数を見込み単価契約を行うことにより、随意契約での購入より安価にて購入した。また、競争性を確保する一般競争入札により、一層の経費削減につながった。
- ③ 複写機の賃貸契約の低廉化について検討したうえ、一般競争入札による複数年リース契約（4年間）を実施した。（平成17年度実施）
- ④ 一橋大学との警備契約の一括契約を実施した。（平成19年度以降実施）
- ⑤ 大学情報データベースシステム関連の契約の一部及びウェブサイト管理システムの保守契約について、一般競争入札に移行した結果、契約金額の節減が図られた。（平成19年度以降実施）
- ⑥ 小平地区の電話回線移行業務に係る一般競争入札を行った。（平成20年度実施）

なお、平成19年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則、一般競争入札に移行している。

経費削減額（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
削減額	△ 475	△ 30,879	△ 475	△ 13,885	△ 151

〔中期目標〕Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。

2 固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。
また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の削減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

1 適正な事業別予算管理

（1）セグメント区分の設定

平成16年度に業務の説明責任の観点から、業務ごとのセグメント情報を開示し、業務別に適正な予算管理を行うため、「独立行政法人大学評価・学位授与機構セグメント情報規則」を制定し、セグメント区分及びセグメント情報を定め、平成17年度から平成20年度の期間において開示した。

セグメント区分及びセグメント情報は次のとおりである。

【セグメント区分】

- ・大学評価事業
 国立大学法人評価事業等
 機関別認証評価事業
 分野別認証評価事業
- ・学位授与事業
- ・その他の事業
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
 事務費
 一般管理費
- ・事業収益
 運営費交付金収益
 手数料収益
 その他収入
- ・事業損益
- ・総資産額

なお、セグメント情報には、平成17年度から評価手数料収入及び学位審査手数料に係る経費を開示することにより、財源別財務情報を明らかにした。

（2）予算の執行管理

平成16年度から平成20年度の期間において、予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを、四半期毎にモニタリングすることにより、執行状況に応じて当初予算配分額を見直した。

また、平成18年度からは、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても予算執行状況及び予算残高を確認できるように対応したところであり、各事業を担当する部門

においても評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認することが可能になるなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。

2 適正な資金計画

平成16年度から平成20年度の期間において、現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。

3 監査機能の充実

独立行政法人大学評価・学位授与機構監事監査規則に基づく監事監査計画により、監事監査を実施し、機構業務の総合的な運営の改善に努めた。平成17年度は、大学評価事業、学位授与事業及び管理運営等について、それぞれ実施した。また、このほかに、適宜、監事に業務の進捗状況等を報告し、業務遂行の在り方、成果等について意見聴取するなど、監査機能の充実を図った。平成18年度以降は、期中監査において、主に会計経理に関する意見聴取、期末監査において、前年度財務諸表及び業務実績報告書等に対する意見聴取を行い、監査機能の充実を図った。

また、財務の状況に関する監査をより充実させるため、平成16年度から監査法人と監査契約を結び、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行っている。

(1) 内部監査の実施

独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、次のとおり内部監査を実施し、会計処理が適正にされていることを確認した。平成17年度以降は、監査の重点項目を定め、監査期間を1日増やす等充実を図った。なお、平成18年度に関しては、専門的知識を有する第三者を監査人に加え実施した。

① 科学研究費補助金の内部監査	平成16年10月18日 平成17年10月18日 平成18年10月19, 23日 平成19年10月22日 平成20年10月17日
② 内部監査（科学研究費補助金を除く）	平成17年2月18日 平成17年12月20, 21日 平成18年12月20～22日 平成19年10月17～19日 平成20年10月14～16日

4 固定的経費の削減状況

効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、コピー用紙購入に要する経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定的経費を下表のとおり削減した。また、特に、超過勤務手当等の人件費を削減するため、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを行い、下表のとおり超過勤務手当を削減した。

固定経費等削減額（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
固定経費削減額	△ 14,995	△ 33,886	△ 44,320	△ 25,710	△ 27,754
超過勤務手当削減額			△ 14,197	△ 6,103	

IV 財務内容の改善に関する事項－1，2

〔中期計画〕 III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

IV 財務内容の改善に関する事項－1，2

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算 別紙1のとおり

〔平成16年度〕

収入については、学位審査事業における申請者の増加及び奨学寄付金の受入れによる差違が生じた。

支出については、年度当初採用予定者の本務先の事情の変化により専任教員ではなく特任教員として採用したことなどにより人件費に差違が生じた。なお、平成17年度には、専任教員について計画どおり確保できる見込みであり、そのための財源として、次年度への繰越金とした。

〔平成17年度〕

収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込数に比べ少なかったことによるもの及び奨学寄付金の受入れによる差違が生じた。

支出については、専任教員ではなく特任教員として採用したことなどにより人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

〔平成18年度〕

収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込数に比べ多かったこと及び奨学寄付金の受入れにより差違が生じた。

支出については、恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを行ったことなどにより、人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

〔平成19年度〕

収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込数に比べ多かったことによるもの、及び受託研究費の受入れ、並びに奨学寄付金の受入れにより差違が生じた。

支出については、恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを行ったことなどにより、人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

〔平成20年度〕

収入については、学位授与事業における申請者数が見込数に比べ多かったことによるもの、寄付金の受入れにより差違が生じた。

支出については、恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを行ったことなどにより、人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

IV 財務内容の改善に関する事項－ 1. 2

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2 収支計画 別紙2のとおり

[平成16年度]

情報システム等の調達の際の効率化により、固定資産の取得額が低く抑えられ、その分他の費用として支出したため、減価償却費及び運営費交付金収益等に差違が生じた。

[平成17年度]

情報システム等の調達の際、固定資産の取得額を低く抑えることができ、その分他の費用として支出したため、減価償却費及び運営費交付金収益等に差違が生じた。

[平成18年度]

恒常的な光熱費や消耗品等の経費の削減により効率化を図ることができ、その分機械警備の導入に係る経費等の施設整備に充てたため、差違が生じた。

[平成19年度]

恒常的な光熱費や消耗品等の経費の削減により効率化を図ることができ、その分環境整備等の施設整備等に充てたため、差違が生じた。

[平成20年度]

印刷製本費や通信運搬費、消耗品費の経費の削減により効率化を図ることができ、その分を緊急性のある宿舍の整備等に充てたため、差違が生じた。

3 資金計画 別紙3のとおり

[平成16年度]

業務活動の資金支出の差違は、主に施設設備等の職務環境等の整備に要した費用の未払金によるものである。なお、機構は平成15年度に現在の地に移転し、平成16年度に独立行政法人に移行したところであるが、これまでの学位授与事業に加え、新たに発足した認証評価制度及び国立大学法人評価制度に対し、新たな事業に取り組む必要があったことから、これらの事業の進捗を見極めつつ施設整備等の職務環境等の整備を実施したため、年度後半に支出が集中することとなり、一時的に未払金が生じたものである。

また、投資活動の資金支出については、固定資産調達の際の効率化により差違が生じた。

[平成17年度]

業務活動の資金支出については、年度当初計画になかったが、緊急性のあった宿舍の改修等が必要となったもの及び施設設備等の環境整備等に要したものにより差違が生じたものである。

また、投資活動の資金支出については、固定資産の取得額を低く抑えることができたため差違が生じた。

[平成18年度]

業務活動の資金支出については、見込数に比べ大学等認証評価事業の申請校数が多かったことなどによる業務量の増大のため差違が生じた。

また、投資活動の資金支出については、固定資産の取得額を低く抑えたため差違が生じた。

[平成19年度]

業務活動の資金支出については、業務の効率化及び人件費削減の取組等経費の削減により、差違が生じた。

また、投資活動の資金支出については、期中に独立行政法人通則法第47条に基づく政府短期証券の購入による資金運用を行ったため、差違が生じた。

[平成20年度]

業務活動の資金支出については、業務の効率化及び人件費削減の取組等経費の削減により、差違が生じた。

4 人件費の削減

平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（1,109百万円）に比べて5.0%以上（平成20年度までには概ね3%以上）削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

本項目は、平成17年12月24日閣議決定された「行政改革の重要方針」において、「各法人は中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行うことを基本とする」とともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取組、各法人の長はこれらの取組を含む中期計画を策定することとされており、文部科学大臣により上記閣議決定等を受けた中期目標の一部変更が行われ、その指示を受けたため、平成18年3月31日に中期計画の変更認可申請を行い、同日付で文部科学大臣による認可を受け、新しく追加した項目である。

平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて5%以上削減するため、第一期中期目標期間の最終年度である平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減するために必要な計画を立てた。

平成19年度には退職した教員の一部不補充及び組織改組による管理職ポストの削減を行った。また、平成18年度から平成20年度にかけて、業務量が増大する部署への配置換えによる増員及び派遣職員の配置により、常勤職員の超過勤務時間抑制を図った。なお、派遣職員の配置に伴う業務の質の低下を招かないよう、担当業務に関係する打合せを派遣職員を含めて頻繁に行うとともに、関連する出張へ派遣職員を同行させるなどし、業務が適切に遂行できるよう配慮した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額（千円）	1,017,337	1,010,727	927,788	935,765
人件費削減率（%）		△0.6	△8.8	△8.0

IV 財務内容の改善に関する事項－1，2

〔中期計画〕IV 短期借入金の限度額

IV 財務内容の改善に関する事項－1，2

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 6億円

平成16年度～平成20年度の期間において該当なし

IV 財務内容の改善に関する事項－1，2

IV 短期借入金の限度額

2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

平成16年度～平成20年度の期間において該当なし

IV 財務内容の改善に関する事項－1，2

〔中期計画〕 V 重要な財産の処分等に関する計画

IV 財務内容の改善に関する事項－1，2

V 重要な財産の処分等に関する計画

なし

平成16年度～平成20年度の期間において該当なし

IV 財務内容の改善に関する事項－1, 2

〔中期計画〕VI 剰余金の使途

IV 財務内容の改善に関する事項－1, 2

VI 剰余金の使途

1 評価業務の充実

平成16年度～平成20年度の期間において剰余金の執行はなかった。

IV 財務内容の改善に関する事項－1, 2

VI 剰余金の使途

2 学位授与業務の充実

平成16年度～平成20年度の期間において剰余金の執行はなかった。

IV 財務内容の改善に関する事項－1, 2

VI 剰余金の使途

3 調査研究業務の充実

平成16年度～平成20年度の期間において剰余金の執行はなかった。

IV 財務内容の改善に関する事項－1, 2

VI 剰余金の使途

4 情報収集・整理・提供業務の充実

平成16年度～平成20年度の期間において剰余金の執行はなかった。

〔中期目標〕 V その他業務運営に関する重要事項

1 事業推進にあたり、教職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

V その他業務運営に関する重要事項－1

〔中期計画〕 VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

V その他業務運営に関する重要事項－1

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項－1 (1)

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

(1) 組織の整備及び職員の配置について

〔平成16年度〕

独立行政法人への移行に伴い管理運営部門において業務量の増大が見込まれること、評価事業部門においては大学等の認証評価及び国立大学法人等の教育研究の状況についての評価の本格実施に向けての準備段階であることから、評価事業部の配置職員数を減じて管理部を増員し、また、評価システム構築に係る調査研究の充実を図る必要から評価研究部に1人の増員を行うなど、業務量の状況に応じた適正な配置を行った。

管理部においては、総務課に3人、会計課に2人、学位審査課に4人を増員し、情報課は情報業務の円滑化・効率化の促進のため民間企業から情報システム開発に関し専門的な知識・技術を持つ職員4人を任期付きで採用し、職員1人の減員を実施した。

評価事業部においては、大学等の認証評価及び国立大学法人等の教育研究の状況についての評価に対応するため、法人化前の各課・室における業務内容の見直しを図り、新たな評価制度に対応した業務内容に変更し、企画調整室は評価業務の総合調整及び大学・短期大学の機関別認証評価を担当することによる業務量の増加に鑑み3人を増員し、評価調査室に国際連携業務の強化のため1人を増員、法科大学院評価室、評価第1課、評価第2課、評価第3課は、法人化前の事務組織からそれぞれ1人、5人、2人、5人の職員を減員した。

〔平成17年度〕

平成17年10月に「国際連携センター」を新設し、同月に公募により採用した教員（教授）1人を配置した。また、同センターの業務を充実させるため、平成18年度採用予定の教員公募を行い、2人（助教授1、助手1）の採用（任期制）を決定した。

平成16年度は法人化に伴う業務量増に対応するため、管理部総務課に3人、会計課に2人の増員を行ったが、平成17年度においては、業務量の変動に応じた配置人員の見直しを行い、管理部は3人の減員、評価事業部は1人の増員を行った。

このほか、情報関連の体制の充実を図るため、平成16年度に引き続き情報に関する専門的な知識・経験を有する人材を民間から4人採用し、管理部情報課に配置した。

また、評価事業部においては、今後の評価制度に対応した担当業務の明確化、並びに国際連携センター設置に伴う業務拡充等により、企画調整室、評価調整室、及び法科大学院評価研究室をそれぞれ企画調整課、評価調査・国際課及び法科大学院評価課に変更するとともに、業務量に応じた人員を配置した。

[平成18年度]

評価事業部において、平成17年度に認証評価機関として初めて実施した評価業務、法科大学院の平成19年度本評価実施に向けての業務及び国際連携センターに係る業務等、各課の担当業務の実績を踏まえた上で、今後の業務量の変動見込みを行い、業務量に応じた係体制等の整備を行った。

また、企画調整会議の定例化、全体協議会等の廃止など機構内委員会の見直しを行い、管理運営の効率化を図った。

国際連携センターには、業務推進のため教員2人を増員し、評価事業部には、今後の業務量の増加に対応するため、6人の増員を行った。このほか、平成16・17年度に任期付で民間から採用した情報に関する専門的な知識・経験を有する者については、情報関連の体制の充実及び効率化を図るため、引き続き4人を採用した。

[平成19年度]

業務運営の効率化を推進するため、組織を改組するとともに、業務量に応じた人員配置を行った。具体的には、業務量の変動に応じた課の統合、廃止、新設を行い、2部10課体制（管理部4課、評価事業部6課）から役員直轄の企画監査課を新設した上で、2部7課体制（管理部3課、評価事業部4課）に組織を改組した。また、研究部においては、部門制を廃止した。

平成19年度当初の人員配置については、新設の企画監査課に6人の職員を配置し、管理部にあっては、業務の移管等により3人の減員、評価事業部にあっては、業務量増により1人の増員、教員にあっては、9人の定年等退職に対して当面の措置として4人の補充を行った。さらに、年度途中に、平成20年度の評価事業等の業務増大を見据えた職員配置の一環として、新規採用や人事交流及び配置換を行った。

[平成20年度]

業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた係体制の整備を行い、評価第1課を5係体制から3係体制に、評価第2課を4係体制から8係体制に改組した。

年度当初の評価事業部の人員配置については、評価企画・国際課から7人及び評価第1課から13人を減員し、業務量が増大となる評価第2課に18人及び法科大学院評価課に1人の増員を行った。さらに、業務量の増大に対応するため、評価事業部には、6月から10月までに人事交流等（管理部等からの配置換含む）により11人の増員を行った。

(2) 人事交流及び新規採用職員について

全国の国立大学法人等との定期的な人事交流を行い、大学等の業務を経験している職員を採用することにより、機構の業務に即対応できる人材の確保と組織の活性化を図った。

また、人事交流を行うことにより、機構で評価業務を経験した職員が出向元の大学等に戻り、当該大学の自己点検や評価の業務に携わる例も多く、大学等における評価業務の人材養成に十分寄与している。

平成16年度の人事交流者は、51機関75人となっている。

平成17年度の人事交流者は、42機関67人となっている。

平成18年度の人事交流者は、47機関73人となっている。

平成19年度の人事交流者は、50機関74人となっている。

平成20年度の人事交流者は、54機関75人となっている。

新規職員の採用について、法人化前の平成14年度から計画的に実施している。平成16年度は、国家公務員採用試験合格者及び国立大学法人等職員採用試験合格者から、7人の職員を採用し、平成17年度は国立大学法人等職員採用試験合格者から3人、平成18年度は1人、平成19年度は6人、平成20年度は4人の事務系職員を採用した。

② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

職員の資質の向上を図り、業務遂行の実効を挙げることを目的として、機構内研修を実施するとともに、外部の専門的研修も積極的に活用し、職務の遂行に必要な知識の修得を図った。研修の実施及び参加状況は、次のとおりである。

(1) 機構において実施した実践的研修等

① 初任職員研修

新規採用者を対象に、機構職員としての心構えや職務に当面必要とされる基礎的、専門的知識の習得を目的に、平成16年度は、4月16日に10人、10月6日に2人の参加により、初任者研修を実施した。

また、平成17年度からは、新規採用者及び大学等からの人事交流者（以下、初任職員とする。）を対象に、4月11日から3日間の日程で、初任職員45人、平成18年度は、4月3日から4日間の日程で初任職員48人、平成19年度は、4月2日から2日間の日程で初任職員45人、及び平成20年度は、4月1日に、初任職員45人の参加により、機構採用教職員オリエンテーションを実施した。

② 大学評価事業に関する研修会

初任職員を主な対象者として、大学評価事業の理解を深めることを目的に、平成16年度は、4月7日から3日間の日程で、評価研究部長が講師となって研修会を実施した。

また、平成17年度からは、評価に関する基礎的、専門的知識の習得及び大学評価事業の現状について認識を深めさせることを目的に、4月12日に初任職員45人、平成18年度は、4月6日に初任職員等58人、8月4日に初任職員等64人、平成19年度は、4月4日に初任職員45人、4月25日に初任職員等70人、及び平成20年度は、4月24日に初任職員等50人、5月8日に初任職員等30人の参加により、評価事業に関する研修を実施した。

③ 学位授与事業に関する研修

初任職員を主な対象として、学位授与に関する基礎的知識の習得及び学位授与事業の現状について認識を深めさせることを目的に、平成18年度は、4月5日に初任職員等58人、平成19年度は、4月4日に初任職員45人、及び平成20年度は、4月1日に初任職員33人の参加により、学位授与事業に関する研修を実施した。

④ パソコン研修

平成16年度は、Excel、一太郎、Access等の知識の修得及び操作性の向上を目的に、6月に12日間にわたって6コースを設定し、延べ66人の参加によりパソコン研修を実施した。

平成17年度からは、Excel、Access、PowerPoint、Wordの知識の修得及び操作性の向上と併せて情報モラルの普及啓発を目的に、6月に8日間にわたって延べ73人、平成18年

度は、延べ39人、平成19年度は、延べ45人の参加により、パソコン研修を実施した。

また、平成20年度は、Excel, Access, PowerPoint の知識の修得及び情報モラルの普及を目的に、6月に4日間にわたって、延べ57人の参加により、パソコン研修を実施した。

⑤ 一般英会話研修

事務系職員の英会話能力の向上を目的に、9月と1月にそれぞれ8日間の設定で、平成16年度は、延べ68人、平成17年度は、延べ38人の参加により一般英会話研修を実施した。

平成18年度から、英会話能力の向上を図るため、一定レベル以上の英語能力を有する事務系職員（平成18年度3人、平成19年度4人、平成20年度2人）に受講者のレベルに応じたスクール通学タイプ（週2回英会話学校に通学し、ラウンドアップレッスンを受講）の英会話研修を受講させるとともに、研修終了後に研修成果を確認するために TOEIC テストを受験させた。

また、平成19年度には、日程的に英会話スクールへの通学が困難かつ英語での業務遂行能力の向上を目指す事務系職員6人に、3月に3日間の合宿型研修を受講させた。

⑥ 情報セキュリティポリシーに関する説明会

コンピュータ、電子メール、及びグループウェア等の情報資産を利用するにあたっての基本的な注意点や、ネットワーク上のトラブルや犯罪から身を守るために必要な知識等について、平成17年4月4日に初任職員45人の参加により、情報セキュリティポリシーに関する説明会を実施した。また、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため「情報セキュリティマニュアル」を作成し、11月に全教職員へ配付した。

平成18年度は、4月3日に初任職員48人、平成19年度は、4月2日に初任職員40人、及び平成20年度は、4月1日に初任職員33人の参加により実施した。

⑦ 事務系職員マネジメント研修

法人化後の国立大学の課題について理解を深めることを目的として、平成18年2月16日に事務系職員88人の参加により、マネジメント研修を実施した。

⑧ 著作権に関する研修

平成19年度に、個人情報保護法やプロバイダー責任制限法など、コンピュータやインターネットが身近になった昨今において、必要とされる著作権の基礎知識の習得を目的に、6月25日に外部講師を招へいし、職員32人の参加により研修会を実施した。

⑨ メンタルヘルスケア研修

平成20年度に、厚生労働省労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づき、2月9日に外部講師を招へいし、職員38人の参加により、ストレス回避方法等を習得するための研修会を実施した。

(2) 外部機関で実施されている研修への参加

法人の財務管理、著作権制度、情報システムの専門的知識などの外部機関で実施する研修（講習及びセミナー）に平成16年度は、11件、延べ49人、平成17年度は、20件、延べ38人、平成18年度は衛生管理等に関する専門的研修を上記に加えた14件に、延べ32人、平成19年度は、18件に、延べ45人、及び平成20年度は、26件に、延べ45人の職員が参加した。

(3) 大学等実務研修

機構で採用した事務系職員が大学等の実務を経験することを通じて、職務遂行能力の向上及び機構の業務推進に資することを目的に、平成17年3月に大学等実務研修制度を制定した。この制度に基づき、5人の事務系職員を、西東京地区の4大学へ派遣した。

平成18年度は6人の事務系職員を西東京地区等の5大学へ、

平成19年度は4人の事務系職員を西東京地区等の3大学へ、

平成20年度は1人の事務系職員を平成19年度から引き続き西東京地区の大学へ派遣した。

(4) 海外派遣研修員制度

事務系職員を海外の教育研究機関等において、事務等の実務を経験させることにより、実務専門知識を習得させるとともに語学能力を向上させることを目的として、平成17年2月に海外派遣研修員制度を制定した。この制度に基づき、平成18年2月上旬から4月上旬の約2ヶ月間アメリカ合衆国の大学等へ1人、平成20年8月下旬から9月下旬の約1ヶ月間イギリスの Eurocentres London central 校及び日本学術振興会ロンドン研究連絡センターへ1人事務系職員を派遣した。

(5) 文部科学省関係機関職員行政実務研修

文部科学省が国立大学法人等の文部科学省関係機関の職員を対象に実施している行政実務研修に、平成16、17年度は1人、平成18年度は2人、平成19、20年度は1人の事務系職員を派遣した。

V その他業務運営に関する重要事項－1

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項－1（1）

③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

各国立大学法人の学長、各公私立大学長及び各大学共同利用機関長に教員の採用に係る公募を通知するとともに、機構のウェブサイト及び独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者データベースに情報を掲載し、広く公募を行った。

教員の選考にあたっては、機構外委員の4人と機構教員4人の計8人で構成する教員選考委員会で教員候補者を選出し、運営委員会の議を経て、機構長が決定した。

[平成16年度]

平成16年度における公募状況は、次のとおりである。

(1) 第1回公募

① 公募する部門

公 募 部 門	公募人数	応募者数
評価研究部	} 1人 } 若干名	3人 16人 23人 18人
教育・研究評価開発部門 教授		
評価システム開発部門 教授		
評価システム開発部門 助教授		
評価システム開発部門 助手		

- ② 応募期間 平成16年6月14日 ～ 7月16日
- ③ 教員選考委員会 2回開催（7月26日、8月23日）
- ④ 面接 8月23日
- ⑤ 運営委員会 9月16日
- ⑥ 採用 教授2人

(2) 第2回公募

① 公募する部門

公 募 部 門	公募人数	応募者数
評価研究部	} 若干名	4人 10人 7人
評価システム開発部門 教授		
評価システム開発部門 助教授		
評価システム開発部門 助手		
学位審査研究部	} 1人	3人
学位審査部門 教授		

- ② 応募期間 平成16年12月22日 ～ 平成17年1月21日
- ③ 教員選考委員会 2回開催（2月4日、2月21日）
- ④ 面接 2月21日
- ⑤ 運営委員会 3月18日
- ⑥ 採用 教授2人及び助手2人

[平成17年度]

平成17年度における公募状況は、次のとおりである。

(1) 第1回公募

① 公募部門等

公募部門及び職種	公募人数	応募者数
評価研究部 評価システム開発部門 教授又は助教授	若干名	17人

※機構の行う事業の国際連携を推進することを目的とした「国際連携センター」の設置を検討していたため、当該組織が設置された場合には、国際連携センター所属教員とすることを公募要項に明記した。

(検討の結果、国際連携センターは、平成17年10月1日設置された。)

- ② 応募期間 平成17年7月5日～平成17年8月5日
- ③ 教員選考委員会 2回開催(8月30日, 9月16日)
- ④ 面接 9月16日
- ⑤ 運営委員会 9月21日
- ⑥ 採用 教授1人

(2) 第2回公募

① 公募部門等

公募部門及び職種	公募人数	応募者数
国際連携センター 助教授又は助手	若干名	19人

※国際連携センターにあっては、流動的かつ多様な人材の確保を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制を当該職に導入することとし、任期を5年(再任可)とすることを公募要項に明記した。

なお、この任期制の導入は、機構では初めての措置であり、機構内規則として、独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の任期に関する規則を平成17年12月に制定した。

- ② 応募期間 平成17年12月12日～平成18年1月13日
- ③ 教員選考委員会 2回開催(2月10日, 3月2日)
- ④ 面接 3月2日
- ⑤ 運営委員会 3月15日
- ⑥ 採用 助教授1人及び助手1人

[平成18年度]

平成18年度における公募状況は、次のとおりである。

(1) 第1回公募

① 公募研究部等

公募研究部及び職種	公募人数	応募者数
評価研究部 教授	2人	11人

※機構の教員にあっては、流動的かつ多様な人材の確保を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制を全教員に導入することとし、公募要項に任期を5年(再

任可) とすることを明記した。

② 応募期間 平成18年11月1日～平成18年11月27日

③ 教員選考委員会 1回開催(平成18年12月20日)

教員選考委員会で、各応募者の経歴・評価経験等、並びに評価研究部における今後の業務計画及び繁忙状況を勘案し、慎重に審議した結果、今回の応募者の中からは適任者を得ることができなかった。

このことを踏まえ、具体的な担当業務内容及び応募資格等について改めて検討を行い、再度公募を行うこととした。なお、他の人事案件も同時期に併せて公募することとした。

(2) 第2回公募

① 公募研究部等

公募研究部及び職種	公募人数	応募者数
評価研究部及び学位審査研究部 教授	2人	7人

② 応募期間 平成19年1月18日～平成19年2月13日

③ 教員選考委員会 3回開催(平成19年1月16日, 3月1日, 3月12日)

④ 面接 3月12日

⑤ 運営委員会 3月23日

⑥ 採用 教授2人

[平成19年度]

平成19年度における公募状況は、次のとおりである。

(1) 第1回公募

① 公募研究部等

公募研究部及び職種	公募人数	応募者数
評価研究部 教授	1人	9人

② 応募期間 平成19年5月25日～平成19年6月25日

③ 教員選考委員会 2回開催(平成19年7月31日, 8月9日)

④ 面接 8月9日

⑤ 運営委員会 9月7日

⑥ 採用 教授1人

(2) 第2回公募

① 公募研究部等

公募研究部及び職種	公募人数	応募者数
学位審査研究部 教授	1人	2人

② 応募期間 平成19年7月31日～平成19年8月20日

③ 教員選考委員会 2回開催(平成19年8月29日同日開催)

④ 面接 8月29日

⑤ 運営委員会 9月7日

⑥ 採用 教授1人

[平成20年度]

① 公募研究部等

公募研究部 及び 職種	公募人数	応募者数
評価研究部 教授	1人	4人
学位審査研究部 教授	1人	3人

- ② 応募期間 平成20年7月16日 ～ 平成20年8月15日
- ③ 教員選考委員会 2回開催（平成20年9月1日，9月8日）
- ④ 面接 9月8日
- ⑤ 運営委員会 10月6日
- ⑥ 採用 教授2人

V その他業務運営に関する重要事項－1

〔中期計画〕 VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(2) 人員に係る指標

V その他業務運営に関する重要事項－1

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項－1 (2)

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、その職員数の抑制を図る。

（参考1）

① 期初の常勤職員数 149人

② 期末の常勤職員数見込み 149人

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

5,400百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

平成16年度から平成20年度までの、各年度期初及び期末の常勤職員数については下記のとおりである。平成17年度、平成19年度及び平成20年度については、業務量の増大等に対応するため、年度途中の新規採用及び人事交流により年度期初と比較して期末の常勤職員数が増加しているが、各年度とも、中期目標期間期初の常勤職員数として計画していた149人を上回ることはないよう、着実に職員数の抑制を図った。

常勤職員数（人）

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
期初	142	143	148	137	135
期末	141	144	138	140	145

平成16年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
取入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	2,189	2,189	0	
学位授与審査等手数料	72	83	11	申請者の増によるもの
その他	8	9	1	
寄附金	0	5	5	奨学寄附金の受入れによるもの
計	2,269	2,286	17	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,784	1,645	△ 139	
うち 人件費(退職手当を除く)	1,009	908	△ 101	主に本務先の事情の変化により専任教員でなく特任教員として採用したことによるもの
物件費	764	727	△ 36	光熱水量や消耗品等の節約など業務の効率化によるもの
退職手当	11	10	△ 1	
学位授与審査等経費	72	83	11	申請者増加に伴う業務量の増によるもの
一般管理費	413	463	50	
うち 人件費(退職手当を除く)	254	257	3	
物件費	159	206	47	施設設備等の職務環境等の整備によるもの
退職手当	0	0	0	
計	2,269	2,191	△ 78	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成17年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	2,189	2,189	0	
大学等認証評価手数料	116	64	△ 52	見込数に比べ申請校数が少なかったことによるもの
学位授与審査等手数料	88	87	△ 1	
その他	8	9	1	
寄附金	0	10	10	奨学寄附金の受入れ増によるもの
計	2,400	2,359	△ 41	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,775	1,717	△ 58	
うち 人件費(退職手当を除く)	1,013	978	△ 35	主に、専任教員でなく特任教員として採用したことによるもの
物件費	756	733	△ 23	光熱費や消耗品等の節約などによるもの
退職手当	5	6	1	
大学等評価経費	116	64	△ 52	
学位授与審査等経費	88	87	△ 1	
一般管理費	422	461	39	
うち 人件費(退職手当を除く)	249	256	7	
物件費	154	205	51	緊急性のあった宿舍の改修及び環境整備などの施設設備等に充てたことによるもの
退職手当	19	0	△ 19	
計	2,400	2,330	△ 70	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	2,074	2,074	0	
大学等認証評価手数料	99	118	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	90	88	△ 2	
その他	8	11	3	
寄附金	0	15	15	奨学寄附金の受入れ増によるもの
計	2,270	2,306	36	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,690	1,605	△ 85	
うち 人件費(退職手当を除く)	956	947	△ 9	
物件費	710	651	△ 59	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
退職手当	24	7	△ 17	
大学等評価経費	99	118	19	
学位授与審査等経費	90	88	△ 2	
一般管理費	392	419	27	機械警備の導入に係る経費などの施設整備に充てたことによるもの
うち 人件費(退職手当を除く)	242	234	△ 8	
物件費	149	185	36	
退職手当	1	0	△ 1	
計	2,270	2,231	△ 39	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	1,996	1,996	0	
大学等認証評価手数料	234	253	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	87	88	1	
その他	8	25	17	受託研究費の受入れなどによるもの
寄附金	0	4	4	奨学寄附金の受入れ増によるもの
計	2,324	2,366	42	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,622	1,459	△ 163	
うち 人件費(退職手当を除く)	921	871	△ 50	
物件費	666	568	△ 98	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
退職手当	35	21	△ 14	
大学等評価経費	234	253	19	
学位授与審査等経費	87	88	1	
一般管理費	381	395	14	
うち 人件費(退職手当を除く)	229	217	△ 12	
物件費	144	178	34	環境整備などの施設整備等に充てたことによるもの
退職手当	8	0	△ 8	
計	2,324	2,197	△ 127	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	1,896	1,896	0	
大学等認証評価手数料	89	91	2	
学位授与審査等手数料	101	106	5	見込み数に比べ申請者数が多かったことによるもの
受託事業収入	266	266	0	
その他	8	22	14	
寄附金	0	4	4	
計	2,360	2,384	24	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,540	1,446	△ 94	
うち 人件費(退職手当を除く)	889	873	△ 16	
物件費	623	542	△ 81	消耗品や印刷製本費の節約などによるもの
退職手当	29	31	2	
大学等評価経費	89	91	2	
学位授与審査等経費	101	106	5	申請者数増加に伴う業務量の増によるもの
受託事業費	266	266	0	
一般管理費	363	381	18	緊急性のあった宿舍の改修及び環境整備などに充てたことによるもの
うち 人件費(退職手当を除く)	223	217	△ 6	
物件費	140	162	22	
退職手当	0	2	2	
計	2,360	2,290	△ 70	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成16年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,108	(b) 2,140	(b)-(a) 32	
経常費用	2,108	2,140	32	
業務等経費	1,525	1,538	14	
学位授与審査等経費	72	83	11	
一般管理費	413	493	80	施設設備等の職務環境等の整備によるもの
減価償却費	99	27	△ 72	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,108	2,140	32	
運営費交付金収益	1,930	2,021	91	
学位授与審査等手数料	72	83	11	
資産見返物品受贈額戻入	52	26	△ 26	
資産見返運営費交付金戻入	47	1	△ 46	固定資産調達の際の効率化及び調達時期が年度後半に偏ったことによるもの
雑収入	8	10	2	
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成17年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,394	(b) 2,293	(b)-(a) △ 101	
経常費用	2,394	2,293	△ 101	
業務等経費	1,518	1,606	88	業務量の増によるもの
大学等評価経費	116	64	△ 52	
学位授与審査等経費	88	87	△ 1	
一般管理費	422	501	79	緊急性のある宿舎の改修及び環境整備などの施設設備等に充てたことによるもの
減価償却費	251	35	△ 216	主に情報システム等の調達の際の効率化によるもの
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,394	2,293	△ 101	
運営費交付金収益	1,932	2,096	164	固定資産調達の際の取得額が低く抑えることができたことによるもの
大学等認証評価手数料	116	64	△ 52	見込数に比べ申請校数が少なかったことによるもの
学位授与審査等手数料	88	87	△ 1	
資産見返物品受贈額戻入	195	25	△ 170	
資産見返運営費交付金戻入	56	10	△ 46	
雑収入	8	11	3	
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,274	(b) 2,250	(b)-(a) △ 24	
経常費用	2,274	2,250	△ 24	
業務等経費	1,664	1,545	△ 119	ペーパーレス化などの経費の削減によるもの
大学等評価経費	99	118	19	
学位授与審査等経費	90	88	△ 2	
一般管理費	381	458	77	機械警備の導入に係る経費などの施設整備に充てたことによるもの
減価償却費	40	40	0	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,274	2,250	△ 24	
運営費交付金収益	2,038	1,986	△ 52	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
大学等認証評価手数料	99	118	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	90	88	△ 2	
資産見返物品受贈額戻入	24	24	0	
資産見返運営費交付金戻入	16	16	0	
雑収入	8	18	10	宿舍使用料の増加によるもの
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,354	(b) 2,188	(b)-(a) △ 166	
経常費用	2,354	2,188	△ 166	
業務等経費	1,619	1,380	△ 239	ペーパーレス化などの経費の削減によるもの
大学等評価経費	234	253	19	
学位授与審査等経費	87	88	1	
一般管理費	375	426	51	環境整備などの施設整備等に充てたことによるもの
減価償却費	39	40	1	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,354	2,188	△ 166	
運営費交付金収益	1,986	1,776	△ 210	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
大学等認証評価手数料	234	253	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	87	88	1	
資産見返物品受贈額戻入	21	21	0	
資産見返運営費交付金戻入	17	19	2	
雑収入	8	30	22	受託研究費の受入れによるもの
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,373	(b) 2,277	(b)-(a) △ 96	
經常費用	2,373	2,277	△ 96	
業務等経費	1,532	1,407	△ 125	
大学等評価経費	89	91	2	
学位授与審査等経費	101	106	5	
受託事業費	266	266	0	
一般管理費	351	351	0	
減価償却費	34	57	23	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,373	2,727	354	
運営費交付金収益	1,876	2,191	315	
大学等認証評価手数料	89	91	2	
学位授与審査等手数料	101	106	5	
受託事業収入	266	266	0	
資産見返物品受贈額戻入	13	13	0	
資産見返運営費交付金戻入	21	32	11	
雑収入	8	29	21	
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成16年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,269	(b) 1,602	(b)-(a) △ 667	
業務活動による支出	2,009	1,536	△ 474	施設設備等の職務環境等の整備によるもの
投資活動による支出	259	66	△ 193	固定資産調達の際の効率化によるもの
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	699	699	
資金収入	2,269	2,301	32	
業務活動による収入	2,269	2,301	32	
運営費交付金による収入	2,189	2,189	0	
その他の収入	79	112	32	学位審査手数料の増及び前受金によるもの
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成17年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,400	(b) 2,678	(b)-(a) 278	
業務活動による支出	2,143	2,607	464	緊急性のあった宿舍の改修及び環境整備などの施設設備等に充てたことによるもの
投資活動による支出	257	70	△ 187	情報システム等の調達の際の効率化によるもの
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	381	381	
資金収入	2,400	2,360	△ 40	
業務活動による収入	2,400	2,360	△ 40	
運営費交付金による収入	2,189	2,189	0	
その他の収入	211	171	△ 40	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,270	(b) 2,351	(b)-(a) 81	
業務活動による支出	2,234	2,332	98	
投資活動による支出	36	19	△ 17	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	354	354	
資金収入	2,270	2,324	54	
業務活動による収入	2,270	2,324	54	
運営費交付金による収入	2,074	2,074	0	
その他の収入	196	250	54	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,324	(b) 2,373	(b)-(a) 49	
業務活動による支出	2,314	2,057	△ 257	
投資活動による支出	10	316	306	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	650	650	
資金収入	2,324	2,668	344	
業務活動による収入	2,324	2,367	43	
運営費交付金による収入	1,996	1,996	0	
その他の収入	328	372	44	
投資活動による収入	0	300	300	
財務活動による収入	0	0	0	

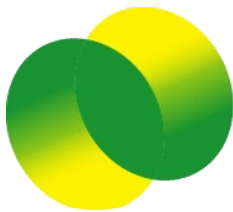
※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,360	(b) 2,290	(b)-(a) △ 70	
業務活動による支出	2,339	2,221	△ 118	
投資活動による支出	20	69	49	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	0	0	
資金収入	2,360	2,384	24	
業務活動による収入	2,360	2,384	24	
運営費交付金による収入	1,896	1,896	0	
その他の収入	464	488	24	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

URL. <http://www.niad.ac.jp/>